

令和 4（2022）年度
包括外部監査結果報告書

令和 5（2023）年 1 月
港区包括外部監査人
弁護士 竹内 朗

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として港区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、港区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。また、法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

第1章 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
5. 監査の方法	3
6. 外部監査の実施期間	4
7. 監査従事者	4
8. 利害関係	5
第2章 外部監査の対象	6
1. 港区の多様性の尊重に関する施策の概要	6
2. 監査対象とした事業	16
第3章 外部監査の総括	23
1. 外部監査の総括	23
2. 外部監査の結果及び意見の一覧	26
第4章 外部監査の結果及び意見（各論）	34
I 人権尊重・啓発に関する事業	34
II 男女平等参画に関する事業	45
III 国際化推進に関する事業	78
IV 障害者福祉に関する事業	116
V 子ども・子育て支援に関する事業	142
VI 高齢者支援に関する事業	165
VII 自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組 ..	178

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に定める港区との包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
ただし、必要に応じて令和2年度以前及び令和4年度の執行分を含む。

4. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

港区は、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）において、めざすまちの姿の一つとして、「区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、港区への愛着と誇りを持って活発なコミュニティが醸成されているまち」を掲げている。

そして、重点課題4として、「多様な人がともに支え合いながら暮らす『地域共生社会』の実現」を掲げ、「あらゆる人が、ともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って心豊かに暮らせる地域共生社会を実現」としている。

また、重点課題6として、「地域の力を結集して課題を解決する『参画と協働』の推進」を掲げ、「区民、民間及び全国各地域の力を結集し、都心にふさわしい『参画と協働』の取組を推進」としている。

社会に目を転じれば、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）では、「包摂性：誰一人取り残さない」「参画型：全てのステークホルダーが役割を」といった特徴が打ち出されている。港区も、港区基本計画において政策や施策とSDGs

との関連を明らかにし、SDGs の目標を踏まえて区政を推進していくことを表明している。

そして、民間企業においても、組織のダイバーシティ&インクルージョン（多様性と包摂性）を推進することが、イノベーション（新たな価値を創造する変革）の促進につながると理解されている。

こうした理解を出発点として、港区が推進する「多様性の尊重に関する事業」を包括外部監査の対象とすることは、監査テーマとして今日のかつ先進的であり、港区の在住者・在勤者・在学者・来街者及び港区職員（以下「港区の在住者等」という。）の関心も高く、有意義であると考えた。

とはいえ、「多様性」という概念は、漠然としており多義的である。

そこで、本監査においては、「多様性」の概念を、「多様な背景や個性を持った港区の在住者等がコミュニティに包摂され、共生・参画・協働する中で、新たな価値が創造されること」「その新たな価値を、コミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること」と定義することにした。

つまり、多様性が尊重されることはあくまで手段と位置づけられ、その目的はコミュニティを構成するあらゆる人々が新たな価値を享受することにある。

そして、港区が推進している各個別計画（港区男女平等参画行動計画、港区国際化推進プラン、港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画、港区子ども・子育て支援事業計画）の中にも、多様性の尊重に関する事業を数多く見出すことができる。

港区が事業として進めている「人権尊重・啓発」「男女平等参画」「国際化推進」「障害者福祉」「子ども・子育て支援」「高齢者支援」は、マイノリティとして排除されかねない人たちをコミュニティに包摂する、マイノリティに対する人権侵害や差別を撤廃する、という効果があり、それ自体が意義のある施策であるが、今回は福祉施策的な側面よりも、多様性の尊重を特に意識すべき政策分野である点に焦点をあてることとした。

そこで、「多様性の尊重に関する事業」の具体的な中身としては、

- 人権尊重・啓発に関する事業
- 男女平等参画に関する事業
- 国際化推進に関する事業
- 障害者福祉に関する事業
- 子ども・子育て支援に関する事業
- 高齢者支援に関する事業

を監査の対象とすることとした。

さらに、多様性の尊重に関わる事業を推進している自治体としての港区自身の、組織としてのダイバーシティ&インクルージョンはどれほど進んでいるのかという点も、港区の在住者等の関心が高いと思われたので、

➤ 自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組も監査の対象とすることとした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。
- ・ 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手順

- ・ 多様性の尊重に関する事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 多様性の尊重に関連する施設等の現場視察を実施する。

(3) 監査の対象

① 監査の対象部署等

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| ・ 総合支所
赤坂地区総合支所 | 管理課、協働推進課、まちづくり課、区民課 |
| ・ 支援部
産業・地域振興支援部 | 地域振興課、国際化・文化芸術担当、産業振興課 |
| 保健福祉支援部 | 保健福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課 |
| 子ども家庭支援部 | 子ども家庭課、保育政策課、保育課、子ども家庭支援センター |
| 児童相談所 | 児童相談課 |
| 街づくり支援部 | 土木課、地域交通課 |

企画経営部	区役所改革担当、区長室
防災危機管理室	防災課
総務部	人権・男女平等参画担当、人事課、契約管財課
教育委員会事務局教育推進部	教育長室、生涯学習スポーツ振興課
教育委員会事務局学校教育部	学務課、教育人事企画課、教育指導担当

② 視察施設等

- ・ 港区立男女平等参画センター（リーブラ）
- ・ 国際交流スペース
- ・ 港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
- ・ 港区子ども家庭総合支援センター（ミナトイク）
- ・ 港区立教育センター
- ・ 港区立産業振興センター（札の辻スクエア）

6. 外部監査の実施期間

令和4年6月28日から令和5年1月25日まで

7. 監査従事者

包括外部監査人	弁護士	竹内 朗
監査補助者	弁護士	野村 裕
	弁護士	中澤 さゆり
	弁護士	羽根 一成
	弁護士	大塚 康貴
	弁護士	海野 仁志
	公認会計士	三枝 和臣

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

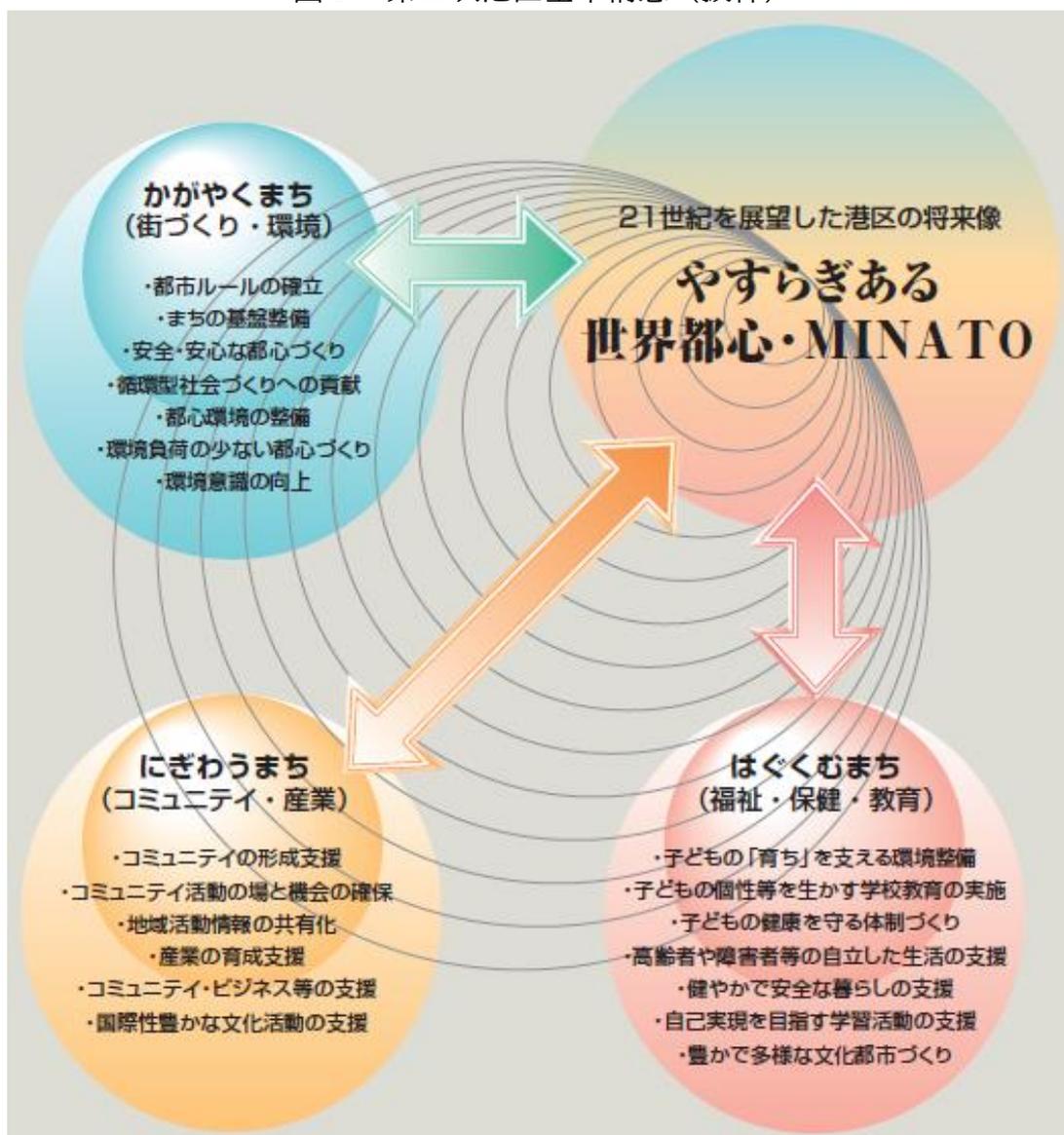
第2章 外部監査の対象

1. 港区の多様性の尊重に関する施策の概要

(1) 港区基本構想・港区基本計画

平成14年12月に策定された第三次港区基本構想は、21世紀を展望した港区の将来像として「やすらぎある世界都心・MINATO」を掲げ、3つの重点分野として、「かがやくまち（街づくり・環境）」「にぎわうまち（コミュニティ・産業）」「はぐくむまち（福祉・保健・教育）」を掲げている。

図1 第三次港区基本構想（抜粋）



この基本構想に基づいて策定された港区基本計画（令和3年度～令和8年度）は、3つの重点分野について6つの基本政策を掲げている。

図2 港区基本計画（抜粋）



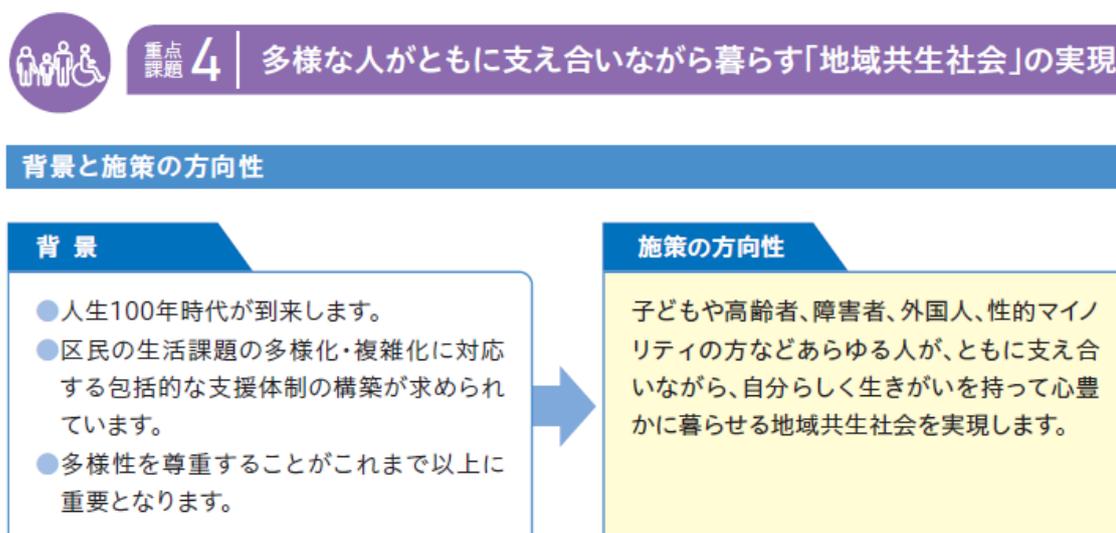
また、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）は、区民とともに描いた計画最終年度の姿として「めざすまちの姿」を4つあげているが、このうち多様性の尊重に関するものは、次の点である。

図3 港区基本計画（抜粋）



さらに、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）は、7つの重点課題を定めているが、このうち多様性の尊重に関するものは、次の2点である。

図4 港区基本計画（抜粋）



主な取組

取組名
歩道の整備
快適な公衆・公園トイレの整備
密閉型指定喫煙場所の整備
多文化共生社会を推進する「やさしい日本語」の普及
文化理解を通じた国際交流の推進
誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境の整備
児童虐待対策等の推進
子育て家庭のネットワークづくりの推進
特別支援教育体制の整備
地域福祉を推進する体制の整備
いきいきプラザ等の充実
健康で自立した生活を維持するための支援
医療的ケア児・者をはじめとした障害特性に応じた支援の充実
特別な配慮の必要な子どもに対する生活の支援



重点課題 6 | 地域の力を結集して課題を解決する「参画と協働」の推進

背景と施策の方向性

背景

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や人口増加など、区を取り巻く環境は急速に変化し、行政課題は多様化かつ複雑化しています。
- 町会・自治会や企業、全国各地域等との参画と協働の取組を進めることで、地域課題の解決につながる取組の創出が期待できます。

施策の方向性

行政だけでは解決が困難な課題に対応するため、区、区民、民間、全国各地域の力を結集し、多様な主体とのネットワークを広げ、都心にふさわしい「参画と協働」の取組を進めます。

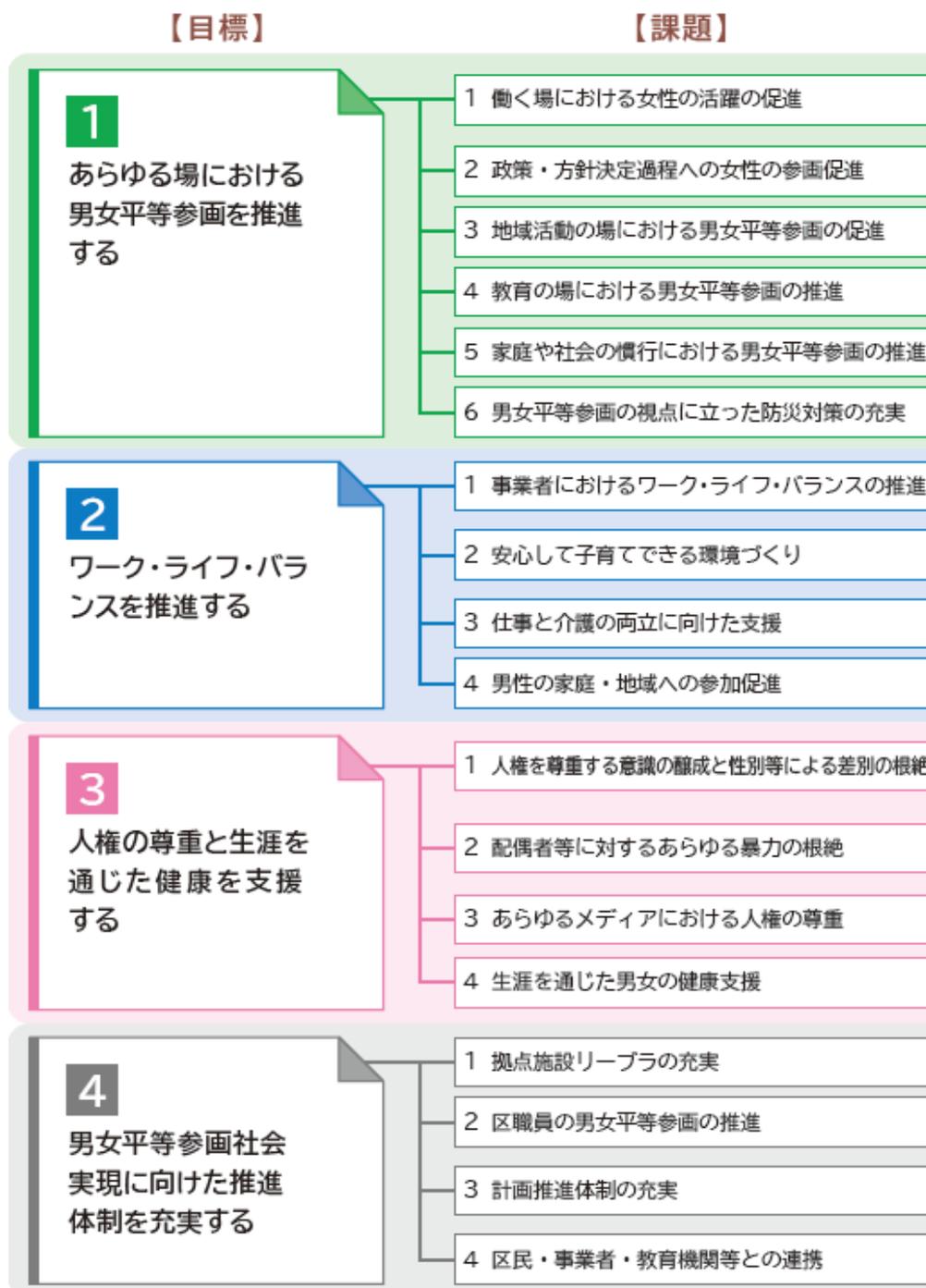
14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める																				
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する																				
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する																				
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する																				
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する																				
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する																				
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する																				
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する																				
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する																				
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する																				
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する																				
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する																				
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する																				

さらに、港区が進めている諸施策のうち、多様性の尊重に関するものとしては、以下のものをあげることができる。

(2) 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～令和8年度）

港区は、全ての人々が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会の実現をめざし、令和3年3月に、「第4次港区男女平等参画行動計画 一みんなが進めよう 男女平等一」を策定した。その目標と課題は、次のとおりである。

図6 第4次港区男女平等参画行動計画（抜粋）



（3）港区国際化推進プラン（令和3年度～令和8年度）

港区は、港区ならではの国際性豊かな地域特性を効果的に生かした、「港区国際化推進プラン」を平成22年度から策定しており、令和3年3月に新たな本プ

ランを策定した。本プランに基づき、国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会の実現」をめざしている。港区基本計画の体系と本プランの体系との関係は、次のとおりである。

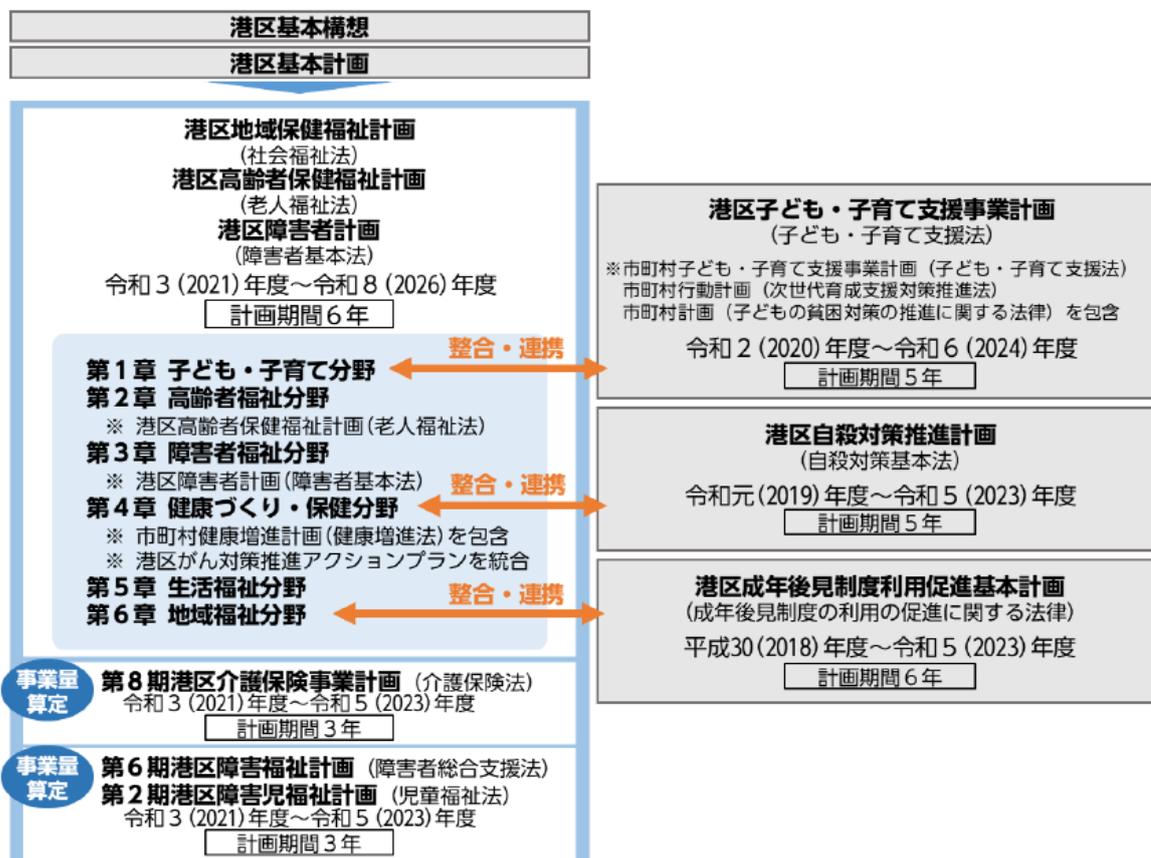
図7 港区国際化推進プラン（抜粋）



（４）港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画（令和3年度～令和8年度）

港区は、保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画（令和3年度～令和8年度）を一体的に策定した。計画のめざす将来像である「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会」の実現に向け、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の各分野を横断した総合的な支援に取り組んでいる。その概要は、次のとおりである。

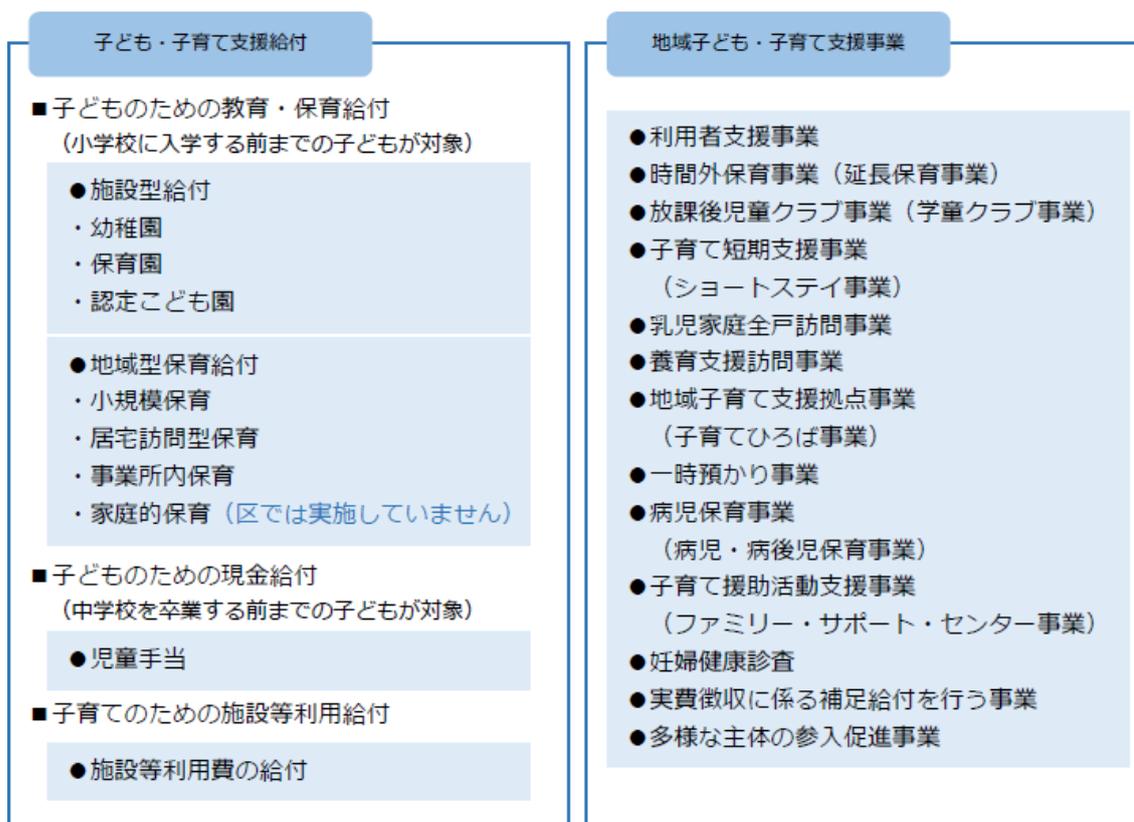
図8 港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画
(抜粋)



(5) 港区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

港区は、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的として、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする「港区子ども・子育て支援事業計画」を策定している。その概要は、次のとおりである。

図9 港区子ども・子育て支援事業計画（抜粋）



(6) 小括

このように、港区の施策として、多様性の尊重そのものを軸に据えた計画やプランは存在していないが、港区基本構想・港区基本計画の中には多様性の尊重に関する要素が数多く含まれており、港区男女平等参画行動計画、港区国際化推進プラン、港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画の中にも多様性の尊重に関する事業を数多く見出すことができる。

2. 監査対象とした事業

港区の施策として、多様性の尊重そのものを軸に据えた計画やプランは存在していないが、港区基本構想・港区基本計画の中には多様性の尊重に関する要素が数多く含まれており、男女平等参画行動計画、国際化推進プラン、地域保健福祉計画・高齢者保健福祉計画・港区障害者計画の中にも多様性の尊重に関する事業を数多く見出すことができる。

したがって、多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行をテーマとしている今回の監査においては、財務事務の執行の根拠となる予算書に計上されている事業のうち、令和3年度港区一般会計予算に計上されている事業をベースに、監査対象事業を選定した。

選定した事業は、「人権尊重・啓発に関する事業」「男女平等参画に関する事業」「国際化推進に関する事業」「障害者福祉に関する事業」「子ども・子育て支援に関する事業」「高齢者支援に関する事業」に加えて、「自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組」に分類した。

また、「自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組」については、予算書上の事業ではなく、上記の各計画に掲げている計画に計上している事業や取組を監査対象とした。

監査対象事業の一覧は、表1のとおりである。

表1 監査対象事業の一覧

(単位：千円)

事業名	所管課	令和3年度 決算額
I 人権尊重・啓発に関する事業		
人権尊重・啓発	人権・男女平等参画担当	4,545
II 男女平等参画に関する事業		
男女平等参画推進	人権・男女平等参画担当	1,333
ワーク・ライフ・バランス推進事業	人権・男女平等参画担当	7,572
男女平等参画センター管理運営	人権・男女平等参画担当	145,551

事業名	所管課	令和3年度 決算額
中小企業ワーク・ライフ・バランス支援	産業振興課	2,052
要保護児童・要支援児童等対策	子ども家庭支援センター	16,492
家庭相談事業	子ども家庭支援センター	4,527
DV被害者支援推進事業	子ども家庭支援センター	1,256
教職員研修	教育指導担当	6,958
Ⅲ 国際化推進に関する事業		
地域で育む日本語学習支援プロジェクト	国際化・文化芸術担当	13,991
大使館等との連携による国際交流	国際化・文化芸術担当	3,658
外国人への情報提供事業	国際化・文化芸術担当	1,608
やさしい日本語推進	国際化・文化芸術担当	4,937
インターンシップを活用した外国人サービスの向上	国際化・文化芸術担当	67
一般財団法人港区国際交流協会助成	国際化・文化芸術担当	9,311
国際交流スペースの運営	国際化・文化芸術担当	2,095
国際文化交流事業	国際化・文化芸術担当	1,132
国際力強化推進	国際化・文化芸術担当	916
多言語対応推進	国際化・文化芸術担当	11,207
外国人のための防災対策	国際化・文化芸術担当	4,851
子ども医療費助成	子ども家庭課	1,190,733
保育所入所事務	保育課	8,701

事業名	所管課	令和3年度 決算額
高齢者単身世帯実態調査	高齢者支援課	2,206
浸水ハザードマップ作成	土木課	8,319
赤坂地区赤坂・青山 Meetup プロジェクト	赤坂地区総合支所 協働推進課	1,662
赤坂地区赤坂・青山子ども共育事業	赤坂地区総合支所 協働推進課	4,882
赤坂子ども中高生プラザ管理運営	赤坂地区総合支所 管理課	204,670
ICT意識調査	区長室	5,610
ホームページ維持管理	区長室	64,365
英字広報紙	区長室	10,393
多言語によるラジオ広報	区長室	4,620
デジタルサイネージ推進事業	区長室	41,114
災害時における情報発信・伝達手段の強化	防災課	3,036
総合防災訓練	防災課	7,837
防災知識普及・啓発	防災課	11,018
通信施設等維持管理	防災課	130,548
学校非常勤講師	教育人事企画課	464,150
国際人育成事業	教育指導担当	257,913
IV 障害者福祉に関する事業		
障害者差別解消推進	障害者福祉課	152
心のバリアフリー推進	障害者福祉課	1,637
地域で共に生きる障害児・障害者アート展	障害者福祉課	2,594
障害者意思疎通促進事業	障害者福祉課	3,573
障害者情報バリアフリー推進事業	障害者福祉課	2,970
精神障害者支援センター管理運営	障害者福祉課	222,472
障害者スポーツの普及	生涯学習スポーツ 振興課	2,626
公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成	地域振興課	442,608
バリアフリー化の計画的な推進	地域交通課	23,874

事業名	所管課	令和3年度 決算額
福祉のまちづくり推進	保健福祉課	7,150
障害者就労支援	障害者福祉課	59,279
新たな障害者就労の創出	障害者福祉課	5,700
インターンシップ	人事課	7,807
V 子ども・子育て支援に関する事業		
みなと保育サポート事業	子ども家庭支援センター	842
子育てコーディネーター事業	子ども家庭支援センター	15,610
子育てひろば事業	子ども家庭支援センター	53,944
生活スタイルの多様化に対応した子育て支援策の充実（計画事業名）	子ども家庭支援センター	-
私立認可保育所等保育サービス推進事業	保育課	145,049
母子生活支援施設管理運営	子ども家庭支援センター	85,670
子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実（計画事業名）	子ども家庭支援センター	-
産後要支援母子ショートステイ事業	子ども家庭支援センター	34
母子等緊急一時保護事業	子ども家庭支援センター	1,520
子育て家庭の生活や社会参加の支援（計画事業名）	子ども家庭支援センター	-
ひとり親家庭自立支援給付金事業	子ども家庭支援センター	5,668
DV被害者支援推進事業（再掲）	子ども家庭支援センター	1,256
地域型保育事業の実施（計画事業名）	保育政策課	-
病児・病後児保育	保育課	220,560
医療的ケア児・障害児保育支援	保育課	22,918

事業名	所管課	令和3年度 決算額
育児休業からの復帰後の入所支援の充実 (計画事業名)	保育課	-
学童クラブ	子ども家庭課	6,630
要保護児童・要支援児童等対策(再掲)	子ども家庭支援セ ンター	16,492
相談ねっと事業	子ども家庭支援セ ンター	5,928
乳児院等への指導、監督等	子ども家庭課	0
離婚前後の親支援事業	子ども家庭支援セ ンター	669
児童館(4館)事業	子ども家庭課	1,273
地区委員会活動支援	子ども家庭課	7,796
児童福祉施設措置費等支弁	児童相談課	298,364
家庭養育の推進	児童相談課	55,901
子ども家庭総合支援センター維持管理	児童相談課	84,019
児童相談所運営	児童相談課	50,513
一時保護所運営	児童相談課	67,689
いじめ防止推進事業	教育指導担当	7,088
特別支援教育の推進	教育指導担当	133,331
障害保健福祉センター管理運営	障害者福祉課	813,077
障害者総合相談支援センター事業	障害者福祉課	7,549
赤坂地区地域保健活動	赤坂地区総合支所 区民課	240
赤坂地区赤坂・青山子ども共育事業 (再掲)	赤坂地区総合支所 協働推進課	4,882
赤坂子ども中高生プラザ管理運営 (再掲)	赤坂地区総合支所 管理課	204,670
VI 高齢者支援に関する事業		
港区シルバー人材センター支援	保健福祉課	115,936
高齢者自立支援住宅改修等支援事業	高齢者支援課	24,439
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	高齢者支援課	73,356
高齢者セーフティネットワーク	高齢者支援課	1,062
生活支援体制整備事業	高齢者支援課	24,339

事業名	所管課	令和3年度 決算額
高齢者相談センター（5地区）維持管理	高齢者支援課	19,432
医療・介護・保健・福祉が連携した相談体制の充実 （計画事業名）	高齢者支援課	-
成年後見制度の理解と利用の促進	保健福祉課	42,199
消費者被害の防止（計画事業名）	高齢者支援課	-
VII 自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組 （以下、計画事業名）		
【第4次港区男女平等参画行動計画】		
女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知	人権・男女平等参画担当	-
審議会等委員の女性参画の推進	各課	-
性別にかかわらず参加できる工夫	各課	-
職務分担の男女平等の推進	各課	-
職員の意識・実態調査の実施・検証	人事課	-
職員研修の充実	人事課	-
ハラスメントの予防と相談窓口での解決	人事課 教育人事企画課	-
管理監督者の育成	人事課	-
女性職員の活躍促進	人事課	-
男性職員の育児参加の推進	人事課	-
長時間労働改善の取組推進	人事課	-
【港区国際化推進プラン（令和3年度～令和8年度）】		
地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及	国際化・文化芸術担当、区長室、人事課、各課	-
職員の多文化共生意識の定着	国際化・文化芸術担当、人事課	-
職員の語学力の把握による適材適所の職員配置	人事課	-
【港区障害者計画】（令和3年度～令和8年度）		
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者福祉課	-

事業名	所管課	令和3年度 決算額
【港区子ども・子育て支援事業計画】（令和2年度～令和6年度）		
子ども家庭支援センターの相談体制の充実	子ども家庭支援センター	-
社会的養護の施設の適正な運営の確保	子ども家庭課 児童相談課	-
特別支援教育の推進	教育指導担当	-
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	子ども家庭課	-
リーダー育成の支援	子ども家庭課	-

※計画事業名と記載した事業は一般会計予算がない事業である。

【障害者の雇用の促進等に関する法律（第6条）】		
項目名	所管課	令和3年度 決算額
障害者雇用率制度	人事課	-
障害者活躍推進計画	人事課	-
障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務	人事課	-
障害者雇用推進者	人事課	-
障害者職業生活相談員	人事課	-
障害者を免職した場合の届出	人事課	-

第3章 外部監査の総括

1. 外部監査の総括

【意見】多様性の尊重を軸に据え、コミュニティを構成するあらゆる人々が新たな価値を享受するという本来の目的に向かって施策を展開し、着実に推進されたい。

【理由】港区は、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）において、めざすまちの姿の一つとして、「区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、港区への愛着と誇りを持って活発なコミュニティが醸成されているまち」を掲げている。

そして、重点課題4として、「多様な人がともに支え合いながら暮らす『地域共生社会』の実現」を掲げ、「あらゆる人が、ともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って心豊かに暮らせる地域共生社会を実現」としている。

また、重点課題6として、「地域の力を結集して課題を解決する『参画と協働』の推進」を掲げ、「区民、民間及び全国各地域の力を結集し、都心にふさわしい『参画と協働』の取組を推進」としている。

このように、港区の高次の政策においては、「多様性の尊重」を軸に据え、「包摂と共生」「参画と協働」という方向性を打ち出している。

そして、港区が推進している各個別計画（港区男女平等参画行動計画、港区国際化推進プラン、港区地域保健福祉計画・港区高齢者保健福祉計画・港区障害者計画、港区子ども・子育て支援事業計画）の中にも、多様性の尊重に関する事業を数多く見出すことができる。

港区が事業として進めている「人権尊重・啓発」「男女平等参画」「国際化推進」「障害者福祉」「子ども・子育て支援」「高齢者支援」は、マイノリティとして排除されかねない人たちをコミュニティに包摂する、マイノリティに対する人権侵害や差別を撤廃する、という効果があり、それ自体が意義のある施策であるが、今回は福祉施策的な側面よりも、多様性の尊重に焦点をあて、監査を実施した。

これらの各個別計画や事業は、特に意識すべき政策分野として、多様性の尊重を軸に据えて推進していく必要があると思われるものの、現状では、多様性の尊重に向けた複数の手段が並列的に並べられている段階にあり、多様性の尊重を

軸に据えて諸施策を連動させ、分野横断的に展開されているものとはなっていないように見受けられる。

また、「包摂と共生」という施策の方向性は、概ね共通して見受けられ、従来の福祉施策的な側面も「包摂と共生」という施策の中に取り込んで理解することができると思われる。もっとも、「参画と協働」という施策の方向性については、男女平等については強く意識されているものの、それ以外については男女平等ほどは意識されていないように見受けられる。

そこで、図10の俯瞰図に示すように、多様性の尊重が「多様な背景や個性を持った港区の在住者等がコミュニティに包摂され、共生・参画・協働する中で、新たな価値が創造されること」「その新たな価値を、コミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること」を目的とすること、そのための手段として「包摂と共生」「参画と協働」という施策の方向性が打ち出されていることを特に意識しながら、各個別計画や事業を連動させ、分野横断的に展開されていくことが望ましい。

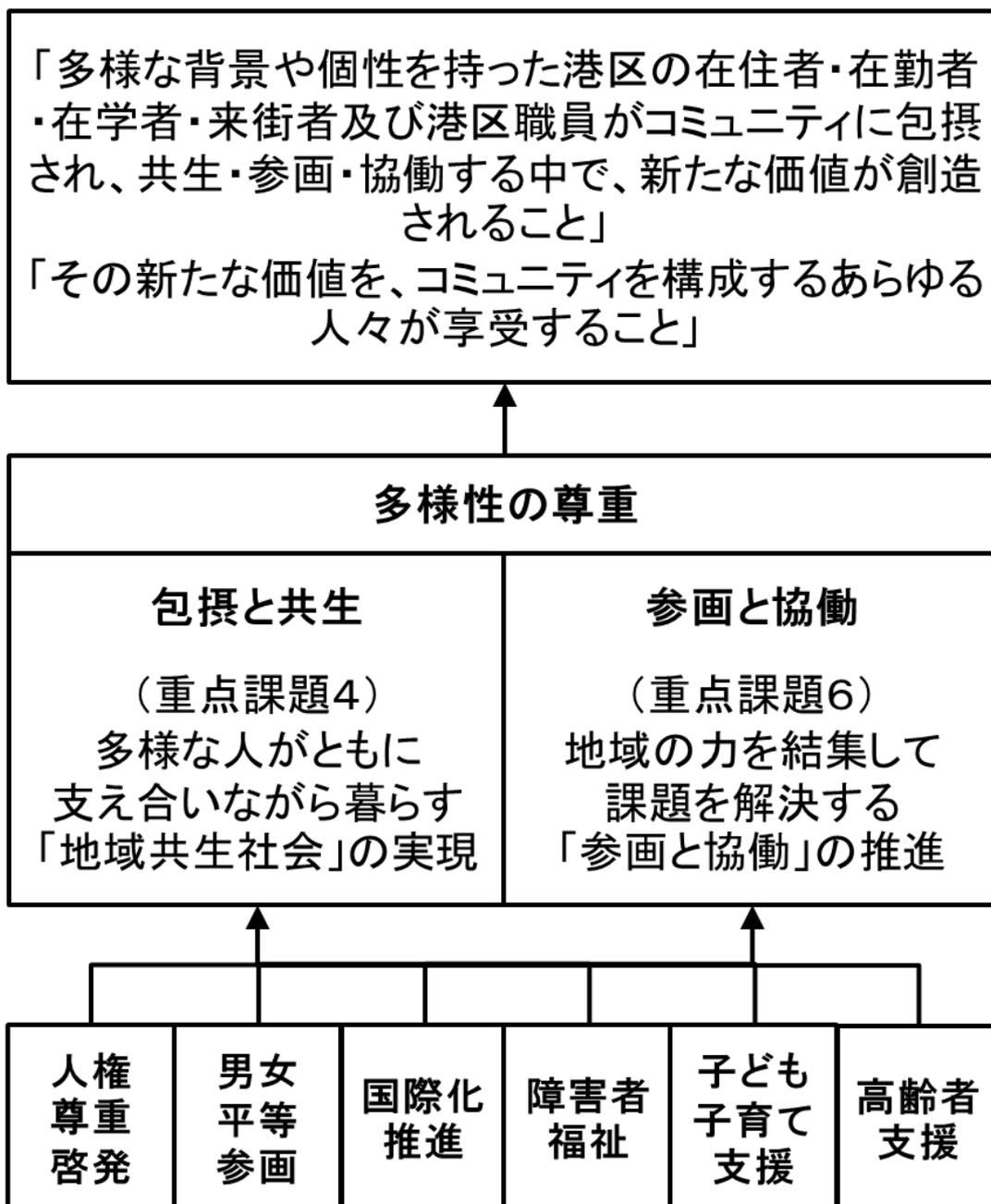
については、次のような施策を展開し、着実に推進されたい。

- ・港区基本計画の中に、「多様性の尊重」を軸に据えた取組を掲げ、その目指す目的を明確に示し、目的の進捗状況を管理する指標を定めること
- ・「人権尊重」「男女平等参画」「国際化推進」「障害者福祉」「子ども・子育て支援」「高齢者支援」という従来の諸施策を、個別計画において「多様性の尊重」を軸に据えた、新たな価値の創造、そして区民等がそれを享受することまでを目的とし、新たな施策の具体策として位置づけ、その目指す目的との連動性を明確に示すこと
- ・従来の諸施策を推進する各部門が、多様性の尊重を軸に据えて、組織横断的に連携するために必要な組織体制を整備すること

さらに、自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組についても、区職員の多様性が尊重されることはあくまで手段であり、その目的は新たな価値を創造すること、その価値をコミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること、という理解の下に施策を進めることを検討されたい。

図10 俯瞰図

<目指す目的>



<多様性の尊重に関わる事業>

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表2のとおりである。指摘が7項目、意見が61項目あり、合わせて68項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表2 外部監査の結果及び意見の一覧

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
1	外部監査の総括	意見	多様性の尊重を軸に据え、コミュニティを構成するあらゆる人々が新たな価値を享受するという本来の目的に向かって施策を展開し、着実に推進されたい。	23
I 人権尊重・啓発に関する事業				
2	1 人権尊重・啓発	指摘	憲法週間記念講演と映画のつどい事業について、受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。	41
3		指摘	人権週間記念講演と映画のつどい事業について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。	43
4		指摘	人権講座について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。	43
5		意見	人権講座のうち、オンライン形式で行われた講座について、参加者が増えるよう周知方法の工夫を検討すべきである。	43
6		意見	同和対策等研究集会参加について、来年度以降については、効果検証をしたうえで、参加する研修や派遣する職員を精査することを検討すべきである。	43

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
7		意見	新聞・雑誌の購読について、来年度以降については、効果検証をしたうえで、より効果的な活用を検討すべきである。	44
Ⅱ 男女平等参画に関する事業				
8	1 男女平等参画推進	意見	男女平等参画に関する苦情申出制度について、過去5年間利用がないため、過去の解決事例や制度の対象となる事案の例を挙げるなど、より効果的な制度周知を行うことを検討すべきである。	49
9		意見	苦情相談員の報酬について、「1回」の具体的な内容を事前に定めるなど、適切に報酬が支払われるような工夫を検討すべきである。	50
10		意見	男女平等参画センター運営協議会について、委員の出席が確保できるような工夫を検討すべきである。	50
11	2 ワーク・ライフ・バランス推進事業	意見	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業について、港区の中小企業における多様性の尊重に繋がるよう、応募動機の調査や、ホームページへの掲載状況の調査を行ったうえで、認定項目の見直し等を検討すべきである。	56
12		意見	仕事と家庭の両立支援事業について、中小企業が両立支援体制を整備するインセンティブとなるような取組の必要性について、調査・研究することを検討すべきである。	57
13	3 男女平等参画センター管理運営	意見	業務基準書について、平成28年の改定前のひな形が使われていたため、今後は最新のひな形を使うよう留意すべきである。	66
14		意見	今後の指定管理者制度の運用については、指定管理料に債務負担行為を設定する等、地方自治法の趣旨も踏まえた見直しを検討すべきである。	67
15		意見	男女平等推進団体・学習団体について、リーブラの設置目的に沿った団体が増加するよう、SNSを通じたリーブラの存在及び事業内	68

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
			容の周知や区内大学・企業への広報などを検討すべきである。	
16		意見	フェスタ in リーブラについて、SNS の利用など、認知度を向上させる取組を行うことを検討すべきである。	69
17		意見	フェスタ in リーブラについて、活動成果発表における男女平等参画推進事業の強化や、若い世代の参加を促す工夫を検討すべきである。	69
18		意見	リーブラ主催講座について、有職の若年女性が参加しやすくなるよう、講座の内容、開催時間、開催方法及び周知方法についての工夫を検討すべきである。	70
19		指摘	WLB 業務委託契約書について、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において著作権法第 27 条及び第 28 条の規定も含んだ必要事項を定めるべきである。	76
20	4 中小企業ワーク・ライフ・バランス支援	意見	セミナー及びその後の相談会について、オンライン開催にするなど参加人数を増やす工夫を検討すべきである。	76
21		意見	出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援について、より効果的な事業となるよう、実施内容の見直しを検討すべきである。	77
Ⅲ 国際化推進に関する事業				
22	1 ICT意識調査	意見	港区公式 SNS による多言語での情報発信について継続的に改善を検討すべきである。	82
23	2 多言語対応推進	意見	通訳タブレットや音声翻訳機の端末の追加配備を含む適正・十分な配備に留意されたい。	85
24	3 外国人への情報提供事業	意見	ミナト・インフォメーション・ボードのフォロワー数増加の方策を講じることについて検討すべきである。	87
25	4 一般財団法人港区国際交流協会助成	指摘	港区国際交流協会に対する補助金の決定に当たって、同協会の事業運営や財政の実態を適切に把握し、適正な助成額を具体的に判断す	92

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
			べきである。併せて、同協会に対し、適切な監督・助言を行うべきである。	
26		意見	国際交流協会の組織運営・体制についても審査の対象として捉え、不十分な点については是正を促す等の対応をすべきである。	93
27		意見	国際交流協会に対する補助金について、運営費補助から事業費補助への変更、成果指標（アウトカム指標）を設定して効果測定・検証を実施するなど、あり方を検討されたい。	94
28		意見	国際交流協会の収支管理方法では、人件費等のコストが事業別に把握できていないため、これらのコストについて各事業に適切に按分することで正確な事業別の収支状況を把握できるようにすることを検討すべきである。	94
29	5 国際交流スペースの運営	意見	国際交流団体以外の団体に集会室利用を広げることの是非を検討されたい。	98
30	6 地域で育む日本語学習支援プロジェクト	意見	事業を必要とする外国人への利用促進に関する方策を検討すべきである。	100
31	7 やさしい日本語推進	意見	外国人参加者の地域参加に関する効果を検証すべきである。	103
32	8 国際文化交流事業	意見	事業の効果を評価・検証し、事業継続の是非や事業の実施形態について検討すべきである。	106
33	9 外国人のための防災対策	意見	他の施策・事業への参加を含め、港区国際防災ボランティアのさらなる活用を検討すべきである。	108
34	10 災害時における情報発信・伝達手段の強化	意見	「港区防災アプリ」について、外国人の登録数拡大を図られたい。	111
35	11 赤坂地区赤坂・青山 Meet up プロジェクト	意見	イベントの成果を活かす方策を講じられたい。	113

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
36	12 港区国際化推進プランの推進体制について	意見	各地区（総合支所）における外国人の実態把握の必要性（程度）や手法等について検討すべきである。	114
IV 障害者福祉に関する事業				
37	1 障害者差別解消推進	意見	障害者差別解消に関する意識状況の調査等の実施を検討すべきである。	119
38		意見	職員の研修内容の改善及び職員全体に対する一歩進んだ研修を検討すべきである。	119
39	2 心のバリアフリー推進	意見	障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。	122
40	3 地域で共に生きる障害児・障害者アート展	意見	障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。	124
41	4 障害者スポーツの普及	意見	障害者の参加が低調な理由について調査し、対応を検討すべきである。	126
42	5 障害者情報バリアフリー推進事業	指摘	受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。	128
43	6 バリアフリー化の計画的な推進	意見	区有建物のバリアフリー化進捗率の表示について、分かりやすく、誤解を生じないような表示とするよう検討すべきである。	131
44	7 福祉のまちづくり推進	指摘	受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約書のひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。	133
45		意見	望ましい情報提供（情報保障）ができるよう、経路情報等について充実を図るよう検討すべきである。	134

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
46	8 障害者就労支援	意見	委託する業務により想定される成果や業務量の目安について、仕様書に定めることが望ましい。	138
47		意見	実証実験の終了後は、実験の成果を活かして、他業務への拡大なども含めた検討をすべきであり、その判断には事前に一定の判断指標を設けるなどの配慮をすべきである。	139
48	9 インターンシップ	意見	障害者インターンシップ事業について、人事課以外の職場でのインターン実施等も含め、制度の拡充について検討することが望ましい。	141
V 子ども・子育て支援に関する事業				
49	1 子育てコーディネーター事業	意見	実施施設（履行場所）を再検討すべきである。	146
50		意見	コーディネーターとの契約書や同意書等の確認を検討すべきである。	146
51	2 子育てひろば事業	意見	全施設の情報共有を図るべきであり、そのための情報共有体制の構築を検討すべきである。	149
52	3 育児休業からの復帰後の入所支援の充実	意見	次年度の入所予約枠の決定に際しての情報収集等の追跡調査を検討すべきである。	151
53		意見	保育コンシェルジュの予約につき可能な限り港区母子手帳アプリでの予約推奨を検討すべきである。	151
54	4 子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実	意見	個人情報や相談内容の情報管理を徹底するため、適切な情報管理の方法や運用の在り方を整理し、施設内で周知を図ることを検討すべきである。	154
55	5 要保護児童・要支援児童等対策	意見	紙媒体の配布のみならず SNS の活用などによる啓発活動を検討すべきである。	157
56	6 地区委員会活動支援	意見	各地区間の活動に関する情報共有の充実策を検討すべきである。	161

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
57	7 子育て家庭の生活や社会参加の支援	意見	産前産後家事・育児支援サービス及び母子専門支援員養成講座受講費助成事業の認知度向上策を検討すべきである。	163
VI 高齢者支援に関する事業				
58	1 港区シルバー人材センター支援	意見	貸付金の見直しを検討すべきである。	168
59	2 高齢者自立支援住宅改修等支援事業	意見	コーディネーターの安定的な確保のための対応策を検討すべきである。	171
60	3 高齢者セーフティネットワーク	意見	救急通報システムの更なる普及啓発をすべきである。	174
61	4 生活支援体制整備事業	意見	システム承継に関する取り決めの協議をすべきである。	177
VII 自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組				
62	1 職員の意識・実態調査の実施・検証（人事課）	意見	テレワークの端末料金の支出を「職員の意識・実態調査の実施・検証」として位置づけることが適切かどうか検討すべきである。	183
63	2 ハラスメントの予防と相談窓口での解決	意見	苦情処理窓口担当の利用についてアンケートを取るなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。	184
64	（人事課）	意見	外部有識者を苦情処理窓口担当とすることを検討すべきである。	184
65	3 ハラスメントの予防と相談窓口での解決（教育人事企画課）	意見	相談窓口についてアンケートをとるなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。	185
66	4 男性職員の育児参加の推進（人事課）	意見	男性職員の子育て参加を促す各制度の活用を可能とする職場環境づくりについて、具体的な施策を検討すべきである。	186

No.	事業名等	監査の指摘または意見		頁
67	5 審議会等委員の女性参画の推進（人権・男女平等参画担当）	意見	審議会の女性委員の比率などの情報をよりわかりやすく発信することを検討すべきである。	187
68	6 性別にかかわらず参加できる工夫（人権・男女平等参画担当）	意見	事業実績調査の結果の活用を検討すべきである。	188

第4章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 人権尊重・啓発に関する事業

はじめに

港区基本構想（平成14年12月策定）では、同構想における理念の第一番目として、「人間性を尊重します」が掲げられ、「港区に住む人をはじめ、働く人、学ぶ人など誰もが人として尊ばれ、かつ平等に生活できるようつとめます。また、性や国籍の違いをこえて、基本的人権が守られる地域社会をつくります」と宣言されている。

そして、この基本構想を踏まえて策定された、港区基本計画（令和3年度～令和8年度）では、区の目指す姿として、「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」が掲げられ、これを達成するための具体的な方策として、「多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる」ことが掲げられている。これは、本報告書冒頭で定義した多様性、すなわち、「多様な背景や個性を持った港区の在住者等がコミュニティに包摂され、共生・参画・協動する中で、新たな価値が創造されること」「その新たな価値を、コミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること」の実現と同趣旨であると解される。

さらに、男女平等参画条例では、「全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること」が、基本理念として掲げられ（第3条第1号）、同条例に基づき定められた第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～令和8年度）では、次の4つの目標が掲げられている。

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

このように、区では多様性の実現を目指し、そのための具体的な目標として人権の尊重を掲げていることから、「多様性の尊重に関する事業」として、「人権尊重・啓発に関する事業」を監査の対象として選定した。

1. 人権尊重・啓発

（1）事業の概要

① 事業の概要

「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」という港区基本計画における区の目指す姿及び「全ての人の人権を尊重し、性別等による差別的取扱いの解消を図ること」という港区男女平等参画条例の基本理念（第3条第1号）に基づき、全ての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることができる地域社会をつくるために、講演会・パネル展の開催や、広報紙の活用による意識啓発を進める事業である。

ア. 憲法週間記念 講演と映画のつどい

毎年5月1日から7日までの憲法週間にあわせて、「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催し、憲法について考える機会を提供する事業である。

昭和57年度に事業を開始し、例年講師による講演と映画上映を行っている。

令和3年度についても、講演及び映画上映の予算を計上していたが、令和3年1月8日から2月7日まで、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による緊急事態宣言が発令され、その後3月21日まで延長された。

そのため、集会形式での映画の上映が困難となることが予想されると判断し、映画の上映を中止し、講演については、予定していた講師による講演の動画を、令和3年5月1日から区のホームページで配信した。動画は、事業者との間で、495,000円で随意契約により動画制作等業務委託契約を締結し、作成した。

イ. 人権週間記念 講演と映画のつどい

毎年12月4日から10日までの人権週間にあわせて、「人権週間記念講演と映画のつどい」を開催し、差別のない社会をめざして人権尊重意識向上のための啓発を行う事業である。

昭和54年度に事業を開始し、憲法週間と同様、例年講師による講演と映画の上映を行っている。

令和3年度についても、講演及び映画上映の予算を計上していたが、令和3年9月の時点で新型コロナによる緊急事態宣言が発令されていたことから、集会形式での映画の上映が困難となることが予想されると判断し、映画の上映を中止し、講演については、予定していた講師による講演の動画を、令和3年12月1

日から区のホームページで配信した。動画は、事業者との間で、440,000円で随意契約により動画制作等業務委託契約を締結し、作成した。

ウ. 人権身の上相談

法務大臣が委嘱する人権擁護委員が、区役所区民相談室において、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで、人権に関する相談に応じる事業である。また、「人権擁護委員の日」である6月1日には、「特設人権相談」を開設し、午後1時から4時まで予約なしでの相談に応じている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止された。

エ. 人権擁護委員による人権啓発活動

人権擁護法に基づく人権擁護委員が、以下の人権啓発活動を行う事業である。

○人権週間（毎年12月4日～10日）における街頭（区内1、2か所）での啓発物品の配布

○小・中学校への人権啓発（人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト、人権メッセージ発表会、人権教室、子ども人権SOSミニレターの配布と啓発）

以上のうち、人権週間における啓発物品の配布及び人権教室については、令和3年度は実施されなかった。

なお、例年区長と人権擁護委員の懇談会がホテルの会議室を賃借して行われており、そのための茶菓代として、令和3年度は57,750円が支出されている。また、人権擁護委員10名の活動にかかる経費として、令和3年度は300,000円を東京人権擁護委員協議会に負担金として支払っている。

オ. 人権啓発パネル展

人権尊重意識の向上を目的として、同和対策四区連絡会（港区、品川区、目黒区、大田区の人権担当者で構成される連絡会をいい、以下「四区連絡会」という。）において作成した人権啓発パネル等を中心に、様々なテーマのパネルを展示し、差別のない社会を目指した啓発を行う事業である。

令和3年度は、令和4年1月7日から20日までの間、みなとパーク芝浦1階アトリウム、区民ギャラリー及び2階アトリウムにおいて開催した。

パネルの作成及び運営は、事業者との間で、408,980円で随意契約により委託契約を締結し、行った。

カ. 広報による人権啓発

人権尊重について考える機会を提供するため、区の広報紙「広報みなと」に人権に関する記事を掲載する事業である。

令和3年度は、合計15号に記事を掲載した。

キ. 港区人権講座

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の施行などの近年の動向を踏まえ、様々な人権問題についての理解を深め、人権意識の醸成を図るため、区民や事業者を対象に講演会などの開催による啓発を行う事業である。

平成30年度に、世界人権宣言70周年と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の実施に合わせて、人権連続講座として開始され、令和3年度は人権講座として開催されている。

令和3年度は、次のとおり実施された。なお、動画配信講座については、事業者との間で、209,000円で随意契約により動画編集等業務委託契約を締結し、動画を作成した。

表1 人権講座実施状況（令和3年度）

日時	実施方法	内容	参加人数
8月3日（火） 16:00～17:00	Microsoft Teamsによるオンライン開催	「アイヌの人々の歴史と現在」 講師：弓野恵子（アイヌ文化活動アドバイザー）	2
9月1日（水） ～令和4年3月31日（木）	区ホームページにて講演動画配信	「ハンセン病問題から学ぶこと」 講師：大高俊一郎（国立ハンセン病資料館 事業部社会啓発課長）	96

ク．四区連絡会による研修開催等合同事業

四区連絡会において、毎年人権問題に関する研修会を、管理職向けと所管課職員向けに開催しており、区でも、それぞれ管理職に昇任して2年目の職員と人権・男女平等参画担当の職員を派遣している。

管理職向け研修は、例年通算4日間で、座学（1日）、芝浦と場見学（1日）、奈良県御所市にある水平社博物館及び大阪府大阪市にある大阪人権博物館（リバティ大阪）訪問（一泊二日）という内容であったが、令和3年度は、新型コロナ感染予防のため、大田区役所庁舎内での座学研修のみとなった。

管理職向け研修は、予算段階では、対象者である2年目の管理職の総数23名分の申請がされていたが、実際の参加は12人（うち3人は半日のみ）であった。

ケ．同和対策等研究集会参加

人権問題の課題等についての職員のスキルアップのため、職員を研修に参加させている。対象は、人権・男女平等参画担当の職員のほか、管理職及び各地区総合支所の職員である。令和3年度に派遣した研修の概要は以下のとおりである。

表2 同和対策等研修の概要（令和3年度）

研修等名	実施日	実施場所	参加人数	研修内容	主催団体	参加費
令和3年度就職差別解消シンポジウム	令和3年6月9日	LINE CUBE SHIBUYA (渋谷公会堂)	17 (動画視聴)	基調講演及び記念講演	東京都、東京労働局	無料
部落解放第53回東日本研究集会	令和3年10月14日	Gメッセ群馬（群馬コンベンションセンター） ／オンライン	1		部落解放同盟関東甲信越地方協議会	4,000円

人権の21世紀をつくる文化の集い 2021	令和3年 11月 26日	きゅりあん・小ホール	11	講演（「ジャーナリズムと人権」）	「人権の21世紀をつくる文化の集い」実行委員会	1,000円
部落解放研究第54回全国集会	令和3年 11月9日～30日	動画配信	1	記念講演（「新型コロナウイルス問題と人権」）等	部落解放研究第54回全国集会中央実行委員会	3,000円
部落解放・人権文化フォーラム 2021	令和3年 11月 29日	台東区民会館／オンライン	23		部落解放・人権文化フォーラム実行委員会	2,500円
第36回人権啓発研究集会	令和4年 2月3日、4日	和歌山県民文化会館、和歌山城ホール／オンライン	1	リレー報告	第36回人権啓発研究集会実行委員会	7,000円

コ. 新聞・雑誌購入

管理職の人権意識の向上のため、人権に関する新聞・雑誌を以下の通り購入し、全管理職に配布しているものである。

表3 令和3年度の購入内訳

新聞・雑誌名	発行者	単価	部数	合計金額
解放新聞中央版	解放新聞社	年決め1部4,320円+送料1,554円（税込）	1回90部 月3回	429,840円 （税込・送料込）
解放新聞東京版	解放新聞社東京支局	年決め1部1,320円+送料756円（税込）	1回90部 月1回	118,800円 （税込・送料込）

第4章 外部監査の結果及び意見（各論）

部落解放	解放出版社	600 円+税	1 回 21 部月 1 回	166,320 円 (税込・送 料込)
部落解放増刊号	同上	1,000 円+税	1 回 21 部年 4 回	92,400 円 (税込・送 料込)
部落解放縮刷版	解放新聞社	4,000 円(税込・送 料込)	1 部	4,000 円 (税込・送 料込)
明日を拓く	東日本部落解放研究 所	1,000 円+税	1 回 21 部年 4 回	92,400 円 (税込・送 料込)
明日を拓く解放 研究	同上	2,000 円+税	1 回 21 部年 1 回	46,200 円 (税込・送 料込)
ヒューマンライ ツ	(一社) 部落解放・ 人権研究所	500 円+税	1 回 26 部月 1 回	171,600 円 (税込・送 料込)
すいへい・東京	公益社団法人東京部 落解放研究所	1,020 円 (税込)	1 回 6 部年 2 回	10,896 円 (税込・送 料込)
地域と人権(冊 子)	全国地域人権運動総 連合		1 回 21 部月 1 回	39,039 円 (税込・送 料込)
地域と人権(新 聞)	全国地域人権運動総 連合		1 回 6 部月 1 回	26,616 円 (送料・税 込)
ヒューマン Journal	自由同和会中央本部	年間 2,000 円 (税 込・送料込)	1 回 1 部年 4 回	2,000 円 (税込・送 料込)
全国水平社 100 周年記念東京の 部落解放運動 100 年の歩み		3,300 円(税込・送 料込)	1 部	3,300 円 (税込・送 料込)
合計				1,203,411 円

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	10,082	7,303	5,359
決算額	9,975	5,602	4,545

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	96	広報みなと人権週間特集号記事執筆謝礼
旅費	16	各種人権大会参加旅費
需用費	2,435	・人権擁護委員懇談会茶菓代 ・チラシ・パンフレット等印刷費 ・「人権の花」運動用品購入費、新聞・雑誌購入代
委託料	1,552	動画制作等業務委託費、パネル展運営委託費
負担金、補助及び交付金	444	東京人権擁護委員協議会
合計	4,545	

（2）監査の結果

【指摘】憲法週間記念講演と映画のつどい事業について、受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。

【理由】契約の所管課である契約管財課では、著作権が関係する委託契約について、一般の委託契約書と別のひな形（以下「著作権あり版ひな形」という。）を用意しており、著作権が関わる契約については、著作権あり版ひな形を使用するよう各所管課に注意喚起している。

また、所管課が契約事務を進める際に確認するマニュアルである「財務会計システムの手引き」においても、仕様書の記載事項として、「業務の過程上又は成果品について著作権等が関係する場合は、関係法令等を参照し、必要事項を記載

します。」と記載されている（本編契約編第1部契約事務第8章「契約締結請求時に添付する書類の作成」）。

そのため、著作権が生じる契約に関しては、著作権あり版ひな形を使用するか、仕様書において、関係法令等を参照した上で、必要事項を記載する必要がある。これは、著作権等に関する知識が十分でない職員が契約書等を作成する場合にも、適切な条項等が入った契約書とすることや、必要な事項を定めるためのものと考えられる。

ところが、本事業に係る動画制作等業務委託契約では、一般の委託契約書のひな形が使われており、また仕様書においても、「成果物（本業務を通じて、受注者が作成した全てを含む。）にかかる著作権は発注者に帰属する。」という記載があるだけであった。そのため、著作権譲渡に関してトラブルを避けるために規定する必要がある、著作権法第27条及び第28条の特掲や、受注者による著作人格権の不行使についての定めが抜けてしまっていた。

動画制作は、著作権が特に問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用し、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

なお、指摘事項が生じた原因としては、担当者において著作権の譲渡について規定する必要があるという認識はあるものの、どのような定めが必要であるかということについての知識・認識が不十分であること、決裁者におけるチェック機能が十分に働いていないこと、作成している著作権あり版ひな形の使用が十分に浸透できていないこと等の複数の原因が重なっているものと考えられる。また、同様の事案が、複数の課において発生していることを鑑みると、区全体において、著作権をはじめとした法知識が不十分であることや、同様の事案が他の課においても複数あることが懸念される。

このような懸念を根本的に解決していくためには、著作権が関係する契約において考慮すべき法的事項や、法務確認済の契約書ひな形を使用すべきことについて、研修等の場を活用して職員に周知していくなど、各課に対するサポートを充実させること等が必要なものと考えられる。

【指摘】人権週間記念講演と映画のつどい事業について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。

【理由】人権週間記念講演と映画のつどいについても、一般のひな形が使用されていた。

今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

【指摘】人権講座について、著作権が生じる契約であるため、著作権に関する契約条項を使用するか、仕様書に必要事項を記載すべきである。

【理由】人権講座の動画編集等業務委託契約については、一般のひな形が使用されており、仕様書に著作権に関する規定が定められていなかった。

今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

【意見】人権講座のうち、オンライン形式で行われた講座について、参加者が増えるよう周知方法の工夫を検討すべきである。

【理由】令和3年度にオンライン形式で行われた講座は、参加者が2名であった。講師料は無償であったが、準備のために労力がかかっていることや、研修の目的を考えると、それらに見合った十分な効果があったとは言い難い。

今後、オンラインで開催するときは、参加者が増えるよう、周知方法を工夫されたい。

【意見】同和対策等研究集会参加について、来年度以降については、効果検証をした上で、参加する研修や派遣する職員を精査することを検討すべきである。

【理由】所管課によると、人権問題の課題等についての職員のスキルアップのために参加させているとのことであったが、これまで参加職員への事後アンケートなどを行ったことはないとのことである。

しかし、スキルアップのために、費用をかけて参加させているのであれば、どの程度スキルアップしたのか、アンケートを実施するなどの効果測定を行うべきである。

その上で、どの講座にどの部署の職員を派遣すれば最大限の効果が上がるのかを詳細に検討した上で、参加対象研修の絞り込みなどを行うことを検討されたい。

なお、これらの研修会は、スキルアップのために多くの職員を参加させているものであり、職員研修に含まれるものであることから、人事課が作成している職員研修実施計画の中に位置付けることを検討されたい。

【意見】新聞・雑誌の購読について、来年度以降については、効果検証をしたうえで、より効果的な活用を検討すべきである。

【理由】新聞・雑誌の購入に係る特命随意契約理由書では、特命随意契約理由として以下のことが記載されている。

「公務員として理解しておくべき人権問題の現状や諸課題を把握し、人権問題への理解を深めるとともに人権感覚を高めて職務に活かすことを目的として、部落解放同盟が出版する雑誌及びローカル紙を講読するため、発行元である部落解放同盟のうち港区を管轄する支部である東京都連合会品川支部と契約し、購入します。」

所管課の説明でも、人権に関することは区の全ての事業の根底にあるものであり、理解が必要であるから、昭和の時代から、全管理職分購入しているとのことであった。

しかし、区の事業の根底にあるものとしては、人権だけではなく法令に関するものもあるが（法律による行政の原則）、これに関する新聞・雑誌については、全課長職の購読とはなっていない。また、必要であるのであれば、購読している新聞・雑誌からの知見が具体的にどのように生かされたかの効果を検証すべきであるが、所管課によると、今まで行ったことはないとのことであった。

購読している者全員に対し、感想や業務への具体的な活用状況についてのアンケートを実施するなどの効果検証をしたうえで、より効果的な活用ができるよう検討されたい。

II 男女平等参画に関する事業

はじめに

前記 I 「人権尊重・啓発に関する事業」の「はじめに」で記載したとおり、区の目指す姿は、多様性、すなわち「多様な背景や個性を持った港区の在住者等がコミュニティに包摂され、共生・参画・協働する中で、新たな価値が創造されること」「その新たな価値を、コミュニティを構成するあらゆる人々が享受すること」が実現された社会であるといえるところ、「多様な背景や個性」の一つの大きな要素として、性別等（性別、性的指向及び性自認をいう。以下同じ。）の違いがある。

このうち、男女平等に関していえば、日本は令和 4（2022）年のジェンダーギャップ指数が世界 146 か国中 116 位、G7 中最下位であり、特に政治及び経済の分野における順位がそれぞれ 139 位、121 位となっており、未だ「参画・協働」しているとは到底いえない状況である。

国においても、平成 11 年に男女共同参画社会基本法を制定し、令和 2 年には同法に基づく第 5 次男女共同参画基本計画を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて目指すべき社会の姿として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の 4 点を挙げ、男女共同参画社会の形成の促進を図っているところであるが、「社会」は国レベルのみに存するのではなく、地域コミュニティにも存するものであるから、目指す「社会」の実現のためには、国だけではなく、地方自治体においても、施策を強力に進めていく必要がある。

特に、港区においては、「男女平等参画条例」として、法律で使用されている「男女共同参画」ではなく、「男女平等参画」という用語が使用されている。これは、単に男女が社会に共同して参画するという機会の平等だけでなく、実質的にも平等に参画するという、結果の平等までも願ったものであると理解できる。

このように、多様性の実現のためには、男女が「参画・協働」することも重要であり、港区においては、それを「男女平等参画」という形で実現することを目指していることから、「多様性の尊重に関する事業」として、「男女平等参画に関する事業」を監査の対象として選定した。

なお、区では、令和2年4月に改正男女平等参画条例を施行し、性別等による差別的取扱いの禁止を規定するとともに、「みなとマリアージュ制度」を導入し、性的マイノリティの人のパートナーシップを公的に認証している。このような取組も、多様性の確保のために重要であり、評価できるものである。令和3年度については同事業への支出がなかったため監査の対象にはしていないが、今後とも積極的に施策を推進することが望まれる。

1. 男女平等参画推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

港区男女平等参画条例に基づき設置された、男女平等参画推進会議において、区長の諮問に応じ調査・審議・答申を行うほか、同条例に基づく苦情申出制度の運用などを行う事業である。

令和3年度に行った主な事業は、以下のアからオのとおりである。

ア. 男女共同参画週間事業

毎年6月23日から29日の男女共同参画週間に合わせて、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場において、全ての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる「男女共同参画社会」の実現への理解を深めるため、男女平等参画パネル展を開催するものである。

令和3年度は、区が事業者との間で印刷製本契約を締結し作成したパネルを、港区立男女平等参画センターの指定管理者に無償で貸与し、同センターにおいて展示した。

イ. 男女平等参画推進会議

男女平等参画の推進を図るため、男女平等参画条例に基づき設置された区長の付属機関である男女平等参画推進会議において、男女平等参画に関する重要事項を、区長の諮問に応じ調査、審議する。

男女平等参画推進会議は、学識経験者、団体、公募区民合計15人以内の委員で構成する会議体であり、令和4年度については、区長の諮問に応じ、第4次計画の令和3年度事業実績の評価を行い、令和4年7月6日付で答申を行った。

ウ. 男女平等参画に関する苦情申出制度

区が実施する男女平等参画施策等に影響を及ぼす事項又は性別等による差別等人権が侵害されたと認められる事案に関する事項について、苦情・相談の申し出をすることができる制度である。

条例上、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる（ただし、裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項、法令の規定により、不服申立てを行っている事項

又は不服申立てに対する裁決等のあった事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を除く）。

- ① 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- ② 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

苦情処理委員の定数は、3人以内であり、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱することとされており、区では港法曹会所属の弁護士を含む3名に委嘱を行っている。

苦情処理委員の身分は非常勤の特別職であり、報酬として、令和3年度については、1回につき22,000円（港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項）支払うものの、過去5年間の苦情等の申出件数が0件であったという実績に鑑み、予算措置はせずに、苦情等の申出があった場合に、事業の変更等による対応とすることとされた。

なお、平成27年度に苦情の処理の申出があった際は、委員の処理回数に応じ報酬を支出している。

エ. 女性に対する暴力をなくす運動パネル展

内閣府が定めた、毎年11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、暴力防止についての啓発のための取組を行う事業である。

例年、人権・男女平等参画担当が所管課となって、高輪区民センター展示ギャラリーにおいてパネル展を行ってきたが、令和3年度については、区が事業者との間で印刷製本契約を締結し作成したパネルを、港区立男女平等参画センターの指定管理者に無償で貸与し、同センターにおいて展示した。

オ. 男女平等参画センター運営協議会

港区立男女平等参画センター運営協議会設置要綱に基づいて設置された、港区立男女平等参画センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、港区立男女平等参画センターが実施する事業に関する事、センターに対する要望、意見等に関する事等について、利用者、区及び指定管理者の三者で、協議を行う事業である。

運営協議会は、区長が委嘱し又は任命する委員16人以内をもって構成されており、委員の過半数の出席がなければ開催することができないとされている。ま

た、委員になろうとする者は、区長に対し、指定された期間内に申し込み、運営協議会委員選考審査会による審査を受けなければならないとされている。

委員の任期は2年であり、運営協議会は、原則として、毎月1回木曜日（年間12回）に開催されている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	9,713	4,854	1,873
決算額	8,642	3,767	1,333

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報酬	960	・男女平等参画推進会議委員報酬
報償費	22	・男女平等参画センター運営協議会委員 選考委員謝礼
旅費	13	会議出席
需用費	332	・男女平等参画パネル展パネル印刷、事 業概要印刷 ・参考図書購入
役務費	3	郵便料
負担金、補助及 び交付金	2	会議参加費
合計	1,333	

（2）監査の結果

【意見】男女平等参画に関する苦情申出制度について、過去5年間利用がないため、過去の解決事例や制度の対象となる事案の例を挙げるなど、より効果的な制度周知を行うことを検討すべきである。

【理由】本制度については、所管課によると、直近では平成27年度に利用が1件あったとのことである。他に相談窓口が整備されているということもあるが、

男女平等参画条例に基づく重要な苦情相談窓口であるため、活用されることが望ましい。

現状では、チラシ等で周知を行っているとのことであるが、どのような事案が対象になるのか区民が把握できていない可能性もあるので、解決事例や、対象となる事案の例を挙げるなどして、より効果的な周知を行われたい。

【意見】苦情相談員の報酬について、「1回」の具体的な内容を事前に定めるなど、適切に報酬が支払われるような工夫を検討すべきである。

【理由】男女平等参画に関する苦情申出制度の苦情処理委員は、苦情等の申出に係る調査、是正の勧告・改善意見の表明、関係者への助言、指導、是正の要請及び意見の表明をするものとされている（男女平等参画条例第21条）。

苦情相談員については、「1回」につき報酬が支払われることになっているが、苦情相談員が行うのは、上記のとおり「調査」等であり、「1回」という概念にそぐわない場合も考えられる。

今後、事案が生じた場合には、例えば通常の審議会等の長さを考慮して、2時間程度の調査を行った場合には「1回」とするなど、どのような業務を行った場合に「1回」と捉えるかを明確にした上で、適切に報酬が支払われるよう工夫されたい。

【意見】男女平等参画センター運営協議会について、委員の出席が確保できるような工夫を検討すべきである。

【理由】運営協議会の委員の中に、令和3年度に開催された全12回のうち、一度も出席していない委員が1名、4回しか出席していない委員が1名見受けられた。

運営協議会は、男女平等参画センターの適正かつ円滑な運営を図るとともに同センターの事業の企画運営に利用者の意向を反映させるために設置されたものであり（港区立男女平等参画センター運営協議会設置要綱第1条）、かつ、委員は自ら申し出た上で委員選考審査会の審査を経て委嘱されていることから、設置目的を達成するためには、委員が出席して積極的に意見交換することが望まれる。

今後は、年度当初に開催日程を決定するなど、委員の出席が確保できるような工夫をされたい。

2. ワーク・ライフ・バランス推進事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

区内の企業において、仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場を実現するため、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定及び各種奨励金の交付を行う事業である。

ア. ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を港区ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、当該企業の名称及びその取組事例を広く紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進することを目的とする事業である。

要綱上、ワーク・ライフ・バランスとは、「企業に勤務する一人一人がやりがい、充実感等を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、又は実現できるよう、仕事と生活の調和を図ること」と定義されている（港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱第2条第1号）。また、申請要領には、「ワーク・ライフ・バランス推進の一環として仕事と家庭の両立支援に取り組むことで、仕事の進め方について見直すキッカケや、人材確保につながる等、企業にとって多くの効果が期待できます」と記載されている。

認定企業は、区広報紙や区ホームページ、リーブラが発行する男女平等参画情報誌「OASIS」、メールマガジン等で紹介され、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることが広くPRされるほか、区の特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託契約の入札、プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、加点対象となる。

認定は区が行うが、調査確認業務については公益財団法人日本生産性本部に委託して行っている。

過去5年間の認定企業数の推移及び認定企業の特別簡易型総合評価方式による入札参加者数及び落札者数は、それぞれ以下のとおりである。

表4 認定企業数の推移

年度	新規申請 企業数	新規認定 企業数	継続認定 企業数	合計認定 企業数	認定取消 企業数
29	11	6	35	41	3
30	21	20	39	59	2
元	13	7	57	64	2
2	7	5	60	65	4
3	5	4	57	61	8

表5 認定推進企業の特別簡易型総合評価方式による入札参加者数及び落札者数

年度	入札参加者数	落札者数
29年度	14	5
30年度	0	0
元年度	11	3
2年度	3	1
3年度	6	1

他自治体における類似事業は、次のとおりである。

表6 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業類似事業

自治体名	事業名	事業概要	認定による効果
中央区	ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業	ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業等を認定し、その取組を広く紹介する。	①区の広報紙・ホームページでの公表、女性センターホームページへの企業紹介等の掲載 ②中央区商工業融資の融資利率優遇適用（別途審査あり） ③区発注契約における優遇（総合評価入札の加点や優先指名等）
新宿区	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認定し、その取組を支援する。	①コンサルタントの派遣 ②融資のあっせん ③推進企業のPR ④セミナー等の周知

	推進企業認定制度		⑤バナー広告料の減額 ⑥契約における優遇 ⑦男性の育児・介護サポート企業奨励金の支給対象
豊島区	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	「仕事と育児・介護の両立」「働きやすい職場づくり」などのワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認定する。	①区広報媒体での紹介 ②認定マークの使用 ③契約面での加点 ④認定書の授与 ⑤情報提供
杉並区	子育て優良事業者表彰	区内事業者の子育て支援に関する取組を促進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取組み、成果を上げている事業を表彰する。	①賞状・トロフィー・ステッカー授与 ②区広報誌等で取り組み事例を紹介

（出典：監査人作成）

なお、本事業は、令和4年度からは、産業振興課に移管され、実施されている。

イ. 仕事と家庭の両立支援事業

中小企業における仕事と子育て・介護を両立できる職場環境づくりを支援するため、①子育て支援奨励金、②配偶者出産休暇制度奨励金、③介護支援奨励金、④男性の子育て支援奨励金、⑤男性の介護支援奨励金を交付するものである。

表7 各奨励金の概要

奨励金名	交付対象制度	交付要件	交付金額	制度導入年
中小企業子育て支援奨励金	育児・介護休業法に定める育児休業制度	育児休業を6か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていること（産前産後休業の期間は含まない）	15万円	平成27年

<p>中小企業配偶者出産休暇制度奨励金</p>	<p>配偶者出産休暇制度</p>	<p>① 平成16年4月1日以降、配偶者（事実婚を含む）の出産に際して取得できる休暇制度（配偶者出産休暇制度）を就業規則等に新たに規定し、実施していること ② 年次有給休暇とは別に取得できる有給の休暇制度で、2日以上取得できること ③ 実際に1日以上取得していること</p>	<p>10万円</p>	<p>平成17年</p>
<p>中小企業介護支援奨励金</p>	<p>育児・介護休業法に定める介護休業制度</p>	<p>介護休業を1か月以上取得し、かつ雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けていること</p>	<p>15万円</p>	<p>平成27年</p>
<p>中小企業男性の子育て支援奨励金</p>	<p>育児・介護休業法に定める ・育児休業制度 ・育児短時間勤務制度</p>	<p>① 男性従業員が次のいずれかを取得していること ア) 育児休業を継続14日以上 イ) 育児短時間勤務を継続1か月以上 ② ①イ)の取得に当たり、月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていないこと。また、育児短時間勤務制度の利用開始前後の給与等水準が同等以上であること。</p>	<p>10万円</p>	<p>平成27年</p>
<p>中小企業男性の介護支援奨励金</p>	<p>育児・介護休業法に定める ・介護休業制度 ・介護休暇制度 ・介護短時間勤務制度</p>	<p>① 要介護状態にある対象家族1人に対して、男性従業員が次のいずれかを取得していること ア) 介護休業を継続7日以上 イ) 介護休暇を1年間に3日以上（半日・時間単位で取得できる場合は、その合計が3日以上） ウ) 介護短時間勤務を継続1か月以上 ② ①ウ)の取得に当たり、月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていないこと。また、介護短時間勤務制度の利用開始前後の給与等水準が同等以上であること。</p>	<p>10万円</p>	<p>平成27年</p>

表8 各種奨励金の交付実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て支援奨励金	16	17	18	12	18
配偶者出産休暇制度奨励金	6	8	12	7	4
介護支援奨励金	1	3	1	1	0
男性の子育て支援奨励金	4	4	8	6	10
男性の介護支援奨励金	1	2	2	1	2

他自治体の類似制度は、次のとおりである。

表9 仕事と家庭の両立支援事業類似事業

自治体名	事業名	事業概要
千代田区	次世代育成支援行動計画策定奨励金	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定した千代田区内の事業主に対し、次世代育成支援行動計画策定奨励金を交付
新宿区	男性の育児・介護サポート企業奨励金	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けた企業に勤務する男性従業員が(1)育児・介護休業を取得、または(2)育児・介護短時間勤務制度を利用した場合、当該区内企業に奨励金を支給
品川区	配偶者出産休暇制度奨励金	中小企業の従業員が配偶者(事実婚含む)の出産に際して取得できる有給の特別休暇制度を設け、従業員に利用させている事業主に対し、配偶者出産休暇制度奨励金を交付

(出典：監査人作成)

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,887	7,606	8,839
決算額	8,589	5,426	7,572

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	82	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査 会委員謝礼
需用費	454	事業案内リーフレット印刷
委託料	2,735	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業 調査・確認等業務委託
負担金、補助及び 交付金	4,300	奨励金
合計	7,572	

（2）監査の結果

【意見】ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業について、港区の中小企業における多様性の尊重に繋がるよう、応募動機の調査や、ホームページへの掲載状況の調査を行ったうえで、認定項目の見直し等を検討すべきである。

【理由】所管課によると、認定企業への応募動機の調査は行っていないようであるが、下記4の産業振興課所管の中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業における相談事業の報告書等からすると、応募動機は主に港区の契約において優遇されることであり、認定されることによるイメージアップや人材確保ということは意識されていないようである。実際に、令和2年度に認定された5社のうち、2社は認定されたことを自社のホームページに掲載していたが、3社については、少なくとも採用に関するページやトップページへの掲載は見られなかった。

ワーク・ライフ・バランスは、要綱上「企業に勤務する一人一人がやりがい、充実感等を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択でき、又は実現できるよう、仕事と生活の調和を図ること」と定義されているとおり、これを図ることは多様性の尊重につながるものである。しかし、契約における優遇が目的であるとすると、形だけのワーク・ライフ・バランスとなるおそれがある。

令和4年度からは、中小企業支援を所管する産業振興課に移管されているところ、産業振興課では、中小企業における人材確保ということも課題として認識しているとのことである。今後は、港区の中小企業における多様性の尊重に繋がるような、多様な人材確保という観点をより重視した認定となるよう、応募動機の調査や、ホームページへの掲載状況の調査を行ったうえで、認定項目の見直し等を検討されたい。

【意見】仕事と家庭の両立支援事業について、中小企業が両立支援体制を整備するインセンティブとなるような取組の必要性について、調査・研究することを検討すべきである。

【理由】現状の制度では、いずれの奨励金も、制度が整備されていることを前提に、利用実績があった場合に支給されるものとなっている。

所管課によると、制度整備に関する相談は、産業振興課が所管する中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業の中で行われており、本事業は、制度が整備された上で利用されたことに対する奨励金と整理されているとのことであった。

確かに、このような整理にも一定の合理性はあるが、他方で、産業振興課が所管する中小企業ワーク・ライフ・バランス支援事業には、制度整備に対する奨励金制度はなく、他自治体では、千代田区のように、仕事と家庭の両立支援事業の中で、制度整備奨励金制度を設けている例もある。

産業振興課では、中小企業においては、ワーク・ライフ・バランス整備の必要性は認識しているが、コロナ禍も加わって、法令改正に伴う規程等の整備が追いついていないという事例もあると認識しているとのことであったが、そうであるとすれば、より一層制度整備に対する支援の必要性があるといえる。

現状の奨励金制度にも合理性があるとは認められるが、今後は、より中小企業において両立が進むよう、制度整備奨励金のような、体制整備のインセンティブとなるような取組の必要性について、調査・研究されたい。

3. 男女平等参画センター管理運営

（1）事業の概要

① 事業の概要

港区立男女平等参画センター条例（以下「センター条例」という。）により設置された、港区立男女平等参画センター（以下「センター」又は「リーブラ」という。）において、区民及び団体による活動への支援その他の男女平等参画施策に係る事業を行うものである。施設の概要は以下のとおりである。なお、センターの愛称である「リーブラ」は、ラテン語で「てんびん」を意味し、「男女平等」の願いを込めたものである。

表10 施設の概要

施設名	港区立男女平等参画センター
愛称	リーブラ
設置目的 （センター条例第1条）	男女平等参画に係る拠点施設として、区民及び団体による活動への支援その他の男女平等参画施策に係る事業の推進を図り、もって男女平等参画社会の実現に寄与する。
開設年月	昭和55年4月
所在地	港区芝浦1丁目16番1号 みなとパーク芝浦
開館時間	午前9時～午後9時30分
休館日	年末年始（12月29日～1月3日）、臨時休館
利用可能者	1 区内に住所を有する者 2 区内の事務所又は事業所に勤務している者 3 区内の学校に通学している者 4 1から3に規定する者を主な構成員とする団体 5 その他区長が適当と認めるもの
利用方法	団体登録又は施設利用登録

利用可能者のうちの第4号（1から3に規定する者を主な構成員とする団体）は、団体登録を行うものであるが、そのうち、男女平等参画社会の実現のために具体的に活動する団体（以下「男女平等推進団体」という。）及びそれ以外の団体（以下「男女平等参画学習団体」という。）は、一般よりも早い時期（男女平等推進団体は3か月前、男女平等学習団体は2か月前）から施設の予約が可能と

なる（港区立男女平等参画センター条例施行規則第2条、第3条第1項第1号、第2号）。また、使用料も減額となる（同規則第6条第6号）。

令和3年度における男女平等推進団体の数は31、男女平等学習団体の数は145である。それぞれの令和4年度11月現在の集計による概要は以下のとおりである。

表11 男女平等推進団体の概要（令和4年11月現在）

主利用目的名	団体数
会議・勉強会・催事	20
料理	3
音楽	3
演劇・演芸	1
工芸・手工芸・裁縫	1
舞踊・ダンス・バレエ	1
合計	29

表12 男女平等学習団体の概要（令和4年11月現在）

主利用目的名	団体数
会議・勉強会・催事	17
料理	3
音楽	18
着付け・作法	4
工芸・手工芸・裁縫	9
舞踊・ダンス・バレエ	24
絵画・版画・彫刻	3
語学・文芸	23
書道	5
室内体操・健康運動・ウォーキング	10
華道・茶道	17
その他	2
合計	135

センターは、平成18年から指定管理者による管理運営が行われている。
現在の指定管理者に係る管理運営の概要は以下のとおりである。

表13 指定管理の概要

指定管理者	株式会社明日葉
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）
指定に係る協定	平成31年4月1日付「港区立男女平等参画センターの管理運営に関する基本協定書」
指定管理料についての定め	額については年度ごとに予算の範囲内で定める
指定管理料の清算についての取決め内容	修繕費、職員人件費、事業費、契約落差金について清算

指定管理者が行う業務は、区と指定管理者との間の平成31年4月1日付「港区立男女平等参画センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「本件基本協定書」という。）、センター条例、本件基本協定書添付の業務基準書及び業務仕様書で定められており、これらの定めに基づき、令和3年度は以下のとおり事業が行われた。

ア. 学習啓発事業

講座やワークショップ、講演会などを開催し、男女平等参画意識の啓発や学習の機会の提供を行う。

令和3年度は、リーブラにおいて計38講座（58コマ）を開催したほか、区内の事業所や保育園・幼稚園・学校等の教育機関を対象とした出前講座を計9回行った。

イ. 情報収集・提供・発信事業

（ア）図書資料室運営

センター図書室において、男女平等参画に関する図書・行政資料・DVD・ビデオなどの資料の収集・貸出しを行う。

令和3年度の貸し出し状況は以下のとおりである。蔵書数より貸出数が多いのは、区内他図書館からの融通を行っているためである。

表14 令和3年度の男女平等参画センター図書資料室の状況

年度	図書資料蔵書数 (点)	図書貸出数 (点)	視聴コーナー利 用者数(人)	インターネット・PC利用 者数(人)
令和3 年度	18,158	43,236	1	1,411

(イ) 港区男女平等参画情報誌「OASIS」の発行

男女平等参画情報誌「OASIS」を年間4号発行する。令和3年度は、以下のとおり発行した。

表15 令和3年度に発行されたOASISの概要

号数	発行月	特集記事
第69号	令和3年6月	物語から学び、考える「ジェンダー平等」のかたち
第70号	令和3年8月	ジェンダーの視点で考える、みんなを守るための防災
第71号	令和3年10月	人権ってどういうもの？
第72号	令和4年2月	働くわたしのこころとからだ

(ウ) クラブL（メールマガジン）

メールマガジン登録者に向けて、講座情報、休館日、心のサポートルームの開室状況などを中心とした情報を、月3回程度発信する。

令和3年度は、合計583回発信した。

(エ) ホームページ

講座情報を随時更新し、ウェブを通じた最新情報の発信を行う。

令和3年度のセッション数は48,007人、ページビューは227,762回であった。

(オ) SNSにおける発信

Twitter、Facebook、Instagramに、ホームページで公開した情報を中心に、画像データ等を活用して発信する。

令和2年度及び令和3年度のフォロワー数はそれぞれ以下のとおりであった。

表 16 SNS のフォロワー数

SNS	令和2年度	令和3年度
Twitter	267	402
Facebook	292	691
Instagram	104	149

（カ）展示・啓発

館内の掲示板や交流コーナーなどを使用して、男女平等参画に関する情報の発信や展示を通じて意識啓発を行う。

令和3年度は、女性に対する暴力をなくす運動特別展示のほか、男女平等参画条例、第4次行動計画の概要についての展示などを行った。



（出典：令和4年8月24日 補助者撮影）

（キ）シアター・リーブラ

リーブラホールの活用のため、図書資料室所蔵用として購入した映像資料のうち上映権付の作品について、区民が鑑賞する機会を提供し、男女平等参画や人権尊重等につながるテーマへの理解を深める。

令和3年度は、計6回開催した。

ウ．団体育成支援事業

男女平等参画社会の実現を図ることを目的とした事業を実施する団体に、助成金の交付及び支援を行う。団体の成熟度、経験、企画内容・規模等にあわせて、ホップ・ステップ・ジャンプの3タイプに分類し、ホップに該当する企画には最大100,000円、ステップに該当する企画には最大70,000円、ジャンプに該当する企画には最大300,000円を支給する。

令和3年度は、ホップは2企画、ステップは1企画、ジャンプは2企画であった。

エ．交流促進事業

（ア）男女平等参画センター運営協議会

区が設置した運営協議会（上記1オ参照）の運営を行う。

（イ）利用者懇談会

センターの施設管理、事業運営に関する報告や意見交換を行うほか、『学ぼう！男女平等』を通じて、利用者に男女平等に関する情報提供を行う。

年2回開催しているが、令和3年度は、新型コロナの影響で第1回は書面開催となった。第2回は会場及びオンラインで開催し、参加者総数は62人であった。

（ウ）男女平等参画フェスタ in リーブラ 2021

リーブラの催事である男女平等参画フェスタ in リーブラを企画運営する。例年6月の男女共同参画週間に開催されるが、令和3年度は、新型コロナの影響で、令和4年3月5日と6日に開催された。概要は以下のとおりである。

表17 第41回男女平等参画フェスタ in リーブラ 2021 の概要

名称	「第41回男女平等参画フェスタ in リーブラ 2021」
テーマ	「“私”がひらく現在・未来」
開催日時	令和4年3月5日、6日
参加者数 (延)	765人(女性449人、男性116人、無回答200人)
講演会	「with コロナ時代は女性不況か? - どう乗り越える男女不平等 -」 講師：坂東真理子 参加人数：105人(当日参加87名、後日運営スタッフ視聴18名)
講座	「相談からきこえてくる女性たちの静かな叫び ～コロナ禍 今も増えているDV～」 主催：NPO 法人男女平等参画推進みなと（GEM）
	「エシカルでつなぐ私とアジア ～ラオス・モン族の手仕事と生活～」 主催：港区エシカルコミュニティ
	「心が疲れたら…“肌と心に効く美容”」 主催：認定NPO 法人プラチナ美容塾
	「親と子どものコミュニケーション ～非言語で伝えている子供の気持ち～」 主催：日本ファシリテーション協会 東京支部ダイバーシティ推進会
作品・活動紹介 (展示、ワークショップ)	アロマワークショップ&セルフハンドケア体験(認定NPO 法人プラチナ美容塾)
	海洋汚染問題パネル、NO2 地図の展示(港区消費者団体連合会)
	活動報告の展示(ネットワークリーブラ港区女性団体連絡会)
	活動報告の展示(四木会)
	古典の臨書などの書道作品の展示(祥雲書道会)
	団体活動紹介展示(劣化ウラン廃絶みなとネットワーク)
	字てがみ展示と体験(NPO 法人男女平等参画みなと(GEM))
	最近1年間の男女平等参画に関する新聞記事の切り抜きの展示、小物販売(どんぐり)
	犯罪被害者支援啓発パネル展等(港区内警察署合同)
	男女平等関係チラシ配布(港区人権・男女平等参画担当)
手づくりの手芸品販売・折り紙体験(ミントの会・コミュニケーション・スキル・アップ会)	

	年間活動紹介と手作り作品の展示（新日本婦人の会 港支部）
	Piiece 多世代共創プロジェクト活動実績パネル紹介（一般社団法人日本クールシニア推進機構）
	朝ごはんの栄養について考える展示（食育クラブ）
	防災のすすめ（パルシステム東京港あけぼの会）
	世界のエシカル品の展示と販売（港区エシカルコミュニティ）
	組紐作品の展示、販売（組紐さつき会）
	着物からのリメイク作品（ハンディ&シニア企画 桜の会）
	小便小僧の衣装展示、手芸作品販売（手芸グループあじさい）
ステージ 発表	港区男女平等参画条例について音楽と討論を通して理解を深めませんか？（みんなと PEACE SUNDAY 実行委員会）
	HIP HOP（ダンス）（NGH）
	女声合唱（港新婦人コスモスコラス）
	TPO に合わせた帯結び（りんず会）
	社交ダンス（ダンスサークルコア）
	女声合唱（女声合唱セントポーリア）
	親子合唱（みなとぞうれっしゃ合唱団）
	日本舞踊（富士の会（芙蓉流一世会））
	混声合唱（歌のあつまり“風”）
	絵本の朗読と映像（だいこんの会）
	女声合唱（コール・みなと）

オ. 相談事業

「心のサポートルーム」リーブラ相談室を開設し、一般相談、夫婦・家庭問題専門相談及び法律相談を行っている。

令和3年度の相談件数は以下の通りである。

表18 令和3年度のリーブラ相談室利用実績

相談分類（方法）	相談方法	合計件数
一般相談	電話・面接（予約制）	2,067
夫婦・家庭問題専門相談	面接（予約制）	29
法律相談	面接（予約制）	35

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	150,804	150,599	153,280
決算額	142,139	140,170	145,551

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	25,161	電気料、ガス料、水道料、集中冷暖房費
委託料	120,255	指定管理料、機械保守委託料
備品購入費	129	台車購入
償還金、利子及び割引料	5	前年度歳入使用料の還付金
合計	145,551	

（2）監査の結果

【意見】業務基準書について、平成28年の改定前のひな形が使われていたため、今後は最新のひな形を使うよう留意すべきである。

【理由】本件基本協定書に添付されている業務基準書には、事件・事故の際の「行動マニュアル」を作成することが定められていたが、指定管理者である明日葉においては作成されていなかった。

このことについて確認したところ、業務基準書のひな形は平成28年2月に改正され、それまでのひな形において必要とされていた「行動マニュアル」の作成は不要となっていたが、所管課によると、改正前の古いひな形を使用して協定を締結していたことが原因であった。業務基準書は指定管理者の義務を定める重要な取り決め内容であり、事件・事故の際の対応などの総則的事項については区で統一する必要があると考えられるため、最新のひな形を使うよう留意されたい。

【意見】今後の指定管理者制度の運用については、指定管理料に債務負担行為を設定する等、地方自治法の趣旨も踏まえた見直しを検討すべきである

【理由】港区立男女平等参画センター等の指定管理施設の指定管理料について、区においては、債務負担行為（地方自治法 214 条）の設定がなされていない。

指定管理者制度を所管する区役所改革担当の説明では、指定管理者から提案された資金収支計画書を前提に、施設の管理運営経費の実績や新たに必要となる経費等を指定管理料に柔軟に反映し、毎年度の予算査定において施設の管理運営の実態に即した指定管理料となるよう見直すため、毎年度の指定管理料は、基本協定書では具体的な金額を定めず、区と指定管理者で締結する年度協定書で定めていることから、債務負担行為を設定していないとのことであった。

しかし、区と指定管理者は、両者の間で締結する基本協定において定める業務を指定の期間委託することを決めているのであって、区と指定管理者で締結している基本協定書において「払わなければならない」としている指定管理料は、指定の期間全体における本件業務の対価であると解される。

地方自治法が債務負担行為を予算で定めることとしたのは、普通地方公共団体が債務を負担する行為は、支出義務の負担を伴うとともに歳出予算の支出によって履行されるものであること、議会審議においても、現実の歳入歳出予算と将来の財政負担とを併せて審議することで、住民や議会等の理解に資すると考えられたことによるものである。それゆえ、債務負担行為とは、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為を指し、支出が不確定なものも含むとされている。

また、総務省による指定管理者制度の運用に係る技術的助言（平成 22 年 12 月 28 日付け総行経第 38 号）の第 8 項においても、「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。」とされている。

現時点において、裁判例等はなく、区役所改革担当が説明するように、年度協定において具体的な金額を定める故に債務負担行為が不要であるとの考えが全く否定されているものではないが、上記のような地方自治法の趣旨からすれば、総務省の技術的助言にあるような場合には、債務負担行為を設定することが必要と考えられる。

また、区は、「指定管理者を共通の目標の達成を目指す『パートナー』として捉え、連携・協働しながら、サービスの質の向上と安定的な提供に取り組む」（令和 4 年 4 月改正「港区指定管理者制度運用指針」）こととしているが、指定管理者が区のパートナーとして、安心して施設の管理運営を行っていくためにも、指定期間中の指定管理料への担保は必要と考えられる。

以上より、今後の指定管理者制度の運用については、港区立男女平等参画センターの運営等、指定期間内において指定管理料を毎年支出することが見込まれる場合には、債務負担行為を設定する等、地方自治法の趣旨も踏まえた見直しを検討されたい。

【意見】男女平等推進団体・学習団体について、リーブラの設置目的に沿った団体が増加するよう、SNSを通じたリーブラの存在及び事業内容の周知や区内大学・企業への広報などを検討すべきである。

【理由】現状の男女平等推進団体・学習団体は、表11及び表12のとおりであるところ、ダンスや手芸などのサークル活動を行う団体が多くなっている。

これは、指定管理者及び所管課の説明並びに「1980 - 2020 リーブラ 40 年史 団体活動からたどる男女平等参画センター」（以下「40 年史」という。）の記載からすると、センターがもともと港区立婦人会館（以下「婦人会館」という。）から始まったものであるところ、1980（昭和 55）年に婦人会館が会館した当時は、女性が家の外に出るということ自体に抵抗があり、婦人会館で開催された「ふれあい講座」で手芸やダンス、料理などを習うことが女性の社会参加（家から社会に出ること）であり、このふれあい講座から発生した自主サークル等が、その後も婦人会館や 1995（平成 7）年に改装・名称変更された後の女性センターでも活動を継続していたことから、2014（平成 26）年にセンターの設置目的が「女性の地位の向上に寄与するため」から「男女平等参画社会の実現に寄与するため」に変更され、現在の場所に移転された後も、男女平等推進団体・学習団体として認定され、活動を継続していることによるものと理解される。

確かに、婦人会館の時代から活動していた団体が、センターの事業を支えていたことは否定できず、またその歴史も尊重する必要がある。

ただ、センター条例においては、「男女共同参画」ではなく、あえて「男女平等参画」という文言が使用されているところ、そこには区民の強い思いが込められていたことが、40 年史の記載から窺える。そうすると、現在のリーブラは、区民の強い思いに基づき、「男女平等参画」を目指す施設として設置されているのであるから、男女平等推進団体・学習団体も、この施設の設置目的に沿った団体が多く認定され活動するのが望ましい。

センターの設置目的に沿った男女平等推進団体・学習団体の具体的な増加策については、指定管理者においても検討しているところであるが、令和元（2019）年 10 月～11 月に実施された「男女平等に関する港区在住・在勤者の意識・実態調査」（以下「令和元年度意識調査」という。）によると、リーブラがあること自体を知らなかったという人が在住者 57.8%、在勤者 79.9%となっていること

からすると、まずは、リーブラの存在とその事業内容を周知するのが有効であると考えられる。

特に、既存の男女平等推進・学習団体においては、高齢化が進んでいることから、若年層の参加を促す必要があるが、若年層が利用する広報手段である SNS のフォロワー数は、表 16 のとおり、少数にとどまっている。

今後は、リーブラの設置目的に沿った男女平等推進団体・学習団体、特に若年層で構成されるこれらの団体が増加するよう、SNS による広報のさらなる有効活用や、区内大学・企業への直接の広報などを検討されたい。

【意見】 フェスタ in リーブラについて、SNS の利用など、認知度を向上させる取組を行うことを検討すべきである。

【理由】 令和3年度フェスタ in リーブラのアンケートによると、イベントを知った媒体は、広報みなどが最も多く 26.3%で、次が友人・知人の紹介の 23.1%であり、SNS は 1.2%に過ぎなかった。また、自由記載欄にも、アナウンス不足という声が寄せられていた。

指定管理者においても工夫しているところではあるが、今後 SNS をさらに積極的に活用するなど、フェスタ in リーブラの認知度を向上させる取組を行われたい。

【意見】 フェスタ in リーブラについて、活動成果発表における男女平等参画推進事業の強化や、若い世代の参加を促す工夫を検討すべきである。

【理由】 フェスタ in リーブラの目的や趣旨について、業務基準書及び業務仕様書には、「男女共同参画週間記念フェスタ in リーブラ事業」としか記載されておらず、具体的な基準は定められていないが、令和3年度の事業報告書では、「港区における男女平等参画推進の拠点施設としての認知度の向上と、リーブラの実施事業や利用団体の活動内容の紹介や活動成果の発表の機会として開催する。利用者層の拡大と男女平等参画に対する区民の意識啓発と理解促進を図る」と記載されている。

令和3年度フェスタ in リーブラの概要は、上記表 17 のとおりであるところ、リーブラの実施事業の紹介よりは、利用団体の活動成果の発表の機会に比重が置かれているように見受けられる。また、男女平等推進団体・学習団体の現状については表 11 及び表 12 のとおりであるところ、婦人会館の頃からの団体が多く、そのためフェスタ in リーブラへの参加者も、これらの団体の関係者が多く若い世代が少ない状況にある。

リーブラの歴史的な経緯を踏まえると、活動発表を行うこともフェスタ in リーブラの一つの柱であることは理解できるが、リーブラの設置目的は、前記のとおり、男女平等参画に係る拠点施設として、区民及び団体による活動への支援その他の男女平等参画施策に係る事業の推進を図り、もって男女平等参画社会の実現に寄与することとされている（センター条例第1条）。

今後は、リーブラの設置目的により合致するよう、活動成果発表における男女平等参画推進事業の強化や、若い世代の参加を促す工夫を検討されたい。

【意見】リーブラ主催講座について、有職の若年女性が参加しやすくなるよう、講座の内容、開催時間、開催方法及び周知方法についての工夫を検討すべきである。

【理由】リーブラでは、第4次行動計画に沿った、充実した内容の講座が多数開催されているが、事業報告書に記載された参加人数を見ると、概ね、一つの講座につき20～30人となっており、少ないものだと10人以下というものも見受けられた。

令和3年度については、開催方法はZoomによるオンライン開催、開催日時は土日祝日の午後2時～4時が多かったが、Zoomで参加人数が10人以下になるというのは、周知方法あるいは開催日時に工夫が必要だったのではないかと推測される。

また、令和元年度意識調査によると、リーブラの利用経験者の割合は、在住者10.8%、在勤者4.7%と低くなっているが、他方で、講座の内容によっては、4割以上の在勤女性が参加意向を有しているものも見受けられる。また、平成27年の国勢調査によると、港区の女性の年齢階級別労働力率は、20歳代後半から30歳代後半にかけて全国平均を上回っており、25歳から29歳までの85.9%、30歳から34歳までの79.2%が有職となっている。

これらの調査からすると、港区には、比較的若い有職の在住・在勤女性が多くおり、これらの女性が、リーブラの存在を知れば、講座に積極的に参加する可能性があるものと考えられる。

そのため、今後は、有職女性に対してアンケートを行った上で、講座内容や開催日時を見直したり、区内企業のダイバーシティ・インクルージョンを担当する部署にリーブラ主催講座の広報を直接行ったりするなど、有職の若年女性が参加しやすくなるような工夫を検討されたい。

4. 中小企業ワーク・ライフ・バランス支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

従業員にとって仕事と生活のバランスが保たれ、その両方が充実している状態（ワーク・ライフ・バランス）が達成・維持されるよう、事業者が積極的に労働時間の短縮や育児・介護休暇制度等を確立するための支援を目的として、区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進事業を行うものである。

具体的には、特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会（略称「NPO みなと経営支援」。以下「NPO みなと」という。）に対し、令和3年4月1日付の業務委託契約書（以下「WLB 支援業務委託契約」という。）により、以下の概要で業務を委託している。

表 19 ワーク・ライフ・バランス支援業務委託の概要

件名	港区中小企業ワーク・ライフ・バランス支援業務委託
委託先	特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会（「NPO みなと経営支援」）
履行期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
委託業務の種類及び内容	<p>(1) ワーク・ライフ・バランス普及啓発業務</p> <p>ア セミナーの開催</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックの改定原稿の作成及び校正</p> <p>ウ ホームページへの記事等掲載</p> <p>(2) 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの諸問題解決のための取組支援業務</p> <p>ア 相談会の実施</p> <p>イ 出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援</p> <p>港区総務部人権・男女平等参画担当が実施する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」で認定を受けた企業の取組を紹介する事業</p>
委託金額（いずれも税抜き）	<p>(1) ア セミナーの開催 1回 300,000 円（数量 2）</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックの改定原稿の作成及び校正</p> <p>1回 200,000 円（数量 1）</p>

	ウ ホームページへの記事等掲載 1回 50,000円（数量4）
(2) ア	相談会の開催 1回 50,000円（数量2）
	イ 出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援 1回 20,000円

NP0 みなとは、任意団体である港区中小企業診断士会を母体として設立された特定非営利活動法人で、主に港区内の商工行政や商工団体と協力して、区内及びその他の地区の中小企業者・創業予定者や商店街並びに地域コミュニティに対して、創業支援、経営支援、研修等により、その経営基盤の安定と経営の革新、地域経済の活性化に寄与する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする団体である。

構成員は、中小企業診断士のほか、弁護士、弁理士、税理士、社会保険労務士、1級販売士、英検1級、登録講師、セルフアセッサ、一級建築士、行政書士、ITコーディネータ、システムアナリスト、システム監査技術者、PMP、アプリケーションエンジニア、テクニカルエンジニア(データベース等)、初期シスアド等の資格を有している。

なお、令和4年度からは、港区産業振興センターの指定管理者（「みなと・キャンパス・リログループ」）の代表団体となっている（他の構成団体は、株式会社キャンパスクリエイト及び株式会社リロクラブ）。

WLB業務支援委託契約に基づき、NP0 みなとが令和3年度に具体的に行った業務のうち、セミナー、相談会及び出前によるワーク・ライフ・バランス支援業務の概要は、それぞれ以下のとおりである。

表20 令和3年度のセミナー及び相談会の概要

業務名	実施日時	実施場所	参加人数
ワーク・ライフ・バランス普及啓発業務 第1回講演会・セミナー	令和3年10月20日 (水) 18時30分～20時	港区産業振興課港勤労福祉会館	19
社労士 ワーク・ライフ・バランス何でも相談会	令和3年10月20日 (水) 20時10分～21時	同上	2
ワーク・ライフ・バランス普及啓発業務 第2回講演会・セミナー	令和4年2月17日(木) 14時～15時30分	同上	11

社労士 ワーク・ライフ・バランス何でも相談会	令和4年2月17日（木） 15時40分～16時30分	同上	3
------------------------	-------------------------------	----	---

表 21 令和3年度の出前によるワーク・ライフ・バランス支援業務の概要

実施日	実施時間	業種	相談員	相談内容（ワーク・ライフ・バランス業務処理簿の記載事項）
5月12日	18時～20時	サービス業	A	まず、ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めてもらうため、『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック（港区2020）』をお渡しし、その内容を説明した。次に、ワーク・ライフ・バランス推進による効果について説明した。
5月31日	15時～16時30分	飲食業	B	港区の『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』の冊子により区の支援策などを紹介した。～略～特に検討をしていなかった。
7月26日	10時～11時	飲食業	B	港区の『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』の冊子により区の支援策などを紹介した。
7月26日	13時～14時	製造業	B	港区の『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』の冊子により区の支援策などを紹介して、制度整備のうえ来年度の港区のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度への応募を提案した。
7月26日	14時30分～15時30分	小売業 飲食業	B	港区の『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』の冊子により区の支援策などを紹介した。しかし、～略～との回答であった。

7月30日	17時30分～19時30分	飲食業	A	まず、ワーク・ライフ・バランスの必要性について、『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック（港区2020）』を示しながら説明した。次に、ワーク・ライフ・バランス推進による効果について説明した。
8月20日	14時20分～16時30分	卸、サービス業	B	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』の冊子により区の支援策などを紹介した。港区HPより男女参画・ワークライフバランス「ワークライフバランス特集（日本語版）」をプリントアウトしたものを手渡して説明した。
9月15日	10時～11時	サービス業	C	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の制度の案内を行った。
9月29日	11時～12時	情報サービス業	C	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』を改めて渡して、参考にしてもらうことにした。
10月30日	13時45分～14時15分	製造小売業	B	略
11月8日	14時～16時	サービス業	D	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』（港区）について詳細に説明した。
11月15日	15時～15時30分	サービス業	D	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』（港区）について詳細に説明した。
12月4日	13時～14時	ソフトウェア開発	E	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック（2021年度版）』を使って、ワー

				ク・ライフ・バランスがなぜ必要なのか、事例などを紹介し、導入ポイントを解説した。そのうえで、当社について、ワーク・ライフ・バランスができているか、現状や課題、取り組み状況をヒアリングしてアドバイスを実施した。
12月20日	18時～19時	エステサロン	E	『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック（2021年度版）』を使って、ワーク・ライフ・バランスがなぜ必要なのか、事例などを紹介し、導入ポイントを解説した。そのうえで、当社について、ワーク・ライフ・バランスができているか、現状や課題、取組状況をヒアリングしてアドバイスを実施した。
12月21日	17時45分～18時15分	小売業	B	～略～ため、港区の『中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック』を配布して説明した。

注：対象企業の特定につながる情報は省略している。

なお、本業務は、令和4年度以降、指定管理者が行う事業として移管されている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	2,537	2,434	2,131
決算額	2,371	2,378	2,052

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	512	中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック等印刷
委託料	1,540	中小企業ワーク・ライフ・バランス支援業務委託
合計	2,052	

（2）監査の結果

【指摘】WLB 業務委託契約書について、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において著作権法第 27 条及び第 28 条の規定も含んだ必要事項を定めるべきである。

【理由】WLB 業務委託契約の仕様書には、著作権と肖像権の規定がおかれ、同契約の履行に当たり生じたものについての著作権の譲渡や、第三者の著作物の著作権処理についての規定などが定められている。

しかし、ひな形については一般の委託契約に関するものが用いられているため、著作権の譲渡に関する同法第 27 条及び第 28 条の特掲などが抜けてしまっている。

今後は、著作権あり版ひな形を使用するか、仕様書において著作権法第 27 条及び第 28 条の規定も含んだ必要事項を定めるべきである。

【意見】セミナー及びその後の相談会について、オンライン開催にするなど参加人数を増やす工夫を検討すべきである。

【理由】WLB 支援業務委託契約では、セミナーの定員は 35 名程度とされているところ、第 1 回の参加人数は 19 名、第 2 回の参加人数は 11 名であり、セミナー後の相談会の参加人数は、それぞれ 2 名、3 名であった。

第 2 回については、まん延防止等重点措置実施中だったため、やむを得ない面もあるが、セミナー及び相談会で、合計 700,000 円（税抜き）の支出がされているのに、利用人数が合計 30 名というのは、費用対効果の面で疑義があるといわざるを得ない。

本事業については、指定管理者の事業として移管されているとのことであるが、今後はオンライン開催も含め、参加人数を増やす工夫をされたい。

【意見】出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援について、より効果的な事業となるよう、実施内容の見直しを検討すべきである。

【理由】出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援は、WLB 業務委託契約の仕様書には、次のとおり記載されている。

- | |
|---|
| <p>(ア) 出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援を行う。なお、出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び支援は、1人2時間程度とし、相談者の会社、自宅など相談者が指定する場所に出向き対応するものとする。</p> <p>(イ) 相談日時は、土曜・日曜・祭日も可能とし、相談者と調整するものとする。また、夜間対応も可能とする。</p> <p>(ウ) 相談は、原則1回とし、無料とする。相談後のフォローは、無料でメール又は電話で実施するものとする。</p> <p>(エ) 実施予定回数は15回とする。</p> |
|---|

このように、仕様書には「出前によるワーク・ライフ・バランスの相談及び推進支援を行う」としか記載がなされておらず、具体的に何を行うのかが不明であるが、業務処理簿の記載からすると、「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック」を配布してワーク・ライフ・バランスについて説明しているようである。しかし、それだけであれば、専門家の集団であるNPOみなとに委託して、中小企業診断士により相談を行うことによる効果を十分に発揮できていないといわざるを得ない。

本事業については、指定管理者の事業として移管されており、指定管理者にはNPOみなとも含まれているとのことであるが、今後は、例えば経営相談も行うなど、相談事項の幅を広げ、指定管理者の持つ専門知識を十分に生かした効果的な事業とするべく、実施内容の見直しを検討されたい。

Ⅲ 国際化推進に関する事業

はじめに

港区には、令和3年4月1日時点で、区の総人口の7.07%に当たる18,291人の外国人が住んでおり（中国3,967人、韓国及び朝鮮3,196人、米国2,749人、フィリピン人987人など）、区内には、国内に150箇所以上ある駐日大使館のうち半数を上回る85の大使館（R3.7.1時点）に加え、外資系企業（約800社、全国の外資系企業の約1/4）が集積している。

都内の他の自治体に比べ、米国、英国及びフランスといった欧米の国々の割合が高く、非常に多くの国籍（120か国以上）の外国人が在住していることが港区の特徴である。

総務省は、日本国内に在住する外国人の増加等を背景に、平成18年3月、国籍などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「地域における多文化共生」を新たに地域の国際化の柱の一つとして追加・推進することとして、「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。同プランにおいて、市区町村は、地域の実情を踏まえつつ、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行う役割を果たすものとされた。

その後、近年、在留資格「特定技能」の創設（「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」H31.4月施行による。）、地域の状況に応じた日本語教育の推進が自治体の責務とされたこと（「日本語教育の推進に関する法律」R1.6月施行による。）などの国の施策、デジタル化の進展や多様性・包摂性のある社会実現を目指す動きの広がりといった多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえつつ、令和2年9月、「地域における多文化共生推進プラン」が改訂された。

港区は、この間、平成22年度から「港区国際化推進プラン」を策定していたところ、令和3年3月、「港区国際化推進プラン（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）」を策定・公表した（日本語・英語・中国語・ハングルで作成）。

「港区基本計画」における位置付けとしては、分野別計画「Ⅱにぎわうまち（コミュニティ・産業）」における「地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる」の中の「(10)豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる」に関する個別計画に当たる。

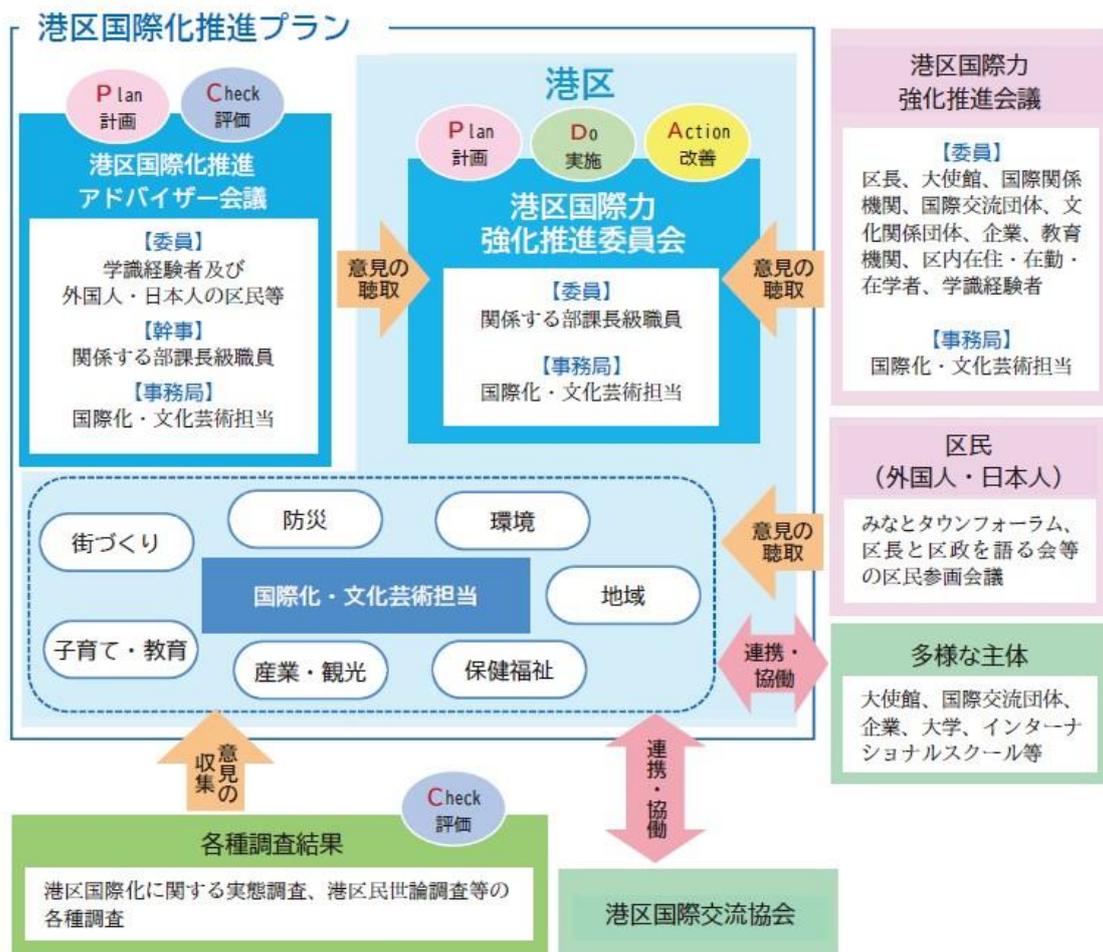
「港区国際化推進プラン」は、港区がめざす姿として、「多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる成熟した『国際都市・港区』～多文化共生社会の実現に向けた外国人の地域参画と協働の推進～」を掲げた。

施策の体系は、以下のとおり整理された。

- | |
|--|
| <p>施策1 外国人の安全・安心の確保に向けた多言語による効果的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 防災や医療など生活に必要な情報を「やさしい日本語」をはじめとする多言語で発信(2) 電子媒体による情報発信の推進(3) 外国人相談事業の充実 <p>施策2 日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活者としての外国人の日本語学習支援(2) 外国人の地域参画に向けた受入れ環境の整備(3) 文化理解を通じた国際交流の推進 <p>施策3 多様な主体との連携強化による外国人の地域参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大使館等との連携による国際交流(2) 教育関係機関との連携推進 |
|--|

また、港区国際化推進プランの推進のための実施体制として、以下のような体制や連携・協働が図示されている。

表 22 港区国際化推進プラン実施体制図



(港区国際化推進プラン（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）p12)

1. ICT意識調査

（1）事業の概要

① 事業の概要

普段、区民が利用する情報通信機器や区民の情報の受け取り方を把握し、効果的な情報発信方法を検討するとともに、区の情報を受け取れていない区民の属性や実態を確認するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

- 調査対象 : 港区在住の満18歳以上の区民より無作為抽出
 調査方法 : ダイレクトメールにより配付、郵送により回収
 ※インターネットによる回答も可能とした
 標本数 : 日本人：2,500人、外国人：2,500人
 有効回収数 : 日本人：746人、外国人：442人
 有効回収率 : 日本人：29.8%、外国人：17.7%
 調査内容 : 1 日常生活で利用している機器、媒体
 2 情報通信機器（インターネット環境）の保有・利用状況
 3 区政情報の取得状況等について
 4 基本属性

また、併せて、アンケート調査とは別途、高齢者施設または障害者施設の利用者及び区内の町会・自治会を対象として、ヒアリング調査も実施した。

上記のとおり、外国人についても大規模に調査対象として、外国人が利用する情報通信機器や外国人の情報の受け取り方を把握し、外国人に対する効果的な情報発信方法の検討にも資する調査として実施された。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	8,871
決算額	-	-	5,610

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	5,610	調査業務委託
合計	5,610	

（2）監査の結果

【意見】 港区公式 SNS による多言語での情報発信について継続的に改善を検討すべきである。

【理由】 令和3年度において、港区民の区政情報取得に関する動向調査を実施するに当たって、「外国人の区政情報受領」の把握を目的として、日本人と同数の外国人に対するアンケート調査を大規模に実施したことは、港区・担当部署において、区政情報の受け手としての外国人に対する意識の高さの現れとして、評価することができる。

調査の結果として、「スマートフォン」、「タブレット端末」、「パソコン」それぞれの保有率は日本人よりも外国人の方が高いこと、外国人の SNS 利用状況を見ると、最も利用している SNS は、「LINE（ライン）」が 39.2%と最も多く、次いで「Instagram（インスタグラム）」が 17.8%、「Facebook（フェイスブック）」が 16.4%となっている。

また、外国人の区政情報の取得方法は、「港区ホームページを見る」が最も多く、次いで「区役所・各総合支所に行く」となっている。

さらに、外国人が希望する区政情報の発信媒体の最多は「港区ホームページ」であり、次いで「港区公式 SNS（LINE や Twitter 等）」となっている。

港区において、このような調査を実施した上で、区政情報の発信方法について、新たな手法（例えばホームページの AI 翻訳）を導入したり、従来手法（例えば多言語によるラジオ広報）を縮小・廃止したりといった見直しを適宜行っていることは、高く評価することができる。

今後も、外国人に対する区政情報の発信に当たって、外国人の動向を踏まえて、港区公式 SNS による多言語での情報発信の強化（その際、調査結果の中で外国人の利用が多いと判明している SNS サービスへの新規展開や拡大を視野に入れた検討も含む）の継続的な改善の検討を行われたい。

他方、これら調査結果を踏まえて、費用対効果を勘案し、従来の手法の縮小を行うことも重要であり、適切であるが、港区として多様な広報媒体（紙媒体、ケーブルテレビ）を選択肢として持っていることのメリットにも配慮されたい。

2. 多言語対応推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

外国人が日常生活を営む上での不安や困りごとを解消し、区内で快適な日常生活が送れるよう、行政情報の多言語化の推進と効果的な発信を行うことを目的とする事業である。

翻訳チェック、翻訳データベース作成、緊急翻訳対応等により、行政サービスの多言語化を推進し、刊行物等の翻訳内容の質を一定水準に保つ。また、タブレット端末や音声翻訳機を配備し、窓口でのサービスの多言語化を推進する。

以下、事業の一部を紹介する。

ア. タブレット端末を活用したテレビ通訳サービス

窓口等に通訳タブレットを配置し、通訳者の離席時や通訳対応の混雑時においても、通訳サービスを迅速に実施できるようにしている。

イ. 音声翻訳機を活用した通訳サービス

区有施設等における多言語対応を充実させるため、区役所窓口、学校、幼稚園、保育園、児童館、いきいきプラザ等の窓口には音声翻訳機を配備し、通訳サービスを実施できるようにしている。

令和3年度における利用件数は合計22,671件（翻訳先言語別では、多い順に、英語（米国）6,850件、日本語4,121件、中国語（簡体字）3,925件、ロシア語1,995件、英語（英国）1,842件）であった。

利用施設毎に利用件数等が把握可能で、保育園など現場において多く活用されている状況が明らかとなっている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	17,031	28,959	11,498
決算額	13,819	24,383	11,207

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	1,589	
役務費	5,007	翻訳チェック校正経費
委託料	4,610	タブレット端末等による通訳サービス業務委託、翻訳データベース作成業務委託
合計	11,207	

（2）監査の結果

【意見】通訳タブレットや音声翻訳機の端末の追加配備を含む適正・十分な配備に留意されたい。

【理由】通訳タブレットや音声翻訳機の利用実績が良好で、区有施設等の現場において好評を得ている状況にあると認められ、利便性の高いサービス、機器であることが確認できている状況にあると認められる。

すでに利用実績の把握、集計が実施されており、これに基づく再配備も一定程度行われているが、引き続き、未配備の部署、事業所におけるニーズも把握するなどして、端末の追加配備を含む適正・十分な配備に留意されたい。

3. 外国人への情報提供事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

区が主催する事業、イベント等の情報や区内で生活するために利便性の高い情報を多言語で提供している。

ア. 外国人対象ウェルカム・パッケージ

各総合支所窓口で転入手続を行う外国人に対して、区の行政情報の多言語刊行物をまとめてパッケージにし配布している。例えば、地図や、ゴミの捨て方に関する情報などが含まれる。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響で、配布数が低水準にとどまった。

表23 外国人対象ウェルカム・パッケージ配布数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
英語	1,660	2,360	1,500	540	150
中国語	520	660	580	180	30
ハングル	180	400	220	120	30
合計	2,360	3,420	2,300	840	210

イ. ミナト・インフォメーション・ボード (Facebook)

行政情報やイベント情報等を週に1回、「やさしい日本語」及び英語、中国語、ハングルで配信している。

表24 ミナト・インフォメーション・ボード フォロワー数等の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
フォロワー数	267	657	1,048	1,244	1,364
いいね件数	215	531	861	1,004	(※)1,078

※ Facebookの「いいね」件数集計機能は令和4年1月で停止。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	27,613	25,219	2,650
決算額	26,851	19,563	1,608

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	780	ウェルカム・パッケージ（印刷、バッグ）
役務費	669	ミナト・インフォメーション・ボード投稿内容翻訳業務
委託料	158	
合計	1,608	

（2）監査の結果

【意見】ミナト・インフォメーション・ボードのフォロワー数増加の方策を講じることについて検討すべきである。

【理由】ミナト・インフォメーション・ボードは、外国人（外国語を使う住民）をターゲットとして情報発信するツールとしての意義があるため、フォロワー数の増加のための方策を講じられたい。

現状では、インターネット外での広報（ウェルカム・パッケージでの案内）といった方策が中心のようであるが、Facebook 及び他の SNS（Twitter 等）上での活動によりフォロワーを増やす方策など、ウェブマーケティングのノウハウを研究し、試行錯誤する余地があるものと思われる。

補足すると、令和4年4月から、港区ホームページ上の情報（「広報みなと」の内容も含む。）について、108カ国語の AI 翻訳が実現し、外国人の側から、港区に関するあらゆる情報を同ホームページから母国語で取得することが容易になるという、大幅な改善が実現した（外国語で提供される情報量の飛躍的な増大）。他方で、当該手段は、外国人を特に対象とする情報内容を発信するものではなく、また、港区が外国人に対して直接的に働きかけをする窓口となるものでもない。

このように整理したとき、「港区が、外国人に対して特に発信したい情報（外国人をターゲットとする情報）を伝えるための手段」、「港区が外国人と接点を持つための窓口」として、ミナト・インフォメーション・ボードには、独自の意義・機能が期待されると考えて、本意見を述べるものである。

なお、ミナト・インフォメーション・ボード以外にも、かかる意義・機能を担う情報伝達手段（サービス等）が考えられるか、今後の検討の余地もあると思料する。

4. 一般財団法人港区国際交流協会助成

（1）事業の概要

① 事業の概要

国際化推進施策における自立した区のパートナーとして区内の国際交流を一層推進するため、多様な国際交流活動を行っている一般財団法人港区国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）の運営経費の一部を助成する事業である。

港区国際交流協会は、国際交流を進める港区の外郭団体として平成4年度に設立されたが、平成19年度の「港区外郭団体改革プラン」で解散の方向性が示された。これを受けて、平成20年1月「港区国際化施策懇談会」において、「区からの補助金に依存しない団体」となるため、同協会の港区からの経営の自立化と、港区による自立化の支援の方針が確認された。

1. これまでに蓄積した経験、ノウハウ、会員、大使館とのネットワークなどを生かし、区との明確な役割分担のもとに、専門的な能力や機動性を発揮する。
2. 港区内在住の外国人のニーズに対応する具体的・実践的な支援活動及び外国人と日本人との開かれた交流活動を担う団体として、重要な役割を果たす。
3. このため、当協会は、新規事業の創出、新たな会員の獲得、企業等からの寄付金の獲得、他からの事業の受託等により、財政的基盤の安定化に努める。

平成20年度に同協会はいったん解散し、平成21年度に一般財団法人として新たな組織を設立した。

設立の目的は、「港区を基点としてあらゆる人びとの、国際的相互理解と友好交流関係を通じて、多文化共生社会の実現に貢献する」こととされている。また、令和元年度の入出国管理及び難民認定法の改正を受け、「外国人と共生する社会の実現に向けた外国人のための総合的な生活支援と社会参画を促す仕組みづくり」という理念も取り入れ、活動を続けているとされる。

港区は、国際交流協会に対し、従前から継続的に、国際化に関する複数の事業を委託しており、港区国際化推進プラン（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）の実施体制図（p80に前掲）にも、国際交流協会が連携・協働すべき組織として明示されている。

従来、港区の所管部署では、同法人が策定した「経営基本方針」（平成26年度～令和4年度 計画期間9年間）及び「中期経営計画」（計画期間3年間。監査対象期現在、第3期（令和2年度～令和4年度）。）に基づいて、補助金を支給してきた。

「経営基本方針」における自立化に向けての取組は、平成26年度から3か年ずつ3期に渡って進めることとして、各期の中期経営計画を策定の上、進捗を管理することとされていた。

具体的には、

第1期（平成26年度から平成28年度までの3か年）は「自立推進期間」とし、経営の立て直しとして、体制・事業を再構築・強化し、経営の自立化と財政基盤の安定に向け、取組を開始するとされ、

第2期（平成29年度から令和元年度までの3か年）は「自立移行期間」とし、自立推進期間において再構築・強化した体制・事業を元に、自立化と財政基盤の安定に向け、取組を更に推進するとされ、

第3期（令和2年度から令和4年度までの3か年）は「自立安定期間」とし、単年度収支を黒字に転換することを目指し、安定的な財政基盤を構築した上で事業を行い、ミッションの達成を目指すとしていた。

その上で、上記「自立推進期間」においては、経営の自立化に向け、一時的に港区による補助金の増額を申請し、これにより、体制の強化、新規事業の立ち上げ、事業規模の拡大等を進める、「自立移行期間」においては、毎年度20%ずつ段階的に補助金の申請額を減額し、港区からの補助金と自主財源のバランスがとれた経営へと移行を進めながら、経営の自立化を目指す、「自立安定期間」においては、補助金の申請額を一定額とし、自立化を完了した上で、単年度収支を黒字化するなど、一層安定的な財政基盤を構築した上でミッションの達成を目指す、とされ、具体的には、下表のとおり補助金申請（予定）額が設定された。

表 25 平成 25 年度から令和 4 年度における補助金申請（予定）額

（単位：千円）

	自立推進機関		
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
8,873	23,080	18,068	18,068
	自立移行期間		
	29 年度	30 年度	令和元年度
	14,455	11,564	9,251
	自立安定機関		
	2 年度	3 年度	4 年度
	9,251	9,251	9,251

（出典：国際交流協会「経営基本方針」）

令和 3 年度も、結果的に、上表のとおり、9,251 千円の補助金申請がなされ、同額の補助が決定された。

しかるに、令和 3 年度の国際交流協会の決算は、補助金の支給分を加味しても、5,248 千円の赤字となった（後掲 p95「表 26 一般財団法人港区国際交流協会収支予算及び収支決算」）。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	9,251	9,251	9,251
決算額	9,251	9,251	9,311

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	60	財務分析
負担金、補助及び 交付金	9,251	港区国際交流協会補助金
合計	9,311	

（2）監査の結果

【指摘】港区国際交流協会に対する補助金の決定に当たって、同協会の事業運営や財政の実態を適切に把握し、適正な助成額を具体的に判断すべきである。併せて、同協会に対し、適切な監督・助言を行うべきである。

【理由】国際交流協会の経営基本方針及び中期経営計画の概要は、上記「事業の概要」記載のとおりであったが、現実には、令和3年度の国際交流協会の決算は、補助金の支給分を加味しても、5,248,360円の赤字となった（後掲・令和3年度の一般財団法人港区国際交流協会の収支予算と収支決算の表のとおり。）。

この点、令和元年度途中からの新型コロナウイルスの流行の影響もあったとは考えられるが、令和3年時点において、国際交流協会の「経営の自立化」が進んでいるとは評価しがたく、経営基本方針が想定した、各期の中期経営計画における「体制の強化」「事業規模の拡大」等が進展したとは認められず、「港区からの補助金と自主財源のバランスがとれた経営」への移行は見通しが立っておらず、現在の「自立安定期間」において「自立化を完了した上で、単年度収支を黒字化する」ことは実現不能な状況にある。

少なくとも、令和3年度の補助金決定時点において、すでに中期経営計画（第3期）の目標達成が困難であることは明らかな状況にあったし、遡れば、中期経営計画（第3期）の策定時点において、中期経営計画（第2期）までの目標どおりに進捗していないことが判明していたはずである。

国際交流協会に対する補助金交付は、一般財団法人港区国際交流協会補助金交付要綱に基づき、各年度毎に申請を受けて、その内容を審査し、決定するものであり、各年度毎に国際交流協会の現状を踏まえて決定されるべきところ、近年の補助金の交付状況は、漫然と、8年前に（平成26年度に向けて）策定された経営基本計画で定めた補助金額の漸減のスケジュールどおりに金額を決定したものであったと指摘せざるを得ない。

上記のとおり、中期経営計画（第3期）策定の時点において経営基本計画どおりの進捗が実現していないことが判明していたならば、国際交流協会としては、現状を踏まえた中期経営計画を策定し、補助金申請（予定）額についても経営基本計画策定時の想定から変更することが検討されるべきであったと考えられる。

このことと対応して、港区の担当部署としては、国際交流協会からの補助金交付申請等の機会を捉えて、同協会に対し、中期経営計画の内容に関して助言したり、補助金交付を通じた一定の監督をしたりすべきであったと考えられる。

今後、現在の経営基本計画及び中期経営計画（第3期）の対象期間の満了を迎えることから、この機に、国際交流協会の事業運営や財政の実態を適切に把握し、今後は、年度毎の適正な助成額を具体的に判断していくべきである。

【意見】国際交流協会の組織運営・体制についても審査の対象として捉え、不十分な点については是正を促す等の対応をすべきである。

【理由】国際交流協会に対する補助金の決定に当たっては、同協会の組織運営・体制についても審査の対象として捉え、不十分な点については是正を促す等の対応をすべきである。

同協会の役員構成は、令和3年当時、理事13名、評議員3名であったところ、令和3年度に開催された2回の臨時常任理事会に出席した理事はそれぞれ9名、6名であり、2回とも欠席の理事も3名存在した（なお、別途、新型コロナウイルスの影響により、常任理事会の開催に代えて書面決議2回が為されている。）。また、評議員3名は、港区商店会連合会、港区観光協会及び公益社団法人国際日本語普及協会の各会長等が就任しているが、近年は名誉職的な実態にあったように見受けられる。

こうした理事会等の開催状況から、国際交流協会の日常的な運営は、事務局長・常務理事及び理事長など一部の理事の経営判断の下で、実務に従業員・スタッフが担っていたと理解される。

前記「指摘」のとおり、国際交流協会については、従来、「経営の自立化」を目標としてきているところ、日常的な運営を常勤者に委ねることはともかくとして、経営基本方針及び中期経営計画の進捗状況の把握や、その把握した状況に基づく方針の修正等については、理事会が責任主体となって実質的な議論を行うことが本来望まれる。その際、「経営の自立化」を図るためには、同協会の理事に「経営者」が含まれることが必要と考えられる。

補助金交付を行う港区の立場からも、国際交流協会において中期経営計画の実現が困難となっている状況にあっては特に、同協会の理事等役員の構成や理

事会等の会議体の運営状況を確認・評価し、理事等の知見が同協会の事業運営に活かされ得る体制となっているか否かという点も含めて、補助金の交付決定の判断材料とし、不十分な点があれば是正を促す等の対応をすべきである。

付言すると、令和3年度までの状況からは、「経営の自立化」が港区からの委託事業を前提としない、自主事業での黒字化を目標とするものであれば、いささか無理があると考えられる。国際交流協会が現在担っている各事業の意義・重要性、それら事業の一部は採算性を前提としない福祉施策的位置付けの事業であることに鑑みて、同協会を港区の政策実現のための必要なパートナーとして位置づけて、当面、港区が発注する委託事業を織り込んだ「経営の自立化」を目標とするような方向性も検討されるべきである。

【意見】国際交流協会に対する補助金について、運営費補助から事業費補助への変更、成果指標（アウトカム指標）を設定して効果測定・検証を実施するなど、あり方を検討されたい。

【理由】令和3年度に国際交流協会に対して9,251千円の補助金を交付している。補助金対象経費は人件費が7,706千円、管理運営費が1,545千円であった。補助対象経費は、協会の運営に要する経費の一部であり、いわゆる運営費補助金となっている。

運営費補助金は、一般的に、対象経費の中に公益性がある事業とは直接関係のない費用が含まれる可能性があることから、事業費補助に比べ、補助の妥当性、実効性等が不明瞭となるとされている。

補助金の目的は、本来、団体等が存続するために交付されるものではなく、団体等の事業活動に公益性があることを理由として交付されるべきものである。そのため、補助金等の交付にあたっては、事業費を補助金の交付対象として、政策的に当該事業の実施について必要性が認められる場合に交付されることが望まれる。また、事業費補助に変更して成果指標（アウトカム指標）を設定することで、毎年PDCAによる効果測定・検証が可能となる。そのため、国際交流協会に対する補助金は、交付要綱を見直しのうえ事業費に対する補助へ切り替えることも含め、あり方を検討されたい。

【意見】国際交流協会の収支管理方法では、人件費等のコストが事業別に把握できていないため、これらのコストについて各事業に適切に按分することで正確な事業別の収支状況を把握できるようにすることを検討すべきである。

【理由】令和3年度の国際交流協会の収支予算と収支決算は以下のとおりであった（次表は、国際交流協会からの提供資料に基づいて、補助者が作成した。）

表 26 一般財団法人港区国際交流協会収支予算及び収支決算

（単位：千円）

事業名	予算		
	収入額	支出額	差引額
文化エクステンション事業	677	444	233
ユース事業	50	28	22
PR 事業	-	-	-
クロスカルチュラルコミュニケーション事業	580	318	262
外国人住民サポート事業	15	24	-9
外国語、日本語スタディ事業	7,956	4,358	3,598
区役所サポート事業	22,727	12,661	10,066
他団体コアクション事業	-	18	-18
メンバー数拡大事業	1,065	220	845
人件費	7,706	21,937	-14,231
管理運営費	1,545	4,247	-2,702
寄付金等	500	-	500
会員、常任理事提案事業	-	3	-3
予備費	-	100	-100
繰越金	7,753	-	7,753
総計	50,574	44,358	6,216
事業名	決算		
	収入額	支出額	差引額
文化エクステンション事業	-	14	-14
ユース事業	-	-	-
PR 事業	-	168	-168
クロスカルチュラルコミュニケーション事業	173	97	76
外国人住民サポート事業	-	31	-31
外国語、日本語スタディ事業	1,027	678	349
区役所サポート事業	20,200	5,660	14,540
他団体コアクション事業	-	-	-
メンバー数拡大事業	669	292	377
人件費	7,706	26,543	-18,837
管理運営費	1,545	3,546	-2,000
寄付金等	460	-	460
会員、常任理事提案事業	-	-	-
予備費	-	-	-
繰越金	-	-	-
総計	31,780	37,029	-5,248

現在、国際交流協会が把握している収支情報では、人件費のコストが事業別に把握できていないため、どの事業でどれだけのコストがかかっているのかについて正確に把握することができていない。そのため収支面からの事業の効果測定が不十分な状態になっている。

また、同様の理由から、受託事業についても正確なコストも把握できていない。そのため、港区に対する受託費の積算・請求が適切な額であるかについても十分に説明できる状況にはない。

国際交流協会におけるこのような収支管理の状況に起因・対応して、港区としても、委託した各事業に関する効果測定が困難となり、また、国際交流協会に対する的確な助言の材料を欠くこととなる。

国際交流協会において、事業費と別に計上されている人件費について各事業に適切に按分することで正確な事業別の収支状況を把握されることが、収支状況が芳しくない現状にあって特に重要であるため、港区として、この点の改善について国際交流協会に働きかけをすべきである。

5. 国際交流スペースの運営

（1）事業の概要

① 事業の概要

地域社会における外国人との交流と、区民の自主的な地域活動の促進を図るため、国際交流スペースを運営している。

都営北青山一丁目アパートの地下に所在しており、東京都から行政財産の使用許可を受けて使用している。

国際交流スペース利用者受付・管理業務委託契約を随意契約にて国際交流協会との間で締結し、同協会に業務委託している。

国際交流や地域交流を目的に活動する団体・個人が、情報交換、集会などに利用することができる。

集会室（収容人数約 50 人及び約 25 人の 2 室）の利用には団体登録を要することとされている。団体登録の事務は、地域振興課国際化推進係にて行っている。

表 27 国際交流スペースの利用状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録団体数	10	11	11	7	8
利用人数（人）	9,249	10,318	6,817	2,213	1,584

※ 利用人数は、国際交流協会の主催行事における利用人数を含む。

令和元年度の終盤以降、新型コロナウイルスの影響により、利用人数が大幅に減少している。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	1,935	2,089	2,096
決算額	1,911	1,818	2,095

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	2,095	国際交流スペース利用者受付・管理業務委託契約
合計	2,095	

（2）監査の結果

【意見】国際交流団体以外の団体に集会室利用を広げることの是非を検討されたい。

【理由】国際交流スペースの集会室の利用については、団体登録を前提としているところ、「港区国際交流スペース集会室利用貸出マニュアル」上、団体種別としては在住団体、在勤団体、在学団体及びこれら団体のうち国際交流団体の4つの種別が設定され、いずれも団体登録が可能とされている。つまり、必ずしも国際交流団体に該当せずとも、ルール上は団体登録が可能であり、集会室利用が可能であることになる。

現在の運営では、国際交流団体のみを団体登録しているが、その結果、令和3年度の登録団体は8団体にとどまり、また、定例的・頻繁に集会室を利用しているのはそのうち2団体程度にとどまる実態にある。新型コロナウイルスの影響もあるとはいえ、現状、利用が低調であることは否めない。

こうしたことから、国際交流団体以外の団体の団体登録を可とし、集会室利用を広げることの是非を検討されたい。

国際交流スペースの主たる設置目的が地域社会における外国人との交流にあるとしても、区民のためのスペースが有効に活用されることにも意義があり、また、国際交流スペースを訪れる利用者が増加することにより（当該団体が直接国際交流を目的としていなくても）国際交流の活動が認知され、ひいては新たな国際交流活動に結びつくことも期待される。

6. 地域で育む日本語学習支援プロジェクト

（1）事業の概要

① 事業の概要

外国人と日本人の相互理解・コミュニケーション支援をボランティアで行う区内の地域日本語教室への支援や、日本語学習支援ボランティアの育成と支援など、外国人住民のために基礎的な日本語を学ぶ機会を整備する事業である。

令和3年度は、本事業に係る「地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施業務委託」契約と、「やさしい日本語推進」小事業に係る「外国人と日本人の交流促進事業実施業務委託」契約とを併せて一契約として、随意契約にて、国際交流協会との間で契約し、業務を委託した。

- （1）日本語教育に精通した専門コーディネーターの配置
日本語教育に係る専門人材として、所定の要件を満たす日本語教育コーディネーター1名を配置し、本事業に従事させた。
- （2）日本語学習支援ボランティア養成講座の実施
基礎編 1回（5回連続講座） 38人育成
実践編 3回 61人参加
- （3）基礎日本語教室の実施（令和3年度開始）
2会場、延べ82人参加
- （4）日本語サロンの実施
2会場、30回、延べ456人参加
- （5）「地域づくりのための日本語教育」を担う学習支援者の継続的なネットワークづくりに関する事業
 - ・ 地域日本語学習支援者連携会議の開催（6人参加）
 - ・ 地域日本語教室に対する日本語学習支援ボランティアの紹介
 - ・ 地域日本語教室に対する活動場所の支援（各地区にある区民協働スペースの利用）
 - ・ 地域日本語教室の新規立上げ支援
 - ・ 港区版日本語学習支援教材の開発、改善

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,300	9,336	14,423
決算額	4,731	7,370	13,991

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	93	
役務費	716	
委託料	13,181	地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施支援業務委託
合計	13,991	

（2）監査の結果

【意見】事業を必要とする外国人への利用促進に関する方策を検討すべきである。

【理由】日本語学習をきっかけとした外国人と日本人の相互理解の促進を目標として、生活者としての外国人のための日本語学習支援を行うべく、日本語学習支援ボランティアの育成から始まって、基礎日本語教室の実施、また、基礎を学んだ上で、さらに日本語を使う機会を求める外国人のために日本語サロンを実施するといった総合的な施策や事業が展開されており、高く評価できる。

ところで、日本語学習支援の対象者として外国人全般が対象となり得ること自体は当然のことであるが、その上で、こうした自治体の事業やサービスとしての日本語学習支援を必要としている層を考えたとき、港区に特徴的な大使館員・外資系企業役職員といった地位が安定し、経済的に余裕がある外国人ではなく、コミュニティとの接点が乏しかったり、低収入であったりする外国人にこそ、これら支援が行き渡ることが望ましい。

担当部署（地域振興課国際化推進係）からのヒアリングを通じて、既にこの点の問題意識が示されており、例えば、基礎日本語教室の受講者の選定に際して、このような観点も加味した選考を行っているとの説明もあったところである。

その上で、一步進めて、例えば、基礎日本語教室の講座の開設であれば、曜日・時間帯・場所・回数・費用の設定等において、低賃金で労働している外国人の層に、より利用しやすい設定を検討したり、それら層に届きやすい周知方法を検討したりといった考慮や工夫を検討すべきである。

7. やさしい日本語推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

外国人に対し日本語学習を通じた交流を促進するとともに、区民や区職員等の日本人に対し地域社会の共通言語である「やさしい日本語」の普及を推進する事業である。

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語、日本で生活している外国人が公文書などを理解しやすいように易しく書き換えた日本語である。日本に住む外国人が増え、その国籍も多様化する中で、日本に住む外国人に情報を伝えたいときに、多言語で翻訳・通訳するほか、「やさしい日本語」の活用が有効とされる。

（参考例 港区コミュニティバスに関する説明 港区ウェブページより）

港区コミュニティバス「ちいばす」は、港区の なかを 走るバスです。次の

8つの ルートで 動いて います。（中略）

【かかる お金】 1回 乗るとき：100円（小学生以上）

令和3年度は、本事業に係る「外国人と日本人の交流促進事業実施業務委託」契約と、前出「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」小事業に係る「地域で育む日本語学習支援プロジェクト実施業務委託」契約とを併せて一契約として、随意契約にて、国際交流協会との間で契約し、業務を委託した。

（1）日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業

外国人と日本人をマッチングし、パートナーを作ることで、外国人に実践的な日本語会話の機会を提供するとともに、地域の日本人とつながりを持つことで、日常生活における不安や疑問を解消するきっかけ作りを行う事業である。

令和3年度の参加者は、日本人も含め、27の国・地域の144人であり、マッチング数は年間合計92組であった。

(2) 区職員向け「やさしい日本語」研修

区職員が「やさしい日本語」による情報発信や区民対応ができるよう、職員研修を実施した。

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,274	5,545	4,939
決算額	6,268	4,509	4,937

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	4,937	外国人と日本人の交流促進事業実施業務委託 やさしい日本語書換え支援システム保守業務 委託 職員向けやさしい日本語研修業務委託
合計	4,937	

(2) 監査の結果

【意見】外国人参加者の地域参加に関する効果を検証すべきである。

【理由】日本語学習を通じた外国人と日本人の交流促進事業は、原則として、日本人と外国人を1対1でマッチングし、交流を図る事業である。単に外国人に日本語を使う機会を提供するにとどまらず、マッチングにより、外国人に日本人の交流相手を紹介する意味合い、機能を有しているとされる。

そのため、受託者である国際交流協会において、日本語学習支援ボランティア等のリストから適切な人材をマッチングする必要があり、かつ、その後の一定のフォローを要し、労力という面で運営コストを要する事業である。また、国際交流協会が継続的に事業実施してきたことによるノウハウが活かされやすい事業であると言える。

この点、事業の報告書における参加者の感想からは好評を得ていることが窺えるが、その上で、本事業が外国人参加者のその後の地域参加につながるといった成果に結びついているのか、事業の効果を検証すべきである。

8. 国際文化交流事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

北京市朝陽区在住の小・中学生及び高齢者の書画作品と、港区立小・中学生及び区内の高齢者の書画作品を展示する交流展を実施した。

昭和62年度に始まり（当初は小・中学校書画交流展のみ。）、長年、続けられてきた事業である。

従来、小・中学生書画交流展と高齢者書画交流展をそれぞれ開催していたが、令和3年度から同時開催とした。

令和4年1月25日から同年2月21日まで開催されたが、来場者数（アンケート回収数）は計58人とどまった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	6,647	1,423	1,510
決算額	6,057	170	1,132

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	45	
委託料	1,087	北京市朝陽区書画交流展開催業務委託
合計	1,132	

（2）監査の結果

【意見】事業の効果を評価・検証し、事業継続の是非や事業の実施形態について検討すべきである。

【理由】本事業について、日本側での来場者数（アンケート回収数）が58人にとどまっており、事業の意義、費用対効果を疑問視せざるを得ない。

また、作品の交換にとどまっており、人の交流を伴わないため、国際交流としての効果をいかに評価するか、疑問がある。

この点、担当部署において、参加者数の実績含め、本事業の効果を評価・検証し、事業の継続の是非や事業の実施形態について検討されたい。

9. 外国人のための防災対策

(1) 事業の概要

① 事業の概要

ア. 港区国際防災ボランティアの育成

災害時に外国人に正確な情報を提供し、意思疎通をスムーズに行う港区国際防災ボランティア（港区の住民に限らない。）を募集し、登録・育成する事業である。ボランティアが多言語でコミュニケーションの補助をすることで、災害時における外国人の言葉の不安の軽減を図る。

発災時に、港区内に設置される避難所等での対応及び通訳、並びに、外国人相談窓口での通訳を行うことを想定している。

また、平常時には、防災訓練や地域イベント等での通訳等を行うことを想定している。

これら活動を担い得るよう、災害時支援の基礎知識、「災害時に必要な多文化共生の知識」、「やさしい日本語」等の研修を行い、ボランティアのスキル向上が図られた。

研修実績（オンラインと会場のハイブリッド開催）

- ・ 6月 防災基礎講座（防災課主催）
- ・ 7月 災害時に必要な多文化共生の知識
- ・ 9月 地域と要支援者をつなぐボランティアの役割
- ・ 10月 災害時の「やさしい日本語」実践
- ・ 11月 災害時想定訓練
- ・ 12月 防災施設見学

表 28 港区国際防災ボランティア

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録数（人）	179	161	152	146	144

イ. みなと防災フェスタ

防災に関する基礎知識を習得する機会を外国人に提供し、自助意識を高め、各総合支所で実施する総合防災訓練への参加を促し災害への備えを促進する事業である。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響により、オンライン開催として、防災動画（地震、火事、豪雨）を視聴し、クイズに回答して防災知識を高めることを図った。

アクセス数は、合計1,895件であった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	5,645	6,420	5,311
決算額	5,471	2,949	4,851

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	124	
委託料	4,727	港区国際ボランティア研修支援業務委託 みなと防災フェスタ企画及び運営支援業務 委託
合計	4,851	

（2）監査の結果

【意見】他の施策・事業への参加を含め、港区国際防災ボランティアのさらなる活用を検討すべきである。

【理由】本事業は、災害時における外国人の支援に備えて、あらかじめボランティアを育成するための研修を実施し、名簿登録するという事業であり、研修内容の面でも充実した事業と評価できる。

登録ボランティアは、防災に関心があり、かつ、外国人支援ができる語学力を備えた人材であるところ、登録・育成したボランティアに災害時にのみ活躍を期待するのではなく、平常時において、国際化に関する他の事業にも活動を広げてもらうための仕掛け（国際交流協会に委託している事業の案内・勧誘など）や、他の事業の参加者を国際防災ボランティアに勧誘するといった、事業間での連携の工夫をすべきである。

（参考）

本監査の参考とするため、令和4年度総合防災訓練（芝浦港南地区（台場）、令和4年10月15日実施）を視察した。

会場における主要な掲示は、英語、中国語及びハングルを含む4か国語で表記されていた。

同訓練の際、令和4年度事業における「みなと防災フェスタ」企画が実施中であった。

また、国際防災ボランティア1名が研修の一環として参加しており、避難訓練に訪れる外国人の対応に備えていた。別途、国際交流協会から派遣された通訳も備えていた（他に、手話通訳も配置されていた。）。

同日（同会場）には、外国人参加者はごく少数しか見られなかったが、「先に開催された他会場では数十人規模の外国人参加者があった」旨、説明を受けた。



（出典：令和4年10月15日 補助者撮影）

10. 災害時における情報発信・伝達手段の強化

（1）事業の概要

① 事業の概要

スマートフォン向け「港区防災アプリ」を平成25年9月に導入した。その後、平成28年3月（災害情報のプッシュ通知機能実装等）、令和元年10月に更新した。

災害時はもちろん、日常的な降雨情報、河川の水位情報などが細かく情報提供される。

日本語、英語、中国語、ハングルの4か国語に対応しており、日本語以外の3か国語でも、日本語と概ね同等の情報を発信できる。

港区では、外国語版（英語、中国語、ハングル）のハザードマップ及び地区版防災マップを整備済みであるところ、港区ホームページ上にそれら外国語版が掲載されており、ダウンロード可能である。港区防災アプリから、それら港区ホームページ上のコンテンツにアクセスし、取得できる。

令和3年時点における防災アプリ（日本語登録も含む）のインストール回数は累計7,066回であった。

防災アプリチラシを、日本語に加え、英語、中国語、ハングルの4か国語で印刷して、外国人向けの広報・利用促進を図っている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	722	2,640	3,036
決算額	5,642	3,287	3,036

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	3,036	防災アプリ保守運用業務委託
合計	3,036	

（2）監査の結果

【意見】「港区防災アプリ」について、外国人の登録数拡大を図られたい。

【理由】港区において、ハザードマップや地区版防災マップ等のコンテンツの外国語版（英語、中国語、ハングル）に翻訳するにとどまらず、スマートフォン向けの「港区防災アプリ」といった新しい情報発信手段を開発する際にも、外国人に対し、日本人に対するのと遜色ない質・量の災害情報を提供する必要があるとの基本的な認識の上、そうした機能が実装されていることは、高く評価できる。

現状、「港区防災アプリ」は、プッシュ通知などの特長、利点があり、外国人にとっても有用なサービスであるところ、外国人向けの情報発信の機会を捉えた広報に努め、外国人の登録数拡大を図られたい。

なお、情報技術を通じた災害情報の伝達手段については、日本人及び外国人の区政情報の受領手段の状況などに応じて、将来的に変化が生じていくことも想定されるが、その都度、外国人向けの災害情報発信に留意されたい。

1 1. 赤坂地区赤坂・青山 Meet up プロジェクト

（1）事業の概要

① 事業の概要

日本人と外国人が交流できる機会を創出し地域への参画を促すため、町会・自治会をはじめとする地域団体や大使館等の地域資源を活用して、日本人と外国人が地域の魅力や課題について一緒に考える講座を実施した。

令和3年度は、「地域の魅力を知る」をテーマに、講座やまち歩きを通して日本人参加者から外国人参加者に地域の魅力を伝えた。

3回の講座の中で、

- ・ 第1回は、日本人参加者のみで、第2回講座に外国人参加者に魅力を伝えるための準備を行い、
- ・ 第2回は、日本人参加者から外国人参加者に赤坂・青山の魅力を伝える場とし（プレゼンテーション及びまち歩き）、
- ・ 第3回は、外国人参加者からの発表を行った。

（従前の「赤坂・青山国際化プロジェクト」から、名称を変更して新たな事業として開始した。）

② 事業費の推移

（令和元年度、2年度は「赤坂・青山国際化プロジェクト」の金額）

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	763	987	2,177
決算額	564	41	1,662

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
役務費	21	
委託料	1,641	赤坂・青山 Meet up プロジェクト実施支援 業務委託
合計	1,662	

（2）監査の結果

【意見】 イベントの成果を活かす方策を講じられたい。

【理由】 本事業（イベント）は、総合支所が実施した、日本人・外国人の参加により、連続的な講座（作業及びまち歩きなど含む）を通じて交流を深めるための意欲的取組である。単発（単回）のイベントと異なり数回の連続的な企画とし、また、日本人・外国人の相互的な企画とすることで、参加者間の交流が深められたことが窺われる。参加者からも好評が得られており、高く評価することができる。

ぜひ、イベントの成果をさらに活かすべく、イベント終了をもって交流やつながりが終了、完結しないように、参加者間でのつながりや、参加者（日本人・外国人とも）の地域活動・地域とのつながりが生まれる（継続する）ような工夫、行事後のフォローといった取組がなされることに期待したい（最低限度としては、参加者に対して、地域活動に関連する情報、イベント情報等を案内するなど。また、翌年度の企画に向けた反省会の開催など。）。

なお、こうした意欲的な企画については、事前の案内にとどまらず、関連部署や他の総合支所等に事業の成果を報告や情報共有する機会を設け、事業の横展開のきっかけとすることが期待される。

12. 港区国際化推進プランの推進体制について

(1) 概要

港区国際化推進プランの推進のための実施体制は、前掲「港区国際化推進プラン実施体制図」（p80）に示されたとおりである。

同プランに基づき、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、国際化に関する諸課題に組織横断的に取り組み、もって港区の国際力を強化するため、港区国際力強化推進委員会が設置されている（港区国際力強化推進委員会設置要綱、平成27年制定）。同推進委員会は、プランの円滑な推進に必要な連絡及び総合調整、事業の進行管理、及び、区の国際化推進施策の課題に関すること等を所掌する。

庁内組織であり、同推進委員会に関して予算化された小事業は特にない。

これ以外の会議体として、

- ・ 区長、大使館、国際関係機関の関係者等の有識者を中心とする「港区国際力強化推進会議」
- ・ 学識経験者、及び、外国人・日本人の区民等を委員とする「港区国際化推進アドバイザー会議」

が設置されている。

このうち「港区国際化推進アドバイザー会議」は、港区国際化推進プランに基づく国際化推進の取組について、関係者、区民等による検証を行い、その意見を反映させるための会議体である（令和3年度の委員構成は、座長である学識経験者1名のほか、いずれも公募に応じて選任された区民委員10名（外国人・日本人各5名）であった。）。

(2) 監査の結果

【意見】各地区（総合支所）における外国人の実態把握の必要性（程度）や手法等について検討すべきである。

【理由】港区の特長である大使館員・家族や大企業役職員である外国人が多いという側面の一方で、孤立していたり、生活支援が必要であったりする、多様な外国人の層の存在も常に意識される必要がある。

港区国際化推進プランに基づく各取組を管理し、促進するに当たっては、施策の全般において、当該施策のターゲットとなる「外国人」をどのように想定する

のか、「一部の外国人」にしか届かない（あるいは「一部の外国人」には届かない）施策となっていないかとの視点が必要と考えられる。

こうした意識や視点をもって、外国人の地域参加に向けた施策等を効果的に推進するためには、各地区（総合支所）において外国人の実情がよりの確に認識・把握されることが前提となる。このため、今後、関係部署ないし国際力強化推進委員会等の会議体において、あるべき外国人の実態把握の程度や手法等について検討すべきである。

IV 障害者福祉に関する事業

はじめに

「自立」という言葉には、自力で生活を成り立たせる、自分で自分の面倒を見る、といった、経済自立・身辺自立のイメージがあり、誰もがそうあるべきという社会規範がともなっていたことから、障害者福祉分野においても、自立の規範は、障害者にリハビリテーション訓練を促す理由となり、自立の見込みがなければ施設や病院で保護されるべき、という論理が正当化されてきた。これに対し、1970年代ころから、障害者自身の意思決定に基づいて必要な支援を受ける「自立生活」を求める動きが活発になった。また、1980年代以降、日本でもノーマライゼーションの理念が普及し、施設入所中心の施策から地域福祉を加味した施策も一部には取り入れられるようになってきたが、日本では、「自立」できない障害者を保護する考えが強く、障害者の自由が阻害されることも少なくなかった。

平成18（2006）年12月、国連総会において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択された。日本は、条約批准に向けて、平成19年9月に条約に署名し、平成23（2011）年、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだ、障害者基本法の一部改正、平成24（2012）年「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の制定による障害者自立支援法の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）への改正、平成25（2013）年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）制定（28年施行）など国内法の整備を進め、2014（平成26）年1月に批准書を寄託した。

また、1994（平成6）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（「ハートビル法」。平成18（2006）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）と統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法））が制定された。

平成30（2018）年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（ユニバーサル社会推進法）の制定及び、バリアフリー法に「第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって

日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。」として、障害者差別解消法とも通じる、多様な事情を有する国民が共生する社会の実現という基本理念を明確にする条項を新設するなどの改正がされた。

港区においても、障害者を取り巻く近年の大きな法令改正や環境の変化に対応して、障害者福祉計画や港区バリアフリー基本構想の改定、新たな施策の実施などをしてきている。

本監査の障害者分野については、上記のような経緯も踏まえ、多様性のある社会の構築の基礎となる障害者差別解消に対する理解の促進や、障害者の社会参加に係る事業及びバリアフリーの推進に係る事業を主な監査対象とし、個々の障害者に対する日常生活に関するサービスや施設福祉、特別支援教育に係る事業などは監査対象から除外した。

表 29 港区の障害者手帳所持者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳	5,110	5,032	4,923
愛の手帳	871	909	948
精神障害者保健福祉手帳	1,671	1,750	1,812

（出典：区データより監査人作成）

1. 障害者差別解消推進

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域全体へ「障害者差別解消法」の趣旨を浸透させるとともに、相談体制の整備や地域のネットワークを構築することにより、地域全体で差別の起こらない地域社会の実現を目指すことを目的として、区民や民間事業者等への啓発活動や、職員の資質向上のための研修を行うものである。

障害者差別解消に向けた総合的な取組の推進等について、全庁を挙げて障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進することを目的として、区役所内において、副区長を会長とし、各支所長、部長等を委員とする「港区障害者差別解消推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置している。

また、障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、区内の障害者団体、社会福祉関係者、民間事業者、関係行政機関等によって組織する、「港区障害者差別解消支援地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設置している。

令和3年度においては、

- ・ 港区障害者差別解消事例集（令和2年度発行。一般区民向け・事業者向け）の窓口等での配布
- ・ 『マンガで知ろう！「障害者差別解消法」』（令和2年度発行）の小学校4年生への配布
- ・ 新規職員研修（受講者数113名：リモートでの講義）
- ・ 庁内各課に対する音声コード（ユニボイス。印刷物の文字情報を二次元コードに変換したもの）の適切な使用のための資料の配布等を行った。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	4,205	1,202	1,208
決算額	4,945	292	152

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	152	配布資料等の作成
合計	152	

（2）監査の結果

【意見】 障害者差別解消に関する意識状況の調査等の実施を検討すべきである。

【理由】 多様性のある社会のためには、その構成員が、障害や性別などを理由とする差別が差別であることを共通の理解として、これをなくしていくことが必要である。障害者差別に対する理解は、他のマイノリティに対する差別への理解にもつながるものであり、多様性の観点からの本事業の重要性は高い。

本事業では、これまで障害者差別解消事例集や、児童生徒向けのマンガ小冊子の作成、配布や、職員に対する研修を行ってきており、障害や障害者差別に対する理解の向上に対して一定の役割を果たしているものと認められるものであるし、啓発事業は、一般に単年度で大きな効果を得ることは難しく、継続的な事業実施が必要である。

もっとも、効果的な啓発のためには、同じような事業を繰り返すだけでなく、普及状況等に応じて、事業の内容の変更や、特に注力する啓発対象の属性を絞るなどをしていく必要がある。

障害者差別解消法の施行から5年以上が経過しており、全体的な啓発は一定程度なされていると考えられることから、今後は、職員・区民の意識やこれまで区が配布してきた資料の活用状況など必要な調査を行って啓発事業の成果を確認するとともに、調査結果を踏まえて、障害者差別解消に向けた今後のより効果的な啓発の方向性や、障害者差別解消に積極的な企業や団体への支援なども含めた新たな事業の実施等について検討する必要がある。

なお、調査等を行うにあたっては、推進会議や地域協議会の活用についても考えるべきである。

【意見】 職員の研修内容の改善及び職員全体に対する一歩進んだ研修を検討すべきである。

【理由】 本事業では、職員への研修として、新規採用職員に対する障害者差別解消法に係る研修が行われているが、その内容は、バリアフリー体験やグループワ

ークも実施されているが、座学での受動的な研修が中心である。令和元年度までは、みなとボランティアセンター（港区社会福祉協議会）が派遣している講師による「バリアフリー実習」が行われていたとのことであるが、これも、目隠しや関節の稼働範囲を制限するなどにより身体障害者の状況を疑似体験して、不便さを体験することを主な目的としているものである。

障害や障害者差別について一方的に情報を伝える座学やバリアフリー実習による体験は、障害者の置かれた状況や障害者差別の問題についての基本的な知識を得たり、物理的な障害による不便を実感し、バリアフリーの必要性について初歩的な理解をすることに一定の効果は期待できるものであるが、理解が表面的なものにとどまる懸念がある。実際、令和2年10月に行われた職員に対するアンケート調査（回収率は2分の1程度と思われる。）によれば、障害がない職員に対する「あなたは障害者への合理的配慮に関する理解が十分にあると思いますか。」との質問に対する回答は、「そう思う」と「まあまあ思う」の合計で8割弱となっている一方、障害がある職員に対する「同じ職場の職員は障害者への配慮に関する理解が十分にあると思いますか。」との質問に対する回答は、「そう思う」と「まあまあ思う」の合計が約3分の2に留まるなど、両者の認識には一定のギャップがあるようにも見える。

障害者差別解消について、障害や障害者差別についての理解をさらに深め、その解消のための実践をしやすくするためには、座学やバリアフリー体験だけでなく、他の自治体においても実績がある、障害者平等研修（DET(Disability Equality Training)という、障害当事者がファシリテーターとして研修を進め、受講者はグループワークで考え議論すること。）のような、一歩進めた深く考える研修の導入が有効と考えられる。

また、区が継続的に「あらゆる分野及び施策において横断的に連携し、全庁を挙げて障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進するため」にも、区の組織全体において、障害や障害者差別についての本質的な理解を深めるとともに、社会環境の変化等に応じた知識や現状認識のブラッシュアップを図ることが必要と考えられる。ついては、管理職等も含めた職員全体について、前記のような一歩進んだ研修等も含めた研修の計画的な実施を検討すべきである。

2. 心のバリアフリー推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

障害のある区民とない区民が互いの立場に立ち、お互いを理解し合えることを目指し、イベントでの交流等様々な手段を通じて、偏見や先入観がなくなるよう意識啓発を図るため、障害者週間において、障害者週間ポスター原画展並びに企業等に対する感謝状の贈呈、ポスター原画展入賞者の表彰等を開催するものである。

なお、従前の障害者週間記念事業は、障害保健福祉センターにおいて行われており、参加者が関係者に偏っていたことから、これを改善するために、令和4年度については、一般来場者が主体の男女平等参画センター（リーブラ）に会場を変更するとのことであった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,773	1,772	1,724
決算額	1,578	1,236	1,637

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	39	
需用費	188	チラシ・ポスター印刷
役務費	53	
委託料	1,356	ネット配信等
合計	1,637	

（２）監査の結果

【意見】障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。

【理由】本事業のチラシ・ポスターの印刷について、1つの社会福祉法人のみから見積りを取り、149,820円で随意契約をしている。また、本事業以外にも、同様に印刷について単独見積りにより随意契約をしているものが見られた。これは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく調達方針により、対象となる障害者就労施設等を有し、印刷業務について実績があり、港区の障害者も多数在籍する社会福祉法人と契約をしているものであり、随意契約の理由として地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当することや、新規事業の場合等においては、参考見積りとして、他からも見積りを徴収しているとの説明があった。

しかし、都内において印刷業務を行っている障害者就労施設等は他にも存在するものである。障害者優先調達推進法に基づく調達であっても、価格の適正の確保や他の障害者就労施設等との受注機会の公平性等を考えた場合、特段の理由なく、継続して単独での随意契約をすることは好ましくないため、定期的に参考見積りをとるなどして、適正な価格の確保や他の事業者の受注機会の確保などに配慮することを検討すべきである。

3. 地域で共に生きる障害児・障害者アート展

（1）事業の概要

① 事業の概要

一般の利用客の多い美術館等に、障害者の制作した絵画等を展示し、障害者の作品を鑑賞する機会を確保することにより、多様な人々の交流を促進し、相互理解を深めることを目的として行われる事業である。

令和3年度は、増上寺宝物展示室前ラウンジにおいて、令和4年2月16日（水曜）から3月7日（月曜）まで実施された。また、展示された作品は映像化され、YouTubeにおいて公開されており、令和4年度からは、支所等に設けられた区のサイネージ端末でも映像を流す予定である。

令和2年度、3年度において、延べ来場者数が非常に少なくなっているが、これはコロナの影響に加え、会場自体、もともと一般の来場者が少ない場所であることが影響したものと考えられるとのことである。

表 30 来場者数等

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ 来場者数	2,521 人	9,100 人	開催中止	527 人	691 人
参加 事業者数	14	15	14	14	17

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	2,663	2,257	2,972
決算額	2,699	2,726	2,594

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
需用費	515	ポスター、チラシ等の作成
委託料	2,078	展示会場設営、映像作成等
合計	2,594	

（2）監査の結果

【意見】障害者優先調達について、適正な価格の維持や他の事業者に対する発注機会の確保などにも配慮することを検討すべきである。

【理由】本事業のチラシ・ポスターの印刷について、1つの社会福祉法人のみから見積りを取り、233,750円で随意契約をしている。また、本事業以外にも、同様に印刷について単独の見積りにより随意契約をしているものが散見された。担当者からは、障害者優先調達推進法に基づく調達方針により、対象となる障害者就労施設等を有し、本事業の印刷業務について実績があり、港区の障害者も多数在籍する社会福祉法人と単独での契約をしているものであり、新規事業の場合等においては、参考見積りとして、他の見積りも徴収しているとの説明があった。

しかし、都内において印刷業務を行っている障害者就労施設等は他にも存在するものである。障害者優先調達推進法に基づく調達であっても、価格の適正の確保や他の障害者就労施設等との受注機会の公平性等を考えた場合、特段の理由なく、継続して単独での随意契約をすることは好ましくないため、定期的に参考見積りをとるなどして、適正な価格の確保や他の事業者の受注機会の確保などに配慮することを検討すべきである。

4. 障害者スポーツの普及

（1）事業の概要

① 事業の概要

本事業は、障害者スポーツ環境を充実させ、障害者が気軽にスポーツに親しみ、障害の有無に関わらず、一緒にスポーツの楽しさに触れ、スポーツの魅力や価値を共有する機会を創ることや障害者スポーツの理解促進を目的として、

- ・ 障がい者スポーツ指導員の区立スポーツ施設への配置
- ・ 職員やスポーツ推進委員に対する障害者スポーツへの理解を深めることができるような研修等の実施
- ・ スポーツセンターのアリーナを利用した障害者スポーツ体験イベントの開催、障害のある人が安心してスポーツを楽しめるよう、障害者スポーツ用品の配置及び貸出
- ・ 障害者を対象としたスポーツ教室の開催

を実施するものである。

また、本事業と関連する事業として、障害保健福祉センターにおいて、障害者を対象とする「リフレッシュ体操ホップ」が実施されている。

表 31 令和3年度障害者スポーツ体験実施状況

実施日	表題	対象	内容	実績 (障害者数)
令和3年 10月24日	みなと区民 スポーツ体 育祭	どなたでも	コロナのため中止	-
令和3年 12月4日	障害者スポ ーツ体験会	どなたでも	サウンドテーブル テニス体験会	15名 (0)
令和4年 2月27日	障害者スポ ーツ体験会	港区スポーツ推進 委員	車いすバスケット ボール体験	20名 (0)
令和4年 3月12日	障害者スポ ーツ普及イ ベント	どなたでも	車いすバスケット ボール体験、ゴー ルボール体験、パ ラリンピアントー クショー等	60名 (0)
令和4年 3月26日	あすチャ レ! 運動会	小学生とその保護 者	ボッチャ、車いす ポートボール、車 いすリレー	28名 (1)

令和3年4月～令和4年3月	リフレッシュ体操ホップ	・身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを有する区民 ・障害のある児童およびその傾向にある児童	楽しく体を動かしたい人向けの体操	25名 (25名)
---------------	-------------	---	------------------	--------------

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	23,884	4,252	3,871
決算額	9,070	3,190	2,626

③ 事業費の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	28	
需用費	13	
委託料	2,585	障害者スポーツ普及イベント等委託
合計	2,626	

(2) 監査の結果

【意見】障害者の参加が低調な理由について調査し、対応を検討すべきである。

【理由】障害者スポーツの体験については、健常者への啓発だけでなく、障害者が障害者スポーツに参加するきっかけや、健常者と障害者の交流なども目的としている。ところが、参加者の大部分は健常者であり、障害者の参加はほとんどない状況である。事業の目的を達成するためには、障害者の参加を増やすことが課題であることを担当者は認識している。しかし、担当者としても、障害者福祉

課と連携してチラシを障害者施設や特別支援学校などに配布するなど、広報に努め、障害者の受け入れに支障がないよう、障害者スポーツ指導員の資格保有者を配置するなどの体制を取るなどの工夫をしているが、障害者の参加者がほとんど無い原因の追究までは行っていないとのことであった。

課題の解決においては、可能な限りその原因について把握することが必要である。

については、なぜ、障害者の参加者が少ないのかについて、障害者福祉や障害者教育の担当部署とも連携するなどして、障害者施設や特別支援学校の生徒等の参加が少ない理由を調査・推測した上で、対応の検討をすべきである。

なお、参加者が少ない理由の可能性として、大きくは、①障害者スポーツの体験参加に対する関心がある者が少ないケース（学校等で競技を経験できるため、本事業での体験に参加する必要はない等）や、②体験への参加に関心はあるが、移動手段や移動支援の人手等の問題によって参加ができないケース等が想定される。①であれば、事業の内容や実施方法の変更（一般希望者の自由参加ではなく学校や施設の行事と連携する、交流試合の場を作るなど）等について検討することも必要になると考えられるものであるし、②であれば、参加にあたっての障害を排除する方策（障害保健福祉センターや施設等が保有する福祉車両の借り上げによる周回や、外出ヘルパーの確保等）やその予算確保についての検討などが必要になるものと考えられる。

5. 障害者情報バリアフリー推進事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

視覚障害者や聴覚障害者など、障害の特性により、情報が伝わりにくい障害者のために、必要な情報が分かりやすく迅速に伝わる環境の整備として、区からのプッシュ型の情報配信、電子版障害者手帳との連携、短期入所施設の予約機能等を搭載したスマートフォン用アプリである「みなと障害者支援アプリ」を令和3年に作成し、運用している。

令和3年度末のアプリ利用者数は338人であり、令和4年度に入っても順調に利用者は増加しており、令和4年9月時点では700人を超えている。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	-	-	4,647
決算額	-	-	2,970

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	2,970	アプリケーション開発・保守等
合計	2,970	

（2）監査の結果

【指摘】受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。

【理由】契約の所管課である契約管財課では、著作権が関係する委託契約について、一般の委託契約書と別のひな形（以下「著作権あり版ひな形」という。）を

用意しており、著作権が関わる契約については、著作権あり版ひな形を使用するよう各所管課に注意喚起している。

また、所管課が契約事務を進める際に確認するマニュアルである「財務会計システムの手引き」においても、仕様書の記載事項として、「業務の過程上又は成果品について著作権等が関係する場合は、関係法令等を参照し、必要事項を記載します。」と記載されている（本編契約編第1部契約事務第8章「契約締結請求時に添付する書類の作成」）。

そのため、著作権が生じる契約に関しては、著作権あり版ひな形を使用するか、仕様書において、関係法令等を参照した上で、必要事項を記載する必要がある。これは、著作権等に関する知識が十分でない職員が契約書等を作成する場合にも、適切な条項等が入った契約書とすることや、必要な事項を定めるためのものと考えられる。

ところが、本事業に係るアプリ制作業務委託契約では、一般の委託契約書のひな形が使われており、また仕様書においても、「本業務により作成する一切の成果物についての著作権、版權その他の権利は、発注者に帰属する。」という記載があるだけであった。そのため、著作権譲渡に関してトラブルを避けるために規定する必要がある、著作権法第27条及び第28条の特掲や、受注者による著作人格権の不行使についての定めが抜けてしまっていた。

アプリ制作業務委託では、将来的にアプリケーションの改修等が必要になった場合に、受注者の著作権が問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるようにされたい。

なお、指摘事項が生じた原因としては、担当者において著作権の譲渡について規定する必要があるという認識はあるものの、どのような定めが必要であるかということについての知識・認識が不十分であること、決裁者におけるチェック機能が十分に働いていないこと、作成している著作権あり版ひな形の使用が十分に浸透できていないこと等の複数の原因が重なっているものと考えられる。また、同様の事案が、複数の課において発生していることを鑑みると、区全体において、著作権をはじめとした法知識が不十分であることや、同様の事案が他の課においても複数あることが懸念される。

このような懸念を根本的に解決していくためには、著作権が関係する契約において考慮すべき法的事項や、法務確認済の契約書ひな形を使用すべきことについて、研修等の場を活用して職員に周知していくなど、各課に対するサポートを充実させること等が必要なものと考えられる。

6. バリアフリー化の計画的な推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

港区バリアフリー基本構想に沿ってバリアフリー化事業を進めるため、重点整備地区内における特定事業計画について、その進捗率を管理する。

表 32 バリアフリー化事業の進捗状況

（％）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 ^{※1}	令和 3 年度
公共交通	87.0	88.2	90.7	92.1	94.4
道路	84.9	87.9	87.7	83.0	84.9
都市公園	67.7	68.8	70.4	67.8	67.8
建築物	48.9	51.1	53.4	53.1	56.4
交通安全	83.3	83.3	97.2	— ^{※2}	79.2
心のバリアフリー	87.5	87.5	87.5	73.3	92.9

※1 特定事業計画の見直しに伴い新たな事業を追加したこと等により、進捗率が下がった事業がある。

※2 特定事業計画の見直し中の期間のため、進捗率の算定がされなかった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	9,553	27,102	25,073
決算額	8,369	24,090	23,874

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和 3 年度 決算額	主な内容
報償費	166	
需用費	1,979	
委託料	21,729	
合計	23,874	

（2）監査の結果

【意見】区有建物のバリアフリー化進捗率の表示について、分かりやすく、誤解を生じないような表示とするよう検討すべきである。

【理由】事業の実績によると、令和3年度時点での建築物のバリアフリー化の進捗率は唯一50%台であり、建築物以外で最も低い進捗率である都市公園の約68%と比べても10%以上低い状況である。担当課によれば、建築物のバリアフリー化については、構造上の問題等によりバリアフリーの整備が困難なものについてまで計画に計上されており、そのようなものは建物の改築時期等が到来するまで未整備なものとして残ってしまうことによって進捗率にも影響を生じさせている。その一方で構造に影響しないバリアフリー化については、着実に進んでいる、とのことである。

区の建物について、バリアフリー化が進んでいないという印象を与える情報を発信することは、民間に対して、建物のバリアフリー化が進まないことは大きな問題ではないような誤ったメッセージとなってしまう可能性もあり、好ましくない。

このため、構造上、改築等までバリアフリー化工事ができないものの割合について注釈を記入するなど、建築物のバリアフリー化進捗率について、実質的な進捗の実態が分かりやすく、誤解を生じないような表示とするよう検討する必要がある。

7. 福祉のまちづくり推進

（1）事業の概要

① 事業の概要

高齢者、障害者、乳幼児連れの方等が安心して外出できるよう、区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備の情報等をまとめたオンラインのマップ（以下「港区バリアフリーマップ」という。）の情報の更新や新たな情報の追加をするものである。

港区バリアフリーマップは、PC、スマートフォンでの閲覧に対応しており、日本語と英語での情報提供がされている。地図上から施設を選択することにより、当該施設に車椅子対応トイレや、トイレ以外の授乳・オムツ替えスペースなど、どのようなバリアフリー設備が設置されているかをピクトグラムや写真で確認でき、逆に利用したい特定のバリアフリー設備の存在する施設を検索することも可能である。また、港区バリアフリーマップ以外にも、視覚障害者向けに主要な区立施設等までの経路の音声道案内データ等を提供している。

港区バリアフリーマップに追加して掲載する情報については、港区バリアフリーマップ充実検討会において検討し、現場調査などもしている。

なお、港区バリアフリーマップに係るシステムの保守やデータ更新作業については、事業者に委託して行っている。

表 33 バリアフリーマップのアクセス数の推移

（単位：件）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間アクセス数	14,670	56,537	71,878	36,060	32,718

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	5,713	5,381	4,312
決算額	3,706	4,036	7,150

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	3,645	バリアフリーマップホームページ充実支援 業務、バリアフリーマップ保守業務
負担金、補助及 び交付金	3,505	福祉のまちづくり整備費補助金
合計	7,150	

（2）監査の結果

【指摘】受託者に著作権が生じ、区が譲渡を受ける必要のある契約については、著作権の規定がある契約ひな形を使用するか、仕様書において必要事項を定めるべきである。

【理由】契約の所管課である契約管財課では、著作権が関係する委託契約について、一般の委託契約書と別のひな形（以下「著作権あり版ひな形」という。）を用意しており、著作権が関わる契約については、著作権あり版ひな形を使用するよう各所管課に注意喚起している。

また、所管課が契約事務を進める際に確認するマニュアルである「財務会計システムの手引き」においても、仕様書の記載事項として、「業務の過程上又は成果品について著作権等が関係する場合は、関係法令等を参照し、必要事項を記載します。」と記載されている（本編契約編第1部契約事務第8章「契約締結請求時に添付する書類の作成」）。

そのため、著作権が生じる契約に関しては、著作権あり版ひな形を使用するか、仕様書において、関係法令等を参照した上で、必要事項を記載する必要がある。これは、著作権等に関する知識が十分でない職員が契約書等を作成する場合にも、適切な条項等が入った契約書とすることや、必要な事項を定められているものと考えられる。

ところが、本事業に係る保守業務委託契約では、一般の委託契約書のひな形が使われており、また仕様書においても、「本業務により作成する一切の成果物についての著作権、著作権その他の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者がバリアフリーマップを印刷し、業務等で使用できるものとする。」という記載があるだけであった。そのため、著作権譲渡に関してトラブルを避けるために規定す

る必要がある、著作権法第 27 条及び第 28 条の特掲や、受注者による著作人格権の不行使についての定めが抜けてしまっていた。

著作権が関係する契約については、将来的に著作物の改変や二次使用が必要になった場合に、受注者の著作権が問題となり得るものであることから、今後は、適切なひな形を使用するか、仕様書に必要事項を定めるよう留意されたい。

なお、指摘事項が生じた原因としては、担当者において著作権の譲渡について規定する必要があるという認識はあるものの、どのような定めが必要であるかということについての知識・認識が不十分であること、決裁者におけるチェック機能が十分に働いていないこと、作成している著作権あり版ひな形の使用が十分に浸透できていないこと等の複数の原因が重なっているものと考えられる。また、同様の事案が、複数の課において発生していることを鑑みると、区全体において、著作権をはじめとした法知識が不十分であることや、同様の事案が他の課においても複数あることが懸念される。

このような懸念を根本的に解決していくためには、著作権が関係する契約において考慮すべき法的事項や、法務確認済の契約書ひな形を使用すべきことについて、研修等の場を活用して職員に周知していくなど、各課に対するサポートを充実させること等が必要なものと考えられる。

【意見】望ましい情報提供（情報保障）ができるよう、経路情報等について充実を図るよう検討すべきである。

【理由】港区バリアフリーマップでは、インターネット上の電子地図と連動して、各施設にどのようなバリアフリー設備が備えられているかの情報が提供されており、使用したい施設を検索して探すこともできるように工夫されており、必要な設備を探したり、事前に設備の有無を確認するために有用である。

しかし、駅や大きな建物のバリアフリー情報は、それぞれの施設においても提供されているものであり、市町村がバリアフリーマップを作成する意義としては、①各施設に横断するバリアフリー情報や②各施設を接続する経路も含めた情報を一元的に収集・整理し、提供することにあるのであるが、現在の港区バリアフリーマップでは、①の情報の提供にとどまっている。

国土交通省が発行した「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル～市町村による一元的なバリアフリー情報提供の手引き～」5頁においても、肢体不自由者・車椅子使用者、高齢者、妊産婦・子ども連れに対する「望ましい情報提供のあり方（情報保障）」として、「水平移動可能なルートや情報を網羅（施設毎の断片的な情報ではなく、経路も含めて）」が示されているように、車椅子

使用者や階段の昇降が困難な高齢者等にとっては、個々の設備の有無だけでなく、目的地へ達するためのバリアフリーな経路の情報も重要である。また、具体的な経路情報を検討することは、設備の有無だけでは見えないこともある。バリアフリー設備を利用しない場合に比べて著しく不便な経路しか選択できないケースなどを理解し、利用者の視点に立った施設の改善をするためにも有用である。

港区においても、バリアフリーな経路の情報として、「バリアフリーおすすめコース」や「バリアフリーまち歩き Map in 港区」が作成・提供されており、これ自体は目的が一致する利用者にとっては意味がある経路情報である。もっとも、いずれも、地域の散策や名所巡りのための経路紹介の側面が強く、そのような視点も重要ではあるが、体系立った情報提供がされているものではない。

今後は、例えば、マップ上の主な区有施設等の表示を起点として、駅の改札やバリアフリー経路の出口と当該施設等との間のバリアフリー経路を表示できるようにするなど、利用者に分かりやすく、望ましい情報提供（情報保障）がされるように情報の充実を図ることを、港区バリアフリーマップ充実検討会等において障害当事者など利用者の意見も直接聴いて、検討すべきである。

8. 障害者就労支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

ア. 障害者就労支援

障害者の一般就労への機会拡大を図るとともに、障害者の自立と社会参加の一層の促進を目指し、専門職員が相談を受け、支援を行う場合には一人一人に対する支援計画を作成し検証を通して一般就労および地域における自立生活の促進を図るものである。

なお、監査としての意見ではないが、障害者のいる職場の経験の有無と、障害者差別解消法の認知度や障害者が同じ職場で勤務することを可能と考える人の割合とは相関があるとの研究もあることからすれば、本事業は、障害者差別解消の啓発のためにも重要なものと認められるものであるため、以下付言する。

区が行う障害者の就労支援としては、本事業のように直接的な支援だけでなく、間接的な支援も考えられる。例えば、区の契約相手に、法令遵守を求めることは、区として当然であることからすれば、発注仕様における遵守事項として、障害者雇用促進法に違反していないことを定めたり、表明保証をさせることなどが考えられる。また、既に入札などの際に法定の障害者雇用率を満たしている者に加点をしているものについては、加点にあたって、より障害者雇用率の高い者にはより高い加点ができる仕組みを導入するなどの障害者雇用率の向上の誘導とともに、障害者雇用をする事業者の負担を減らすため、ジョブコーチ導入や従業員に対する研修への補助・支援を障害者就労支援の一環として実施することなども有用と考えられるものである。

表 34 障害者就労支援の実績の推移

(人)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用登録者数	371	362	392	404	365
就職数	22	15	27	22	15

イ．就労支援事業所の連携による共同受注の推進

区内の就労支援事業所が単体では受注できないような大規模の受注等について、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団が共同受注窓口となって受注し、各就労支援事業所に振り分けることにより、受注機会を向上させるものである。令和3年度の実績は、55件、受注額11,986,771円だった。

ウ．新たな障害者就労の創出（遠隔操作ロボットを活用した働き方の推進）

令和3年度から試験的な取組として、遠隔操作可能なロボット「OriHime」を利用して、障害者が操作者となって、自宅から区役所内の福祉売店（はなみずき）において商品案内等の接客業務をすることなどにより、新たな障害者就労の可能性を示すものである。

この取組は「障害者就労支援」とは別に、新たな予算小事業として「新たな障害者就労の創出」として実施している。

本事業は、令和3年度から5年度の3年間の実証実験であり、令和3年度は、操作者として2名の身体障害者が採用され、交代で就労した。

実証実験の最終年である令和5年度には、操作者を身体障害以外の障害者にも拡大することなどを予定している。事業の実施は、港区において起業した、OriHimeを開発した会社に委託して行っている。



（出典：令和4年7月25日 監査人撮影）

② 事業費の推移

【障害者就労支援】 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	59,576	59,462	59,315
決算額	59,695	76,940	59,279

【新たな障害者就労の創出】 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	－	－	5,700
決算額	－	－	5,700

③ 事業費の主な内訳

【障害者就労支援】 (単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	59,279	就労準備支援、職場実習支援、職場定着支援、共同受注窓口運営等
合計	59,279	

【新たな障害者就労の創出】 (単位：千円)

節	令和3年度 決算額	主な内容
委託料	5,700	OriHimeのリース経費、操作者人件費、業務サポート経費等
合計	5,700	

(2) 監査の結果

【意見】委託する業務により想定される成果や業務量の目安について、仕様書に定めることが望ましい。

【理由】本事業の委託契約及び仕様において、OriHimeパイロット（操作者）による業務の実施日数等について記載は全くなく、受託者が操作者と調整すると

いうことのみ記載されている。

本事業は、全く新しい試験的な事業であり、実施前には OriHime パイロットの応募があるかも分からない状況であったとのことであり、明確な業務時間等を定めることが困難であったことは理解できる。しかしながら、業務を委託する以上、業務内容については明確にすべきであることから、少なくとも、受注者とも協議して、目標とする成果や目安となる稼働時間等を具体的に想定して、仕様に定めることが望ましい。

【意見】 実証実験の終了後は、実験の成果を活かして、他業務への拡大なども含めた検討をすべきであり、その判断には事前に一定の判断指標を設けるなどの配慮をすべきである。

【理由】 本事業は令和5年度までの実証実験事業であり、終了時点においては、翌年度以降に向けた実験範囲の継続・拡大や、本格導入の実施について判断する必要がある。

遠隔操作ロボットの活用は、多様な労働環境の整備に資するものである一方、他に例が少ないことから、在宅障害者等の活動の場を広げることができるよう、現在の実証実験終了後は、売店業務の本格実施のみに終わることなく、実証実験の経験を活かして、他部署とも連携して受付業務等への適用範囲の拡大なども含めて検討し、必要であれば実証実験を継続することが望ましい。その際には、事前に一定の判断指標を設けるなどして、なるべく客観的な判断となるように配慮すべきである。

なお、多様性という視点で見た場合、本事業のパイロットとなるのは障害者に限定されるものではなく、将来的には障害者に限らず様々な活用も考えられるものであり、また、区において稼働することにより、民間への波及なども期待できるものである。区として、更に広い視野での活用を検討することも必要と考えられる。

9. インターンシップ

（1）事業の概要

① 事業の概要

区内在住で身体障害（令和4年10月から）・知的障害・精神障害または発達障害がある18歳以上の人を対象として、港区における1か月から3か月までの期間の就労体験の機会（短期インターンシップ実習）を提供する中でそれぞれの障害に適した業務及び就労内容のあり方を探り、障害者の職域の拡大や授産施設への業務委託の可能性を検証することを目的とするものである。また、短期インターンシップ実習参加者の中から、会計年度任用職員として採用してさらに長期間の就労機会を提供する、長期インターンシップ実習生（障害者就労体験職員）の試みも令和2年度から始めている。なお、現状では、インターンシップ実習生は、全て人事課に配置されている。

インターンシップ事業実施にあたり、参加者の選定やジョブコーチなどの支援業務を特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に委託している。

表 35 障害者インターンシップの実績

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
短期インターンシップ実習生	23	27	27	23	24
長期インターンシップ実習生*	-	-	-	1	2

*障害者就労体験職員（会計年度任用職員）

② 事業費の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	18,649	8,345	8,206
決算額	16,102	7,459	7,807

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度 決算額	主な内容
報償費	2,137	インターンシップ実習生手当
役務費	59	
委託料	5,610	インターンシップ実習生の募集、ジョブコーチによる指導等
合計	7,807	

（2）監査の結果

【意見】障害者インターンシップ事業について、人事課以外の職場でのインターン実施等も含め、制度の拡充について検討することが望ましい。

【理由】就労経験の少ない障害者にとって、本事業のように短期間のインターンにより仕事の経験を積むことには、自己の可能性を広げるために大きな意味がある。また、区としても、職員が障害者とともに働く体験の機会を得ることができるというメリットのある事業である。

しかし、現状、人事課のみでインターンシップ実習生の受け入れを行っていることから、インターンシップ実習生が経験できる業務の種類や量は限られており、また、インターンシップ実習生と交流できる機会を得られる職員も限定的になっているものと考えられる。

区の業務には、情報管理の問題等もあるため、全ての部署でインターンシップ実習生の受け入れをすることは困難と思われる。しかし、インターンシップ実習生が体験できる業務の多様化や、職員が障害者とともに仕事をできる機会を増やすため、インターンシップによる配置を人事課以外の部署に広げるなど、制度の拡充を検討することが望ましい。

V 子ども・子育て支援に関する事業

はじめに

（1）文部科学省中央教育審議会の「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の中間報告案には以下のようなことが示されており、昨今の子ども子育て支援に対する問題点が先鋭的に分析されており、今回の監査対象事業の選別においても参考としたことから、以下、多少の加筆修正をしつつも引用のうえ紹介する。

すなわち、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など我が国経済社会の急激な変化を受けて、人々の価値観や生活様式が多様化している一方で、社会の傾向としては、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、過度に経済性や効率性を重視する傾向、大人優先の社会風潮などの状況が見られるとの指摘がある。このような社会状況が、地域社会などにおける子どもの育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境を変化させている。そして、これらのことが複合的に絡み合っ、子どもの育ちに影響を及ぼしている要因になっているものと考えられている。

第1に、地域社会などにおいて子どもが育つ環境が変化している。子どもが成長し自立する上で、実現や成功などのプラス体験はもとより、葛藤や挫折などのマイナス体験も含め、「心の原風景」となる多様な体験を経験することが不可欠である。しかしながら、少子化、核家族化が進行し、子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響しあって活動するというような機会が減少するなど様々な体験の機会が失われている。

また、都市化や情報化の進展によって、子どもの生活空間の中に自然や広場などといった遊び場が少なくなる一方で、テレビゲームやインターネット等の室内の遊びが増えるなど、偏った体験を余儀なくされている。

さらに、人間関係の希薄化等により、地域社会の大人が地域の子どもの育ちに関心を払わず、積極的に関わろうとしない、または、関わりたくても関わり方を知らないという傾向が見られるといわれている。

第2に、子どもに対する教育が行われる一つの場としての家庭における子育てについても、その環境などが変化している。

言うまでもなく、子育てとは、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらすものである。実際、子どもの成長が感じられたとき、子どもの笑顔を見たときなどに、特に喜びを感じるなど、自分の子育てに満足している親は半数を超えている。このような子育ての喜びや生きがいは、家庭や地

域社会の人々との交流や支えあいがあつてこそ実感できるものである。

しかしながら、一方で、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に、本来、我が子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもにどのようにかかわっていけばよいかわからず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親も増えている。

こうした状況の中、児童相談所における虐待に関する相談処理件数も増加している。

また女性の社会進出が一般的になり、仕事と子育ての両立のための支援が進み、子育ての他にも、仕事やその他の活動を通じた自己実現の道が選択できる社会環境にある中で、子育てに専念することを選択したものの、そのような生き方で良いのか不安を覚え、子育ては「自分の人生にとってハンディキャップではないか」と感じてしまう親がいるとの指摘もある。一方で、物質的に豊かで快適な社会環境の中で育ち、合理主義や競争主義などの価値観の中で育った者が多い今の親世代にとって、必ずしも効率的でも、楽でもなく、自らが努力してもなかなか思うようにはならないことが多い子育ては困難な体験であり、その喜びや生きがいを感じる前に、ストレスばかりを感じてしまいがちであるとの指摘もある。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、労働時間の増加や過重な労働などの問題が生ずる傾向にあり、親が子どもと一緒に食事を取るなどの子どもと過ごす時間が十分ではなくなり、これも親の子育て環境に影響を与えている要因であるとの指摘もある。

(2)このような子育て環境を改善し、家庭や子育てに夢を持てる社会を実現するため、現在、子育て支援の取組が行われている。加えて、親が、子どもを育て、その喜びや生きがいを感じながらも、仕事やボランティア活動等、様々な形で社会とのかかわりを持つことで、子育ての他にも様々な活動を通じて自己実現を果たせる環境を整備することも求められている。

この点、港区では、「港区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から6年度までの5年間の子ども・子育て支援に関する区の取組をまとめた。上記の通り、わが国では少子高齢化が叫ばれている中、港区では、この数年毎年約2,900人の子どもが生まれ、ゼロ歳から14歳までの年少人口は、平成27年1月の29,519人から、令和2年1月には35,740人と5年間で6,221人も増えている。

このような子どもの人口が増加する中でも、平成31年には保育園の待機児童ゼロを達成し、令和3年4月には子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の複合施設として「港区子ども家庭総合支援センター」が南青山五丁目開設され、子育て環境の改善を図り、増加する児童虐待やDVなどの子ども

と家庭の問題に対し、未然防止から調査、援助、保護、里親委託、施設等への措置、家庭復帰、自立支援まで子どもの権利を擁護し、地域の関係機関と連携して、迅速に切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行っている。

（3）また、令和5年には、こども基本法の施行が予定されていることもあり、「多様性」という観点からは健全な子ども育成を達成することが必要不可欠であり、そのためには子育てをしている親への支援が必要不可欠であることから、本監査においては、港区における子育て支援事業、育児休業明けの支援事業、子どもの権利に関する事業、地域ぐるみでの青少年のリーダー育成事業や、上記の「港区子ども家庭総合支援センター」に関する事業を中心に監査を行った。

1. 子育てコーディネーター事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

児童及びその保護者、妊娠中の人々が教育・保育施設をはじめ、子育て支援事業を確実に円滑に利用できるよう両者をつなぐ支援を行うことで、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を図ることを目的とした事業（子育てコーディネーター事業）である。

相談業務については、利用者支援専門員（子育てコーディネーター）が、対象者（①区内に居住する18歳未満の児童及びその保護者、②区内に居住する妊婦、③区内に居住し、子育てに関する相談、情報提供等を必要とする人）の個別のニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を利用できるように支援するというもので、実施施設は港区子ども家庭総合支援センター（南青山五丁目7番11号）と子育てひろば「あい・ぽーと」（南青山二丁目25番1号）で行われている（月曜日から土曜日の午前10時から午後5時まで。ただし年末年始を除く）。

子育てコーディネーターは、NPO法人あい・ぽーとステーションが実施する子育て支援員の研修のうち、利用者支援員（コーディネーター）の資格が必要となる。あい・ぽーとがその選定をしている。この資格は厚労省が認めている資格で、あい・ぽーとが始めたものである。

区の職員が聞くとなると、区民としては話しにくいという事柄もある中で、コーディネーターが話を聞くという事業である。上記2つの実施施設に2人ずつ配属されている。NPO法人あい・ぽーとステーションに委託しており（コーディネーターの選定もあい・ぽーとが行っている。）、それぞれの施設における実績は以下の実績表のとおりである。

なお、関連事業として、子育て支援員研修事業などがある。

表 36 利用者支援事業の実績表

(単位：件)

実施施設 \ 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
子ども家庭支援センター	2,262	2,702	2,897	1,645	2,629
子育てひろば「あい・ぽーと」	2,552	2,526	2,526	1,453	1,535
合計	4,814	5,228	5,423	3,098	4,164

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	16,835	16,706	15,610
決算額	16,834	16,705	15,610

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
委託料	15,610	
合計	15,610	

（2）監査の結果

【意見】実施施設（履行場所）を再検討すべきである。

【理由】元々、子ども家庭支援センターは三田にあったことから、実施施設としては三田と南青山の2か所で行っていた。しかし、令和3年4月に港区子ども家庭総合支援センターが南青山に開設されたことから、実施施設が南青山のみとなっている。

この点、区民の利便性や地域的な公平性を考えると、南青山のみに2か所というのはやや歪な状況であり、他の場所での実施可能性についての検討をすべきである。

【意見】コーディネーターとの契約書や同意書等の確認を検討すべきである。

【理由】業務受託者である NPO 法人あい・ぽーとステーションと子育てコーディネーターとの間の契約書の確認が取れておらず、個人情報保護の文言や機密保持条項があるかどうかなどの確認ができていないので、早急に提出を求め、確認をすべきである。

2. 子育てひろば事業

(1) 事業の概要

① 事業の概要

地域の子育て家庭の保護者とその子どもが集える場を提供し、親子の相互交流の促進及び育児不安等に関する相談、援助等を行う子育てひろば事業を実施することにより、子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図るための事業である。また、保護者の社会参加やリフレッシュなど理由を問わず乳幼児を一時的に預かる港区乳幼児一時預かり事業を実施することにより、当該乳幼児の保護者の子育てを支援するとともに乳幼児の健全な育成を図るための事業も実施している。

上記のとおり①子育てひろばと②乳幼児一時預かりがあり、①子育てひろばは区内に在住するおおむね3歳未満の児童及びその保護者を対象としており、また、②乳幼児一時預かりは生後4か月から小学校就学前の児童を対象としており（後述の施設である「あっぴい台場」以外の各施設で実施している。）、事業実績は以下のとおりである。

また、『子育てひろば』という名称での事業は、以下のあっぴい以外にも「あい・ぽーと」、「Pokke」、子ども中高生プラザにも存在している。

この点、「子育てひろば」は、乳幼児と保護者が集まって、親同士のつながりや、そこにいるスタッフと話をすることでリフレッシュしたり、新たな気づきにより、虐待予防などにも繋がっている重要な施設となる。

また、港区子ども家庭総合支援センターにおいてもカフェなどの先進的な事業を行い、子どもと保護者がカフェにおいて気軽に交流できるような取組を試行しているところである。

表 37 子育てひろば利用者数

(単位：人)

施設名	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
あっぴい台場（定員 20 組）		6,589	7,878	7,581	2,494	3,708
あっぴい麻布（定員 35 組）		22,523	20,936	19,060	2,759	5,567
あっぴい港南（定員 10 組）		4,341	3,762	3,496	1,108	1,419
あっぴい港南四丁目（定員 20 組）		9,990	10,822	13,826	4,726	7,022
あっぴい新橋（定員 20 組）		6,983	6,036	6,586	1,173	1,272

あっぴい西麻布（定員 20 組）	15,523	15,334	13,009	1,787	2,519
あっぴい芝浦（定員 50 組）	26,156	31,406	28,788	7,936	15,144
あっぴい赤坂（定員 20 組）	229	13,058	12,983	2,304	3,864
あっぴい白金台（定員 20 組）		9,957	9,803	3,621	5,713

※ 平成 29 年度のあっぴい赤坂は 3 月分のみ

※ 令和 2 年 3 月 28 日から令和 2 年 6 月 18 日までは新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止（その後一部利用制限等をし予約制で再開）

表 38 乳児一時預かり利用者数

（単位：人）

施設名	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
あっぴい麻布（定員 15 人）		5,279	5,300	5,194	3,225	3,251
あっぴい港南（定員 14 人）		2,464	2,234	2,398	2,076	2,663
あっぴい新橋（定員 30 人）		3,227	5,342	5,920	3,744	5,018
あっぴい西麻布（定員 18 人）		4,375	5,191	4,567	2,055	2,010
あっぴい芝浦（定員 35 人）		11,592	11,462	11,890	8,587	9,940
あっぴい赤坂（定員 20 人）		53	4,444	5,793	3,036	3,182
あっぴい白金台（定員 20 人）			2,242	2,468	1,984	2,398

※ 平成 29 年度のあっぴい赤坂は 3 月分のみ

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	-	-	53,559
決算額	-	-	53,944

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和 3 年度決算額	備考
委託料	53,779	
負担金、補助及び交付金	164	
合計	53,944	

（2）監査の結果

【意見】全施設の情報共有を図るべきであり、そのための情報共有体制の構築を検討すべきである。

【理由】子ども中高生プラザは管理課の施設で、その他は子ども家庭支援センター所管の施設となっており、また、令和3年4月からあっぱいは各総合支所管理課へ移管となったが、全施設の情報共有の場を設けたことがなく、手が回っていないという状況にある。

そこで、運営状況に差があると区民への公平なサービスの提供が図られていないということにもなりえ、また、情報の共有化を図ることで問題点の洗い直しや他の施設の行っているサービスを参考にしてより良いサービスの提供が可能となる場合もあること等から、全施設の情報共有を図るべきである。

特に現在、港区子ども家庭総合支援センターにおいては、カフェ事業を始めとした先駆的な試行にチャレンジしているところであり、今後、他の施設に対して先駆的な試行をフィードバックし、実現可能性などについても検討しているところであることから、早急に全施設の情報共有体制を構築すべきである。

3. 育児休業からの復帰後の入所支援の充実

(1) 事業の概要

① 事業の概要

育児休業を1年間取得し、年度途中で復職を予定する保護者を対象に、育児休業明け入所予約制度を実施している。保育所入所は、入所を希望する月の前月（1月から4月は前年末）に申し込みを行うが、4月入所の申し込みをしていないことを条件に、5月から翌年3月までに入所する枠を予約するため、4月当初に申し込む制度である。保育所ごとの受け入れ予定数を超える申し込みがあった場合は、港区利用調整基準の基準指数により、指数の高い方から承諾し、同一指数の場合は抽選により承諾者を決定する。この制度により、子どもが1歳になるまで育児休業を取得し、復職する際の、保育所入所が確保できる。

また、保育コンシェルジュが様々な入園の相談を受け、対応している。保育コンシェルジュは3名体制であり、1人が芝浦港南地区で毎日、2人が芝地区・高輪地区、麻布地区・赤坂地区の各総合支所を分担し、週2日又は週3日相談を受けている。相談の受付は電話または母子手帳アプリによる事前予約制で、1人当たり1日4コマを、窓口または電話で相談対応を行っている。コンシェルジュは、会計年度任用職員で任用されており、保育士経験者の有資格者である。窓口相談以外に、子育てひろば「あっぴい」で出張説明会を行い、保育園の情報提供や、コンシェルジュの周知を行っている。

表 39 育児休業明け入所予約実績

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受け入れ予定数	60	60	105
申込者数	168	138	87
承諾者数	55	51	67

表 40 保育コンシェルジュ相談実績

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
窓口	756	412	608
電話	105	191	289

（２）監査の結果

【意見】次年度の入所予約枠の決定に際しての情報収集等の追跡調査を検討すべきである。

【理由】育児休業明け入所予約制度については、保育園の入園が以前よりも入りやすくなっているという状況の中で、入所予約制度を選択する人は、育児休業を1年間取得して、復職を予定する方である。保護者は、通常の入園申し込みと入所予約のいずれかを選択する必要がある、どちらも希望する保育所への入所が保証されるものではないため、各総合支所区民課窓口での説明や相談等を参考に、判断していると考えられる。

しかし、区民の申し込みに際しての希望状況などについて、制度へのフィードバックが十分ではなく、次年度の入所予約の受け入れ予定数をどの程度設けるべきかということにつき、例えば、令和元年は、60枠に対して168件の申し込みがあり、また、令和2年は138件の申し込みがあったとのことである。

この点、次年度の受け入れ予定数を決める際の基準としては、区で独自に決めているとのこと、育児休業を後押しするために令和3年からは枠を拡大し105枠に増やしたということである。

しかし、入所予約の受け入れ予定数の設定には、通常の入所の空き定員が減ることを考慮する必要があるが、実際に申し込みをした保護者に対して、通常の入園申し込みで4月入所とすべきであったか、それとも、本予約制度での申し込みをしてよかったと思っているかなどの調査を行い、区民への適切なサービス提供のために情報収集に努めるべきである。

【意見】保育コンシェルジュの予約につき可能な限り港区母子手帳アプリでの予約推奨を検討すべきである。

【理由】コンシェルジュへの相談予約は、港区母子手帳アプリからの予約か電話予約となるが、アプリでの予約の場合、直ちに予約システムで予約状況が反映される。すなわち、予約も予約の取り消しも直ちに反映されるので、予約のキャンセルがなされた場合に、予約枠に空きができたことを直ちに区民が確認することができる。ところが、電話の場合には、キャンセルも電話でのキャンセルとなるところ、保育課の時間外では対応ができないことはもとより、電話を受けて保育課の担当者がシステムに入力し、反映させなければならないことから、タイムラグが生じてしまうことになる。

もちろん、多様性の観点からは電話対応が必要な区民へのサービスも大切であるが、可能な限りアプリ上での予約を推奨するように区民に説明をすべきである。

また、アプリを推奨するという観点から、区民から見た予約システムの使い勝手の意見調査をし、区民の声を反映させるよう努めるべきである。

4. 子ども家庭支援センターへの家庭相談機能の統合による支援の充実

（1）事業の概要

① 事業の概要

令和3年度に、港区役所本庁舎7階子ども家庭課に設置していた「配偶者暴力相談支援センター機能を有する家庭相談センター」を、子ども家庭支援センターに統合した。

子ども家庭支援センターで実施してきた「子どもと家庭の総合相談」に加え、「DV防止に関すること」、「離婚などの家庭相談」、「ひとり親の支援に関すること」を併せて実施することで、子どもと家庭を一体的かつ総合的に支援できるようになった。これは、従来は、「子ども家庭支援センター」単体だった施設が、「子ども家庭総合支援センター」となり、子ども家庭支援センター・児童相談所・母子生活支援施設が一体となって同一建物内に配置されたことによって実現したものである。

港区子ども家庭総合支援センターの施設新設に伴い、今まで以上に情報共有や連携強化が図られている。

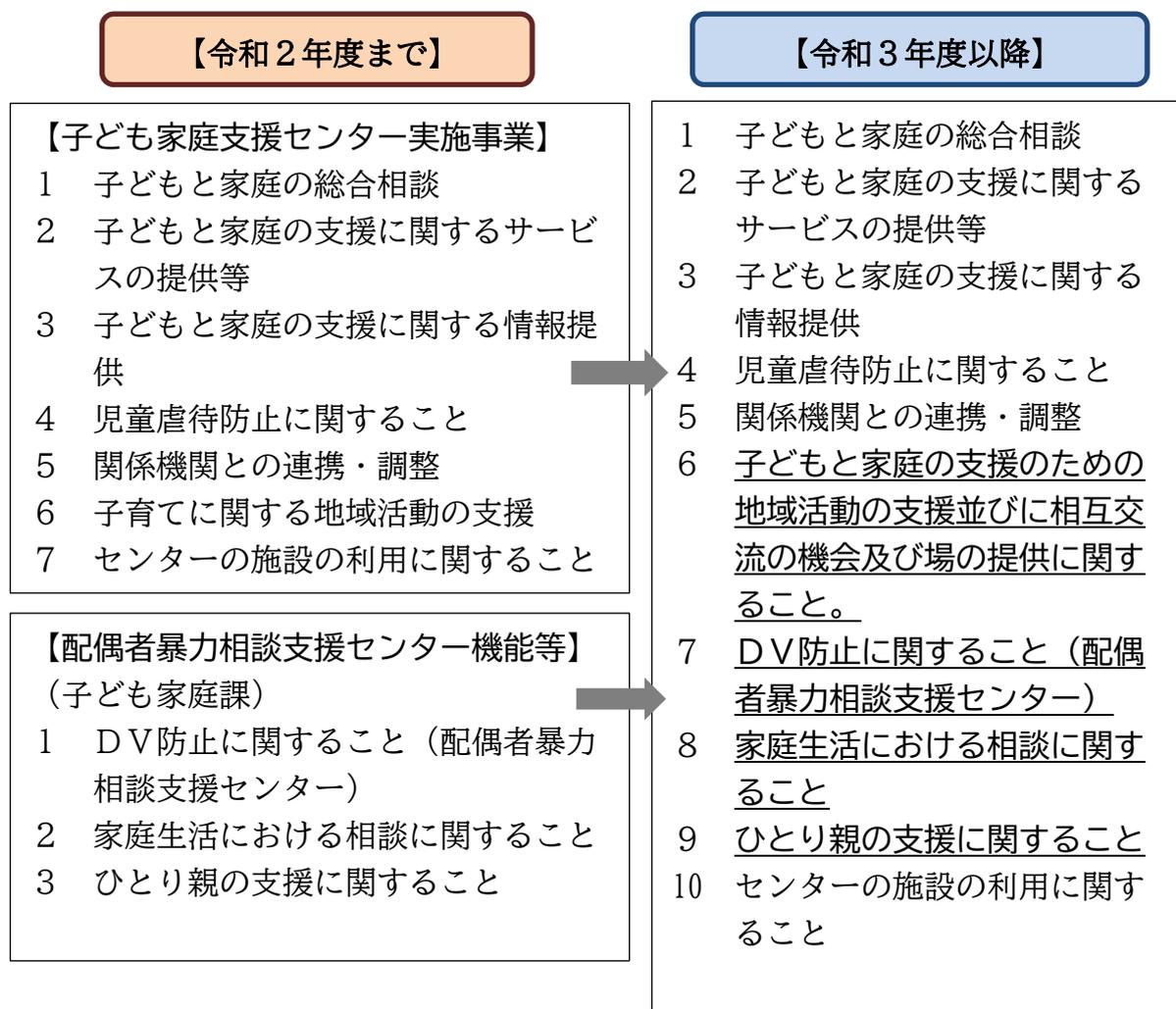
具体的には、子ども家庭支援部と児童相談所という異なる部署がセンターにおいて一緒に保護者との面接に同席することが可能となり、一度で、ひとり親支援にはこういうものがありますよ、また、子どもの支援にはこういうものがありますよ、という説明をすることができるようになった。

従前は、課が違うことから、どうしても縦割りの悪い部分が出てしまい、情報の共有ができない面もあったが、それが、課が一緒になり、また、部は跨ぐものの同一建物内に児童相談所があることから、同時に相談ができるようにもなった。

その成果としては、対応が困難になる前に、小さい段階での問題の摘み取りができるようになったことが挙げられる。

また、母子生活支援施設の方では、明治学院大学の大学生の実習生の受け入れ、児童との交流を図るなど地域に密着した取組も行われている。

図11 【子ども家庭支援センターが実施する事業】



（2）監査の結果

【意見】個人情報や相談内容の情報管理を徹底するため、適切な情報管理の方法や運用の在り方を整理し、施設内で周知を図ることを検討すべきである。

【理由】一つの施設になったことによって、事業の概要のとおり、子ども家庭支援部と児童相談所という部を跨いでの情報共有が実現可能となり、区民の公益性に資する結果となっている。

現状、相談の問合せがあった場合は、相談者の個人情報や相談内容はその係でのみ保有し、他係や他課へ共有しないのが原則である。

ただし、相談の内容によって、他部署が適切と判断した場合には、口頭により相談者の同意を得たうえで他部署を紹介し情報共有している。

また、虐待など一部の 경우에는、法に則って同意なしで他部署と情報共有して対応している。

しかし、現時点では、港区子ども家庭総合支援センターが新設されて間もないため、勢い日々の対応に追われ、人が人に伝えながら OJT で取り組んでいるというのが現状である。今後は問題点を振り返りつつ、個人情報や相談内容の情報管理を徹底するため、子ども家庭総合支援センターにおける情報管理の方法や運用の在り方を整理し、施設内で周知、徹底を図ることを検討すべきである。

5. 要保護児童・要支援児童等対策

（1）事業の概要

① 事業の概要

年に一回、子どもの権利についてのリーフレットを区立の小中学校に配布、毎年11月には、広報みなどに子どもの権利条約についての記事を掲載して、区民への周知啓発をしている。また、子どもの権利についてのリーフレットは希望があれば私立学校にも配布している。

さらに、子どもの権利条約の周知・啓発の一環として、区立小学校及び中学校の全児童・生徒に対し認知度調査を実施している。

令和3年度の回答率としては、小学校は95%、中学校は90%の回答であった。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,627	80,393	9,328
決算額	8,210	71,870	16,492

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
報償費	1,419	
旅費	661	
需用費	1,899	
役務費	547	
委託料	11,964	
合計	16,492	

「子どもの権利条約の啓発」の経費は317千円

（2）監査の結果

【意見】紙媒体の配布のみならず SNS の活用などによる啓発活動を検討すべきである。

【理由】これまでの啓発活動は、小中学校に対して調査票とともにパンフレットを配布するという方法であったが、まず、調査票についてはどのような形で配布をし、それに対してどのように児童・生徒が回答しているかまでは分からない状況である。令和3年度の調査によると、パンフレットの認知度が50%から60%程度であり、認知度を上げるための啓発活動が必要であるところ、港区は各部署でTwitterのアカウントを有しており、また、Facebookのアカウントもあることから、SNSを活用した更なる啓発活動に取り組むべきである。

特に、来年度にこども基本法が施行されることとなっていることから、今後リーフレットの改定などについても検討する必要があるが、SNSの活用についても検討すべきである。

6. 地区委員会活動支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

青少年対策地区委員会の活動として行われている「リーダー育成の支援」事業で、この青少年対策地区委員会は区立中学校通学区域ごとに設置された任意団体で、港区の10中学校地区で地区委員会を作っている。地域における青少年対策の推進母体として地域の青少年団体との連絡調整を図り、それらの活動を援助・協力し「港区青少年健全育成活動方針」に基づいて地域の実情に応じた様々な自主事業を実施して、青少年の健全育成活動を行っているところ、区はこれらの団体を支援することにより青少年の健全育成を図っている。

事業内容としては、①「組織活動補助金」及び「レベルアップ事業補助金」の交付、②地区委員会相互及び区（各総合支所協働推進課、子ども家庭支援部 子ども家庭課）との情報交換のため、会長会や担当者会などを開催している。地区委員会は、元PTA会長、民生委員などがメンバーになっている。

また、港区青少年対策地区委員会ハンドブックを各年度で発行している。事業への参加者数と事業の対象である青少年人口については以下のとおりである。

区立の中学校単位というのは単なる住所区域の問題であり、対象は区立の中学生だけではなく、幼児から大学生までを呼び掛けている。地区委員会のホームページを立ち上げているところもあり、イベントによって対象も異なる。

なお、多様性という観点からみたときに外国人枠は設けていないが、これは、港区の特徴として地域に外国人の方が多くおり、特段の枠を設けずとも普通に参加をしているという特徴がある。このように、外国人の方々も当然のように馴染んでいるので、あえて国籍を確認するということもなく、毎年、各地区の方で事業を企画し、実施している。

表 41 青少年人口と事業参加者数

（単位：人（事業参加者数は延べ））

地区 委員会	29.1.1 現在 29 歳以下	29 年度 事業 参加者	30.1.1 現在 29 歳以下	30 年度 事業 参加者	31.1.1 現在 29 歳以下	元年度 事業 参加者	2.1.1 現在 29 歳以下	2 年度 事業 参加者	3.1.1 現在 29 歳以下	3 年度 事業 参加者
御成門	4,211	1,868	4,234	1,996	4,269	1,635	4,464	34	4,537	540
三 田	9,046	3,890	9,441	3,887	9,742	4,710	9,895	1,223	9,981	414
高 松	7,827	2,277	8,143	2,093	8,328	2,032	8,293	163	8,320	73
港 南	13,667	2,238	14,010	1,762	14,164	1,691	14,553	393	14,575	461
白 金	4,998	1,253	5,035	1,207	5,181	1,037	5,192	1,977	5,091	1,890
六本木	9,570	295	9,921	355	10,183	816	10,217	115	10,090	182
高 陵	6,208	1,195	6,402	990	6,685	1,729	6,754	157	6,739	186
赤 坂	5,204	2,140	5,343	2,336	5,469	1,865	5,726	354	5,639	248
青 山	3,832	1,535	3,881	1,095	4,010	689	4,024	326	4,070	99
お台場	1,674	3,440	1,694	4,280	1,698	4,000	1,678	2,205	1,627	2,760
合計	66,237	20,131	68,104	20,001	69,729	20,204	70,796	6,947	70,669	6,853

具体的な活動内容としては、「港区青少年健全育成活動方針」に基づき、社会環境の浄化や青少年健全育成のため、みなとキャンプ村、運動会、スポーツ大会、音楽・映画鑑賞会、バスハイク、スキー・スケート教室、伝統工芸教室、防災訓練、餅つき、ラジオ体操、セミナー、環境実態調査、広報紙の発行など、各地区で特色のある活動を実施している。

また、三田地区委員会（<http://mcytfmac.blog.fc2.com/>）、高陵地区委員会（<http://www.kouryou-chiku.info/>）、青山地区委員会（<https://www.aoyama-minato.tokyo/>）では、独自のホームページにおいて活動内容の報告やイベントの告知、募集などを行っている。



令和4年10月22日開催の高陵地区委員会主催の小学校対抗スポーツ大会
（於 本村小学校校庭）

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	8,630	10,430	10,348
決算額	6,631	6,732	7,796

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
需用費	36	
負担金、補助及び交付金	7,045	
役務費	714	
合計	7,796	

（２）監査の結果

【意見】各地区間の活動に関する情報共有の充実策を検討すべきである。

【理由】令和元年から令和3年というコロナ禍における活動状況を見ると、白金地区においては令和元年と令和2年との比較において、また、御成門地区、港南地区、六本木地区、高陵地区、お台場地区においては令和2年と令和3年との比較においてそれぞれ事業参加者が増えているのに対し、他地区は減っている。

もちろん、コロナ禍において他地区も事業実施した点は評価をすべきところである。しかし、区として、白金地区や台場地区で参加者が増えた理由や、各地区において事業実施の目的を再確認し、さらなる各地区の情報共有の取組を進められたい。

7. 子育て家庭の生活や社会参加の支援

（1）事業の概要

① 事業の概要

家事、育児等について支援を必要とする妊娠中又は出産後の家庭に対して、一定の期間「ホームヘルパー」または、産前産後の母子専門の支援員「産後ドゥーラ」が訪問し、必要な家事及び育児支援を行うことにより、当該家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施の確保を図るための産前産後家事・育児支援サービス事業と、産前産後の母子専門支援員（産後ドゥーラ）の認定を受けるために必要な産後ドゥーラ養成講座の受講にかかる費用の一部を補助することにより、区の母子保健に関する事業に従事する産後ドゥーラを確保し、家庭の福祉の増進及び適切な養育の実施の確保を図るための母子専門支援員養成講座受講費助成事業の二つが事業内容である。

コロナ禍以前は登録世帯数が800世帯以上で、対象者は妊娠中か生後120日まで妊産婦のいる家庭であったが、令和4年11月から「ホームヘルパー」の訪問対象を3歳未満の子どもがいる家庭まで拡大した。

また、本事業の特徴は、単なる家事育児支援のみならず、産後ドゥーラを増やさないで支援事業が回らなくなることから、人の育成もしないといけないということで、産後ドゥーラの育成支援をしている点にある（令和3年4月1日から開始）。

ア. 産前産後家事・育児支援事業

（ア）家事支援

家事の経験及び能力を有するホームヘルパーが居宅を訪問し、家事支援を行うサービス。

- ・ 食事の準備
- ・ 住居の清掃及び整理整頓
- ・ 衣類の洗濯
- ・ 食材及び生活必需品の買い物
- ・ 検診の付添い

（イ）産後ドゥーラ

産前産後における母子に対する支援に関する専門家が居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他必要な支援を行うサービス。

- ・ 産後における生活設計の相談
- ・ 授乳時の見守り

- ・ 沐浴の援助
- ・ 子育て相談
- ・ （ア）に掲げるサービス

イ. 母子専門支援員養成講座受講費助成事業

（ア）対象

次に掲げる要件を全て満たす人

- ・ 産後ドゥーラの認定を受けていること
- ・ 港区産前産後家事・育児支援事業実施要綱第5条に規定する事業者に産後ドゥーラとして登録していること
- ・ 助成金の交付決定をした日又は区の母子健康に関する事業に従事を開始した日のどちらか遅い日から1年以上、区が実施する母子保健事業に産後ドゥーラとして従事する意思があること

（イ）助成対象経費

産後ドゥーラ養成講座の受講料

（ウ）助成金額

助成対象者一人につき 20 万円

表 42 産前産後家事・育児支援事業実績表

年度 区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録世帯数（世帯）	825	801	807	695	813
家事支援派遣回数(回)	5,099	3,894	4,181	3,600	3,701
産後ドゥーラ派遣回数 (回)	402	573	651	424	867
母子専門支援員養成講座助成人数（人）					9

（2）監査の結果

【意見】産前産後家事・育児支援サービス及び母子専門支援員養成講座受講費助成事業の認知度向上策を検討すべきである。

【理由】母子専門支援員養成講座受講費助成事業は令和3年度からスタートした新規事業であるが、令和3年度の助成を受けた人数は9名であり、産後ドゥー

ラを利用したいという人は潜在的には多いと思われるものの、未だドゥーラの数足りておらず、産前産後家事・育児支援サービスの更なる認知度向上が助成事業の認知度向上にも資するため、それぞれの事業の認知度を向上するための施策を検討すべきである。

VI 高齢者支援に関する事業

はじめに

高齢者支援に関する事業は、港区の保健福祉に関する計画のうちの港区高齢者保健福祉計画に基づく事業の一つとして行われており、上記計画の目指す姿は「住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、高齢者を地域で支え合う社会」であり、その重点施策として、①心豊かで健康な生活への支援、②認知症と共生する地域づくり、③日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実の3つが掲げられている。

今回の監査テーマである『多様性』の観点から高齢者支援に関する事業をみたときに、高齢者支援に関する全事業の中から、高齢者の社会参加を促進するための事業や、その前提としての情報提供事業、また、心豊かで健康的な生活を暮らせるための住居を構築するための支援や、だれもが安心して暮らせる地域づくりのためのネットワーク構築などの事業に焦点を当て、監査を行った。その結果、意見を述べるべき事業としては以下の4事業となった。

1. 港区シルバー人材センター支援

（1） 事業の概要

① 事業の概要

港区シルバー人材センター（以下「当センター」という。）の自主・自律的な運営を尊重しつつ、当センターの運営等に要する経費の一部を助成しているほか、高齢者の就業機会の確保のため、庁内において政策目的随意契約等を活用した発注促進のための取組を行う等、高齢者の就業を通じたいきがいづくりや社会参加の促進を目的とした事業である。

当センターの沿革は、昭和 53 年 10 月に港区高齢者事業団として発足し、昭和 55 年 12 月には社団法人化し、その後名称変更を経て、平成 23 年 4 月には公益社団法人に移行し、現在の公益社団法人港区シルバー人材センターとなった。

当センターの活動としては、事務局が区、事業所等及び一般家庭から仕事を受注し、「健康」で「働く意欲のある」60 歳以上の区内在住者である会員に仕事を紹介している。また、センター独自事業（年 3 回のセンター広報誌「みなとシルバーニュース」や月 1 回の会員向け情報誌「事務局だより」等の発行など）や各種ボランティア活動を行っている。

当センターの会員数等の事業実績については下記の実績表のとおりであるが、当センターの特徴としては女性の方が多く、これは他区と比べても珍しい特徴である（令和 3 年度の会員数が 1,702 人であり、男性が 819 人、女性が 883 人となっている。）。加えて、港区は、区の人口における 60 歳以上の入会組織率が 7 年連続 23 区で 1 位という素晴らしい活動実績を誇っている。

また、就業職種も多岐にわたっているという特徴があり、加えて、下記実績表のとおり、この 5 年間で徐々にではあるが右肩上がりに会員数が増えている。これは、勧誘運動として「1 + 1（ワンプラスワン）運動」という一人会員が一人を紹介するという草の根運動の成果である。また、社会貢献活動委員会があり、安否確認を兼ねたボランティア活動もしている。

さらに、センターの事業として前述のとおり高齢者の就労支援のみならず「いきがい」づくりも目的としているところ、狛江市を参考に、就業が厳しくなった会員が引き続き当センターの会員として残ることができるように「プラチナ会員」制度を令和 3 年度に導入した（現在約 30 人）。

表43 会員数・就業実人員・就業率の推移

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会員数(人)	1,637	1,665	1,676	1,686	1,702
就業実人数(人)	1,268	1,243	1,340	1,397	1,350
就業率(%)	77.5	74.7	79.9	82.9	79.3

表44 請負契約における事業実績

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
契約件数(件)	7,193	7,248	6,897	5,921	6,470	
就業人員(人)	延実人員	27,342	27,721	25,732	22,596	24,774
	延日人員	147,808	150,359	131,686	121,131	132,775
契約金(円)	配分金	627,305,841	657,460,086	550,224,703	495,523,975	547,089,271
	材料費	22,424,505	23,680,302	23,128,952	24,674,303	30,021,430
	事務費	67,321,980	72,769,018	65,078,099	65,964,698	70,373,246
	合計	717,052,326	753,909,406	638,431,754	586,162,976	647,483,947

表45 シルバー派遣事業における事業実績

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣労働登録会員数(人)	219	346	405	438	471
契約件数(件)	39	103	166	133	145
就業延人員(人日)	4,462	5,488	18,745	15,961	17,698
契約金額(円)	28,457,118	38,220,628	137,906,200	115,632,474	126,304,642

表46 補助金の推移

(単位:千円)

年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額	87,878	86,829	93,605	91,793	92,676

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	113,655	111,843	114,566
決算額	113,655	112,331	115,936

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
委託料	997	
工事請負費	2,212	
負担金、補助及び交付金	92,726	職員退職により返還金が発生した。
貸付金	20,000	
合計	115,936	

（2） 監査の結果

【意見】 貸付金の見直しを検討すべきである。

【理由】 「公益社団法人港区シルバー人材センター運用資金の貸付けに関する要綱」に基づき毎年2,000万円の運用資金貸付を行っているところ、これは補助金が入金されるまでのタイムラグに鑑みて事業資金が不足することを防ぐためであり、これにより会員に対する支払いが遅滞することなどを防止できている。なお、補助金が入金されると直ちに返金を受けるということでこれまで当該貸付金の回収に問題が生じたことはないようである。

しかし、区が特定の事業体に対してこのような穴埋めのための貸付を行うことが常態化していることは、当センターの資金繰りの改善努力に対する阻害要因ともなり、当センターが資金的に区に依存する体質を招きかねないため、本貸付金がなくとも事業資金に影響がないような財政案、事業計画を検討すべきである。

2. 高齢者自立支援住宅改修等支援事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

高齢者が居住する住宅を改修することによって、転倒予防や介護の軽減など在宅での生活の質を確保するための費用の助成事業（高齢者自立支援住宅改修）で、内容としては、65歳以上で自立判定者（介護認定の未判定者を含む）を対象とする「予防給付」と、65歳以上で既存の設備の使用が困難な区民を対象とする「設備給付」がある。

予防給付の対象工事は、手すりの取り付け、段差解消、床材の変更（滑り防止など）、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの工事である（助成限度額が合計 200,000 円。）。

設備給付の対象工事は、浴槽の取替え及びこれに付帯する必要な給湯設備等（助成限度額 379,000 円）、流し・洗面台の取替え及びこれに付帯する必要な給湯設備等（助成限度額 156,000 円）、便器の洋式化など（助成限度額 106,000 円）である。

高齢者自立支援住宅改修給付の流れとしては、

- ① 相談・コーディネート申請：申請の窓口は各地区の高齢者相談センターで、相談センター職員が対象者の自宅を訪問し、事業の該当になるか確認後、コーディネート申請を受理する。

↓

- ② コーディネーター訪問・給付申請：相談センター職員が対象者・住宅改修等コーディネーター（一級建築士・福祉住環境コーディネーター等の資格を持つ NPO 法人東京住宅バリアフリー推進センターの社員）・施工予定業者等と日程調整し、対象者を訪問して、本人の身体状況や家屋の状況、本人の自宅での生活状況等を確認する。この際に、併せて自立支援住宅改修給付申請を受理する。

訪問後に、住宅改修等コーディネーターが適切な施工が行われるよう指示書（工事仕様アドバイス）を作成する。

↓

- ③ 助成決定・工事着工：施工予定業者は指示書を基に作成した見積書等を高齢者支援課に提出し、区が助成決定を行い、対象者に決定通知書と給付助成券を郵送する。書類到着後に工事の着工。

↓

- ④ 工事完了：工事完了後、対象者は施工業者に給付助成券を渡すとともに

に、給付助成券の「対象者からの受領額」欄に記載されている金額を支払う（対象者の課税状況により利用者負担がある。）。

↓

- ⑤ 完了確認の調査：住宅改修等コーディネーターと相談センター職員が完了確認の調査を行い、対象者は工事完了届に署名をする。

また、事業の実績は以下の通りである。

表 47 実績表

（単位：件）

区分	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
手すりの取付け		57	55	56	50	48
床段差の解消		21	30	23	13	13
滑り防止や移動の円滑化等のための床材の変更		8	4	5	4	5
引き戸等への扉の取替え		11	9	4	6	5
洋式便器等への便器の取替え		2	—	6	1	1
その他これらの工事に付帯して必要な工事		1	1	—	1	—
浴槽の取替え及び必要な給湯設備等		59	64	45	35	24
流し、洗面台の取替え及び必要な給湯設備等		2	1	1	5	3
便器の様式化及びこれに付帯して必要な工事		5	1	6	3	4
合計		166	165	146	118	103

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
当初予算額	35,030	36,095	35,122
決算額	32,894	26,063	24,439

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
需用費	192	
委託料	3,270	
負担金、補助及び交付金	20,977	
合計	24,439	

（2）監査の結果

【意見】コーディネーターの安定的な確保のための対応策を検討すべきである。

【理由】事業概要の通り、自立支援住宅改修給付の申請手続においては、高齢者相談センターの担当者以外に、NPO法人東京住宅バリアフリー推進センターに所属する福祉住環境コーディネーター資格を有するコーディネーター（現在12名所属）が確認作業を行ったうえで、申請がされる流れになっている。

しかし、委託先は同NPO法人のみに依存をしており、他の業者の選定が困難な状況にあるところ、同NPO法人との契約が終了した場合の対応策として、コーディネーター無しでの本件事業の運用ができるかどうかなども含めた具体的検討をすべきである（他の区はコーディネーター無しで事業を行っているところもあり、また、港区も事業開始から2、3年はコーディネーター無しで行っていた期間があった。）。

また、コーディネーターの名簿は提出されているが、年齢が分からず、今後コーディネーターの高齢化が進んだ場合の人員確保などについても同NPO法人と協議をし、その対応策を具体的に検討すべきである。

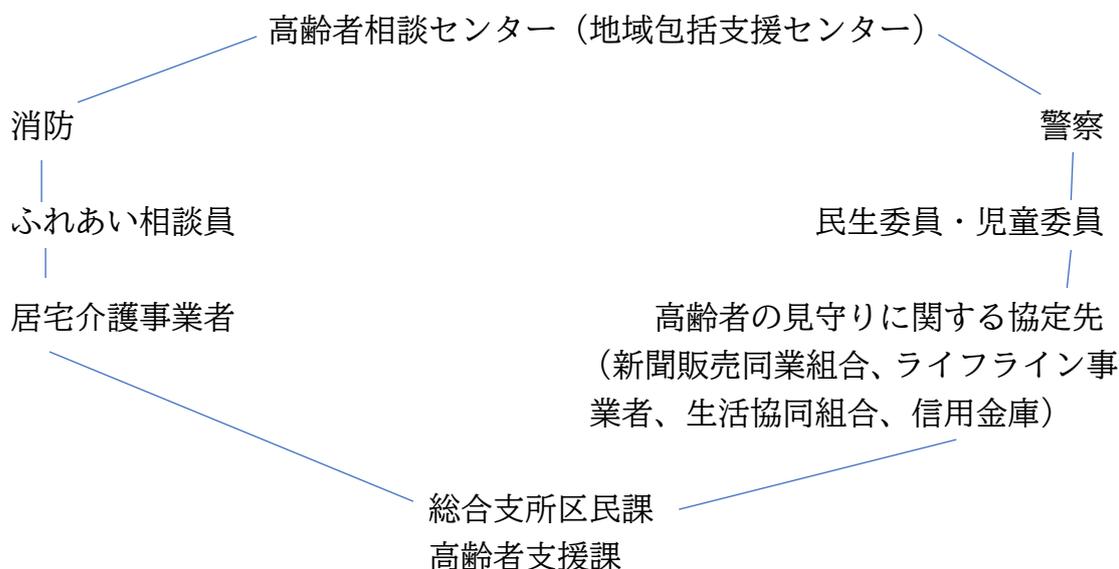
3. 高齢者セーフティネットワーク

(1) 事業の概要

① 事業の概要

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体及び関係機関と区との連携を図り、地域のセーフティネットワークを構築するための事業であり、主な事業内容としては港区高齢者地域支援連絡協議会の開催、地区における高齢者のセーフティネットワークの構築、地区高齢者支援連絡会の開催である。

図12 連携図



まず、港区高齢者地域支援連絡協議会は35人の委員で構成されており、会長が保健福祉支援部長、副会長が保健福祉支援部高齢者支援課長で、具体的な委員としては、①港区医師会代表、②弁護士、③警視庁愛宕警察署・三田警察署・高輪警察署・麻布警察署・赤坂警察署・東京湾岸警察署の各生活安全課長、④東京消防庁芝消防署・麻布消防署・赤坂消防署・高輪消防署の各警防課長、⑤民生・児童委員芝地区・高輪地区・麻布地区・赤坂青山地区・芝浦港南地区の各会長、⑥港区社会福祉協議会事務局長、⑦NP0代表、⑧介護支援専門員代表、⑨港区新聞販売同業組合組合長、⑩港区立地域包括支援センター白金の森・港南の郷の各施設長、港区立北青山・芝・南麻布の各地域包括支援センター施設長、⑪産業・地域振興支援部産業振興課長、⑫芝地区・麻布地区・赤坂地区・高輪地区・芝浦

港南地区の各総合支所区民課長、⑬保健福祉支援部介護保険課長である。

また、その所掌事項としては以下の事項がある。

- ・ 高齢者の孤独死の防止に関すること。
- ・ 高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援に関すること。
- ・ 認知症に関する普及啓発及び認知症の人とその家族への支援に関すること。
- ・ 高齢者の消費者被害の防止に関すること。
- ・ 区と関係機関等の相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- ・ その他地域の高齢者の生活、介護等に関して必要な事項に関すること。

次に、地区における高齢者のセーフティネットワークの構築事業は、高齢者をはじめ地域の人たちが気軽に参加できる交流の場を設置することで、各地区における具体的な事業は以下のとおりである。

- ・ 芝地区：新橋区民協働スペースにおける「地域で支え合う～アロマネットワーク～」として「地域高齢者支え合い講座」
- ・ 麻布地区：南麻布いきいきプラザ、西麻布いきいきプラザ、飯倉いきいきプラザ、ありすいきいきプラザにおける「ちょこっと立寄りカフェ」
- ・ 赤坂地区：赤坂地区総合支所、赤坂区民センターにおける「赤坂サロン」、赤坂地区高齢者相談センターにおける「青山サロン」
- ・ 芝浦港南地区：芝浦区民協働スペースにおける「みずベネット」、港南いきいきプラザにおける「みずベネット港南地区」、台場高齢者在宅サービスセンターにおける「みずベネット台場地区」

そして、協議会の地区組織として総合支所ごとに地区高齢者支援連絡会を開催している。

表 48 地区高齢者支援連絡会開催回数

(単位：回)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
会議名					
港区高齢者地域支援連絡協議会	2	2	2		2
地区高齢者支援連絡会	各地区 2	各地区 2	各地区 2		

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※ 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地区高齢者支援連絡会は中止

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,406	1,399	1,114
決算額	1,132	804	1,062

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
報償費	159	
需用費	903	
合計	1,062	

（2）監査の結果

【意見】救急通報システムの更なる普及啓発をすべきである。

【理由】年間十数件は孤独死が発生しており（令和3年度の区で把握した在宅高齢者の死亡事例は18件）、それを防ぐためにも救急通報システムの更なる導入が効果的であり、その前提として、ふれあい相談員が対象者に導入のための説明等をしているとのことであるが、ふれあい相談員の対象者が約6,300世帯であるのに対して、現在、救急通報システムを設置している世帯は約1,100世帯ということであり、見守りが必要なひとり暮らし高齢者への導入を促進するための更なる宣伝活動を行い、また、宣伝媒体の種類を検討（ポスターなどの紙媒体も含む）など、宣伝活動の有効性を検討すべきである。

4. 生活支援体制整備事業

（1）事業の概要

① 事業の概要

地域の高齢者向け事業や地域団体等の情報を掲載しているサイト（港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな！」）の運営事業で、地域の活動情報に関し活動内容をカテゴリー別に掲載し、また、キーワード検索や地区・住所からの検索等ができるようになっている。サイトの構築者は地域生活支援に特化した開発をしている会社で、生活支援コーディネーターが情報をアップしている。日ごろの業務によって把握したことにつき見える化をし、検索すると何ができるかといったことや、区が直接関与していないサークル活動なども含め、情報を一元化するためのサイトである。また、いきいきプラザにも紹介するなどして、認知度を上げている。生活支援体制整備事業上の予算で計上されている。

表 49 登録情報分野・情報登録数（令和4年3月31日現在）

（単位：件）

総数	686
交流の場・通いの場・社会参加	446
茶話会	55
居場所	5
運動	225
音楽	37
手芸・工作	21
料理・食事	2
文学・芸術	58
囲碁・将棋・麻雀	14
講座・教室	83
その他（交流の場・通いの場・社会参加）	19
ボランティア活動・しごと	95
ボランティア活動	93
仕事	3
その他（ボランティア活動・しごと）	—
利用できる活動場所	54
公的機関	50
その他（利用できる活動場所）	4

生活支援（食事・買い物・入浴等）	42
食材・日用品の宅配	2
移動販売	—
入浴	20
食堂（区施設内等）	12
お店	4
その他（食事・買い物・入浴）	4
高齢者や家族の相談・支援	24
相談機関	13
介護家族の会	15
認知症に関する相談	15
その他（高齢者や家族の相談・支援）	1
情報誌・マップ・カレンダー	25
情報誌	2
マップ	5
カレンダー	18
その他（情報誌・マップ・カレンダー）	—

※複数の項目に登録されている情報があるため、内訳の数値と合計が合わない場合がある。

② 事業費の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	23,777	22,755	24,369
決算額	23,751	22,569	24,339

③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	備考
報償費	156	
委託料	24,183	
合計	24,339	

（2）監査の結果

【意見】 システム承継に関する取り決めの協議をすべきである。

【理由】 本事業のために運営している Web サイトにつき、サイトの構築事業者は、地域生活支援に特化した開発をしている会社ということで、システム自体が港区用のパッケージになっている中で運用基準と運用マニュアルに基づき運用がされているが、当該サイトに関する所有権、著作権等の権利は全て当該事業者に帰属しており、仮に当該事業者との契約が終了するに際してのサイトの承継については契約書や契約内容となっている事業者作成の利用規約にはサイトの承継に関する定めがないため、事業者側の事情による契約終了に備えて、システム承継に関する取り決めの協議をすべきである。

Ⅶ 自治体としての港区における多様性の尊重に関する事業及び取組

はじめに

（１）地方自治法 252 条の 37 第 1 項は、包括外部監査人の監査について、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項〔注：地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。〕及び第十五項〔注：地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。〕の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と定めている。

自治体としての港区の多様性の尊重に関する事業及び取組は、直接の支出がないものが大半であり、必ずしもこの「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」に該当するものではないが、港区における多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行を監査するに当たり、それを推進する港区自身の多様性はどうかを確認しないのでは十分とはいえないし、区民及び区職員の関心事でもあると思われるため、これを監査対象として取り上げることにした。

（２）ところで、均質性が高い組織の場合、偏った判断や非合理的な判断が、それと気づかれることなく採用されてしまうおそれがある。組織内の多様性を確保し、多様な意見を反映できるようにすることは、組織にとって重要であり、特に、性別、外国人、障害者、子ども子育て等に関する課題を取り扱う行政（地方公共団体）にとっては重要である。港区内で多様性を確保することは、港区ひいては港区民の利益に資するものであると考える。このような観点から監査の対象を選定した。

また、自治体としての港区の多様性を確保するために何をすべきかについては一義的でない。そこで、監査の客観性を確保するため、何をすべきことになっているのか（目標）、そして、それができているのか（実績）を1つずつ監査することにした。

（３）なお、内閣府が公表しているデータ「市区町村女性参画状況見える化マップ」（https://wwa.cao.go.jp/shichoson_map/?data=1&year=2021）を集計す

ると、特別区における①審議会委員に占める女性の割合、②管理職に占める女性の割合、③男性公務員の育児休業取得率の状況は、次のとおりである。

①審議会委員に占める女性の割合（令和3年4月1日現在。地方自治法202条の3に基づく審議会等に限る）（「市区町村女性参画状況見える化マップ」の出典である「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和3年度）」の「東京都」について）

（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2021/shikuchoson.html>）

（<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/2021/pdf/skc/13.pdf>）

1	目黒区	36.8%	(183人／497人)
2	世田谷区	35.5%	(305人／860人)
3	足立区	35.1%	(323人／919人)
4	杉並区	33.8%	(254人／751人)
5	中野区	32.7%	(172人／526人)
6	豊島区	32.6%	(266人／817人)
7	渋谷区	32.3%	(323人／999人)
8	新宿区	31.8%	(231人／727人)
9	練馬区	31.4%	(197人／628人)
10	文京区	30.2%	(149人／494人)
11	墨田区	30.1%	(282人／936人)
12	葛飾区	30.1%	(203人／675人)
13	板橋区	29.2%	(184人／630人)
14	港区	28.7%	(82人／286人)
15	千代田区	27.1%	(131人／483人)
16	台東区	26.7%	(188人／704人)
17	北区	24.5%	(169人／690人)
18	中央区	24.2%	(107人／443人)
19	江東区	23.4%	(154人／658人)
20	品川区	23.2%	(144人／622人)
21	江戸川区	22.8%	(194人／852人)
22	荒川区	22.0%	(63人／286人)
23	大田区	21.7%	(163人／752人)

②管理職に占める女性の割合（令和3年4月1日現在）

1	台東区	23.3%	(20人／86人)
---	-----	-------	-----------

2	中野区	22.4%	(22人／98人)
3	目黒区	22.2%	(18人／81人)
4	杉並区	22.0%	(28人／127人)
5	豊島区	21.2%	(22人／104人)
6	板橋区	20.6%	(21人／102人)
7	練馬区	20.4%	(23人／113人)
8	荒川区	20.0%	(16人／80人)
9	港区	19.6%	(19人／97人)
10	世田谷区	19.0%	(39人／205人)
11	新宿区	18.3%	(19人／104人)
12	品川区	18.2%	(16人／88人)
13	大田区	17.7%	(32人／181人)
14	渋谷区	17.2%	(16人／93人)
15	千代田区	16.9%	(12人／71人)
16	墨田区	16.5%	(13人／79人)
17	中央区	16.4%	(11人／67人)
18	江戸川区	16.3%	(16人／98人)
19	葛飾区	15.7%	(18人／115人)
20	江東区	15.5%	(18人／116人)
21	北区	14.8%	(13人／88人)
22	足立区	11.7%	(17人／145人)
23	文京区	9.6%	(9人／94人)

③男性公務員の育児休業取得率（令和2年度）

1	文京区	71.4%	(15人／21人)
2	港区	62.9%	(22人／35人)
3	豊島区	52.2%	(12人／23人)
4	中央区	50.0%	(10人／20人)
5	荒川区	46.3%	(19人／41人)
6	目黒区	44.4%	(8人／18人)
7	千代田区	42.1%	(8人／19人)
8	世田谷区	40.0%	(32人／80人)
9	江戸川区	40.0%	(26人／65人)
10	新宿区	36.4%	(16人／44人)
11	江東区	35.7%	(20人／56人)
12	中野区	35.5%	(11人／31人)

13	北区	34.6%	(18人/52人)
14	練馬区	33.3%	(17人/51人)
15	杉並区	32.6%	(15人/46人)
16	品川区	32.5%	(13人/40人)
17	台東区	31.0%	(9人/29人)
18	板橋区	27.3%	(15人/55人)
19	葛飾区	26.2%	(11人/42人)
20	渋谷区	25.0%	(4人/16人)
21	足立区	23.1%	(15人/65人)
22	大田区	19.7%	(14人/71人)
23	墨田区	18.2%	(6人/33人)

本分野における監査の対象とした事業・取組は、次のとおりである。

(1) 第4次港区男女平等参画行動計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

① 女性の参画推進のためのガイドラインの作成・周知（人権・男女平等参画担当）

② 審議会等委員の女性参画の推進（人権・男女平等参画担当）

③ 性別にかかわらず参加できる工夫（人権・男女平等参画担当）

④ 職務分担の男女平等の推進（人権・男女平等参画担当）

⑤ 職員の意識・実態調査の実施・検証（人事課）

⑥ 職員研修の充実（人事課）

⑦ ハラスメントの予防と相談窓口での解決（人事課）

⑧ 同上（教育人事企画課）

⑨ 管理監督者の育成（人事課）

⑩ 女性職員の活躍促進（人事課）

⑪ 男性職員の育児参加の推進（人事課）

⑫ 長時間労働改善の取組推進（人事課）

(2) 港区国際化推進プラン（令和3年度～令和8年度）

⑬ 地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及（人事課）

⑭ 職員の多文化共生意識の定着（人事課）

⑮ 職員の語学力の把握による適材適所の職員配置（人事課）

(3) 港区障害者計画（令和3年度～令和8年度）

⑯ 障害者就労施設等からの物品等の調達推進（障害者福祉課）

- (4) 港区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
 - ⑰ 子ども家庭支援センターの相談体制の充実（子ども家庭支援センター）
 - ⑱ 社会的養護の施設の適正な運営の確保（子ども家庭課、児童相談課）
 - ⑲ 特別支援教育の推進（教育人事企画課）
 - ⑳ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策（子ども家庭課）
 - ㉑ リーダー育成の支援（子ども家庭課）

- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律
 - ㉒ 障害者雇用率制度（人事課）
 - ㉓ 障害者活躍推進計画（人事課）
 - ㉔ 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（人事課）
 - ㉕ 障害者雇用推進者（人事課）
 - ㉖ 障害者職業生活相談員（人事課）
 - ㉗ 障害者を免職した場合の届出（人事課）

1 職員の意識・実態調査の実施・検証（人事課）

(1) 事業・取組の概要

「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、男女が等しく仕事と生活の調和を実現できる職場環境の醸成のため、職員の意識啓発に取り組むというものであり、令和3年度は、令和3年3月に策定した新たな「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる施策をもとに、男女ともに子育てする職員を積極的に支援することで女性が仕事のしやすい職場環境づくりに取り組むことになっていた。

令和3年度の実績としては、テレワークを推進することで「勤務庁での勤務」という固定観念にとらわれることなく、自宅での勤務を可能とすることで、通勤等に係る負担軽減を図り、子育て等と仕事を両立しやすい環境を整えた。また、コロナ禍における感染予防対策及び柔軟な働き方の観点から、積極的に実施するため特例的に実施区分や実施上限を拡大し運用した。

（2）監査の結果

【意見】職員のテレワーク推進の事業を「職員の意識・実態調査の実施・検証」として位置づけることが適切かどうか検討すべきである。

【理由】計画上の事業に関する説明では、「港区職員ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、男女が等しく仕事と生活の調和を実現できる職場環境を醸成するため、職員の啓発に取り組みます。」とされているが、紐づく事業は人事課の「テレワーク推進」となっている。「テレワーク推進」の事業の内容は、職員のテレワーク用のスマートフォンに係る経費である。その支出として、テレワークの端末利用料金が位置づけられている。

テレワーク推進の事業の執行自体に違法性、不当性があるとはいえないが、これを「職員の意識・実態調査の実施・検証」として位置づけることが適切かどうか検討すべきである。

2 ハラスメントの予防と相談窓口での解決（人事課）

（1）事業・取組の概要

各種ハラスメントの防止に向け、啓発週間の実施により、意識の浸透を図る、また、労使による苦情処理委員会や教育委員会事務局内のセクシュアル・ハラスメント防止委員会を中心に、相談や苦情の処理について取り組むというものであり、令和3年度は、引き続き、苦情処理相談窓口や相談方法の周知を図ることで職員が相談しやすい環境を整え、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ることになっていた。

令和3年度の実績としては、ハラスメント防止週間の実施期間中にハラスメント相談窓口を設置し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布するとともに、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を通して職員のハラスメント防止に関する意識の啓発を図った。

（2）監査の結果

【意見1】苦情処理窓口担当の利用についてアンケートを取るなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。

【理由】令和3年度は、苦情処理窓口担当（以下「窓口担当」という。）の利用（港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱9条）が6件、委員会への申出（同要綱10条）が0件である。なお、実態として、制度外の組合相談があり、そちらが利用されている。

必ずしも窓口担当の利用が低調とはいえないが、組合相談が利用されている実態もある。

ハラスメント防止週間の実施期間中にハラスメント相談窓口を設置し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布し、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を実施しているが、さらに、窓口担当の利用についてアンケートをとるなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。

なお、環境的ハードルではなく、心理的ハードルが問題である場合は、窓口担当を利用しても人事評価に影響しないこと、報復に対してはそれ自体を不祥事として対応すること、窓口担当を利用することは組織の問題が是正される価値のある行為であることを共通認識とすることが重要である。

【意見2】外部有識者を苦情処理窓口担当とすることを検討すべきである。

【理由】苦情処理窓口担当が内部の職員等であり（港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱別表2）、相談窓口利用の選択肢を増やして心理的ハードルを低くするためにも、外部有識者を窓口担当として追加することを検討すべきである。

港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱別表2
別表2（第9条関係）

窓口担当
総務部人事課人事係長
総務部人事課健康管理担当係長
職員団体が推薦する者2人
総務部人事課長が指定する職員
職員団体が指定する者

3 ハラスメントの予防と相談窓口での解決（教育人事企画課）

（1）事業・取組の概要

各種ハラスメントの防止に向け、啓発週間の実施により、意識の浸透を図る、また、労使による苦情処理委員会や教育委員会事務局内のセクシュアル・ハラスメント防止委員会を中心に、相談や苦情の処理について取り組むというものであり、令和3年度は、引き続き、苦情処理相談窓口や相談方法の周知を図ることで職員が相談しやすい環境を整え、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ることになっていた。

令和3年度の実績としては、ハラスメント防止週間の実施期間中にハラスメント相談窓口の設置をメールで周知し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布するとともに、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を通して職員のハラスメント防止に関する意識の啓発を図った。

（2）監査の結果

【意見】相談窓口についてアンケートを取るなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。

【理由】問題が幼稚園、学校に滞留しないようにする必要があるが、令和3年度の相談実績は0件（ただし、東京都相談窓口経由では1件）である。

人事課のハラスメント防止週間にあわせて、その実施期間中にハラスメント相談窓口の設置をメールで周知し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布し、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を実施しているが、さらに、相談窓口についてアンケートをとるなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。また、その際、潜在的需要の調査も合わせて行うべきである。

4 男性職員の育児参加の推進（人事課）

（1）事業・取組の概要

男性職員が主体的に子育てを行い家事・育児等の多様な経験を得るとともに社会全体で子育てを担う風土を醸成するため、男性職員の育児参加を推進し、男女がともに仕事と子育て等の両立がしやすい職場環境の整備を進めるというも

のであり、令和3年度は、男性職員の子育て参加を促す各制度の周知及びこれらの活用を可能にする職場環境づくりを引き続き推進し、男性職員の子育て休業取得率50%以上を目指すことになっていた。

令和3年度の実績としては、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に基づき、男性職員の子育て参加の啓発を継続した結果、令和3年度における男性職員の子育て休業取得率は56.7%となり、事業目標を達成した。

（2）監査の結果

【意見】男性職員の子育て参加を促す各制度の活用を可能とする職場環境づくりについて、具体的な施策を検討すべきである。

【理由】事業内容は「男性職員の子育て参加を推進し、男女がともに仕事と子育て等の両立がしやすい職場環境の整備」であり、令和3年度の実績は、「これら（注：男性職員の子育て参加を促す各制度）の活用を可能にする職場環境づくり」であるが、令和3年度の実績として、これに対応するものがない。

所属する男性職員による子育て参加を促す各制度の利用状況を管理職の人事評価の着眼点に取り入れるなど、「男性職員の子育て参加を促す各制度の活用を可能とする職場環境づくり」について、具体的な施策を検討すべきである。

5 審議会等委員の女性参画の推進（人権・男女平等参画担当）・女性職員の活躍促進（人事課）

（1）事業・取組の概要

前者は、男女が対等な立場で責任を分かち合い、意見を平等に反映させるため、女性の参画推進のためのガイドラインを活用し、審議会等の女性委員比率を向上させるよう取り組むというものであり、令和3年度は、女性の参画推進のためのガイドラインを活用し、審議会等の女性委員比36.8%をめざすことになっていた。

令和3年度の実績としては、女性委員比率は36.1%、女性委員がいない審議会などの数は3である（地方自治法202条の3に基づく審議会等のほか、要綱に基づく審議会等も含む。）。

後者は、人事部門と各職場で人材育成を担う所属長、係長といった管理監督者との連携を強化し、職員一人ひとりの能力やライフイベントに応じたキャリア形成を支援するというものであり、令和3年度は、新たに策定した「港区職員の

ワーク・ライフ・バランス推進プラン」の「女性職員の活躍推進プログラム」に掲げた数値目標の達成に向け、管理職への昇任に対する不安を軽減させるための相談体制の充実やキャリア形成の支援に取り組むことになっていた。

令和3年度の実績としては、令和7年度までに、管理職に占める女性職員の割合30%を目指し、管理職を担える人材の早期育成のため、管理職選考受験対象者へ受験を勧奨した。管理職に占める女性職員の割合が18.8%から19.6%に上昇した。また、管理職昇任選考合格者及び受験者に占める女性職員の割合も増加傾向にある。

（2）監査の結果

【意見】審議会の女性委員の比率などの情報をよりわかりやすく発信することを検討すべきである。

【理由】これらの事業・取組については、結果として目標を達成できていない（ただし、令和3年度現在）。女性の審議会等委員の数（率）、女性職員の管理職の数（率）を向上させるのに決め手となるような対策は見いだされていないが、一歩ずつ社会的気運を醸成すること、そのためには区民に対して情報の透明性を高めることが重要である。情報を外部に発信することで、内部で施策を推進する際の動機づけになることが期待される。

この点、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）では、女性の活躍に関する情報公表が義務付けられており、女性の管理職比率や男女別の育児休業取得率が、情報の公表項目の選択肢として位置づけられている。

また、育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）の改正により、令和5年4月から、男性の育児休業等の取得状況の公表が義務付けられることになっている。

さらに、令和4年6月13日、金融庁が、「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」を公表したことを受けて（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html）、政府は、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有価証券報告書において、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差を公表することを義務づける見込みになっている（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221107/20221107.html>）。

管理職の女性職員比率については区ホームページ「港区における女性の職業選択に資する情報の公表」（<https://www.city.minato.tokyo.jp/jinji/kodomo>

/kodomo/hoshin/kouki.html) で公表されているが、審議会委員等の女性比率、管理職の女性職員比率及び男性職員の育児休業取得率について、民間の取組を参考にして、よりわかりやすく情報を発信することを検討すべきである。

なお、審議会等については、クォータ制（社会的少数者の差別解消を目指し、一定の比率で人数を割り当てる制度のこと）の導入も有力な手段になり得るものとする。また、女性であることのほか、他の背景や属性のある方が入ることによって多様性が促進される面があり、それにより多様な意見を政策に反映させることが重要であるとする。

6 性別にかかわらず参加できる工夫（人権・男女平等参画担当）

（1）事業・取組の概要

審議会等に子育て世代が参加できるよう、開催に当たっては、一時保育の用意や夜間開催するなど、工夫するというものであり、令和3年度は、委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育や夜間開催等の工夫をすることになっていた。

令和3年度の実績としては、各課において委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育の用意や開催時間を工夫した。また、人権・男女平等参画担当において、事業実績調査を担当課に依頼し、取組の進捗状況を確認した。

（2）監査の結果

【意見】 事業実績調査の結果の活用を検討すべきである。

【理由】 取組の進捗状況を確認することは重要であるが、せっかく実績調査をしているのであるから、調査結果を集計・分析して、各課の取組について庁内で情報共有して次の施策に活かすなど、実績調査の結果の活用を検討すべきである。

以上